

官報

号外

昭和三十三年三月二十九日

○第二十六回 参議院會議録第二十号

昭和三十三年三月二十九日(金曜日)午
前十一時二十八分開議

議事日程 第十九号

昭和三十三年三月二十九日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とスウェーデン
との間の条約の実施に伴う所得
税法の特例等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 漁船再保険特別会計におけ
る給与保険の再保険事業につい
て生じた損失をうめるための一
般会計からの繰入金に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 補助金等の臨時特例等に関
する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 所得税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 法人税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 租税特別措置法案(内閣提
出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 国土開発縦貫自動車道建設
法案(第二十二回国会衆議院提
出、第二十六回国会衆議院送付)

(委員長報告)

第八 住宅金融公庫法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

(委員長報告)

第九 商工組合中央金庫法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

(委員長報告)

第一〇 信用保証協会法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

(委員長報告)

第一一 厚生省設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

(委員長報告)

第一二 建設省設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

(委員長報告)

第一三 昭和三十一年度分として
交付すべき地方交付税に関する
特例に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

(委員長報告)

第一五 昭和二十九年年度一般会計
歳入歳出決算、昭和二十九年年度
特別会計歳入歳出決算、昭和二
十九年度国税収納金整理資金受
払計算書、昭和二十九年年度政府
関係機関決算書

(委員長報告)

第一六 昭和二十九年年度国有財産
増減及び現在額総計算書

(委員長報告)

第一七 昭和二十九年年度国有財産
無償貸付状況総計算書

(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨二十七日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

内閣委員 横川 信夫君

法務委員 酒井 利雄君

大蔵委員 泉山 三六君

農林水産委員 田中 啓一君

運輸委員 石原幹市郎君

同 堀木 謙三君

同 平島 敏夫君

同 西岡 八郎君

同 最上 英子君

建設委員 大谷 登彌君

同 高橋進太郎君

同 野村吉三郎君

同 小幡 治和君

同 佐野 廣君

同 土田国太郎君

同 苦米地英俊君

同 松浦 清一君

同 中田 吉雄君

同 近藤 鶴代君

同 久保 等君

同 石坂 豊一君

同 木村篤太郎君

同 西田 信一君

同 藤田 進君

同 新谷寅三郎君

懲罰委員 同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 西岡 八郎君

法務委員 大谷 登彌君

大蔵委員(国会法第四十二(条第三)
項の規定によるもの) 下條 康徳君

農林水産委員 平島 敏夫君

運輸委員 最上 英子君

同 横川 信夫君

同 田中 啓一君

同 堀木 謙三君

通信委員 石原幹市郎君

同 酒井 利雄君

建設委員 西田 信一君

予算委員 泉山 三六君

同 石坂 豊一君

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

消防団員等公務災害補償責任共済基
本法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

森林法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

私立大学の研究設備に対する国の補
助に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とスウェーデンとの間の条約の実
施に伴う所得税法の特例等に関する
法律案可決報告書

漁船再保険特別会計における給与保
険の再保険事業について生じた損失
をうめるための一般会計からの繰入
金に関する法律案可決報告書

同日議長において、予備審査のため左の議案
が送付された。

消防団員等公務災害補償責任共済基
本法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

森林法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

私立大学の研究設備に対する国の補
助に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とスウェーデンとの間の条約の実
施に伴う所得税法の特例等に関する
法律案可決報告書

漁船再保険特別会計における給与保
険の再保険事業について生じた損失
をうめるための一般会計からの繰入
金に関する法律案可決報告書

同日議長において、予備審査のため左の議案
が送付された。

消防団員等公務災害補償責任共済基
本法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

森林法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に送付した。

私立大学の研究設備に対する国の補
助に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

所得に対する租税に関する二重課税
の回避及び脱税の防止のための日本
国とスウェーデンとの間の条約の実
施に伴う所得税法の特例等に関する
法律案可決報告書

漁船再保険特別会計における給与保
険の再保険事業について生じた損失
をうめるための一般会計からの繰入
金に関する法律案可決報告書

二〇八

○議長（松野鶴平君） 日程第一、所得

○議長（松野鶴平君） 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

日程第二、漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

日程第三、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四、所得税法の一部を改正する法律案

日程第五、法人税法の一部を改正する法律案

日程第六、租税特別措置法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上、六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十

七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）
第二条 所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でスウェーデンの居住者又は法人である者（所得税法の施行地に条約第二条第一項（イ）に規定する恒久的施設を有する者を除く。以下

同じ。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第二十八条第二項又は第四十条の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2 前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額の同項に規定する所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、同項に規定する所得に対応する部分の金額は、

当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうちに占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）
第三条 前条に定めるものを除くほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後）に開始する事業年度以後の事業年度（以下「施行年度」という。）に生ずる所得について、第二条第一項中同法第四十一条の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
船給再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

政府は、漁船乗組員給付保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三条第一項に規定する給付保険の再保険事業の昭和三十一年度の決算上の損失及び昭和三十一年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十一年度において、一般会計から、九千四百八十万九千円を限り、漁船再保険特別会計の給付保険勘定に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九号)

の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第九項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

一日に、「昭和二十九年分、昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分」を「昭和二十九年分から昭和三十一年度分まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和二十九年分、昭和三十年分及び昭和三十一年度」を「昭和二十九年分から昭和三十一年度までの間」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

所得税法目次中「第一節 所得金の計算(第九条―第十一條の二)」を「第一節 所得金の計算(第九条―第十一條の二)」に改める。

第二節 所得控除(第十一條の三)

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

第十一條の三 所得金の計算(第九条―第十一條の二)を

及び外国の国籍を有する者を除く。以下本条において同じ。」とする。

以下の勤務については、この法律の施行地外においてなした勤務を含む。若しくは人の勤務の提供に因り又は当該勤務若しくは人の勤務の提供に係るものとして、俸給、給料、賃金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ)、恩給、賞与、退職給与若しくはこれらの性質を有する給与若しくは年金、恩給若しくは退職給与に類する給与(年金、恩給、退職給与及びこれらの性質を有する給与並びにこれらに類する給与については、国家公務員又は地方公務員として勤務したことに因り又は当該勤務に係るものとして支給されるものを除くほか、その者がこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間になした勤務に係るものに限る。)又は人的勤務の提供に係る報酬の支払を受けるとき

第一条第二項第八号中「所得」の下に「の支払を受けるとき」を加え、同条第三項中「(日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者を除く。)」を削り、同条に次の一項を加える。

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、

納税義務に係る規定及び第五章の規定による源泉徴収を行う義務がある者に係る規定(これらの規定に係る第九章の規定を含む。)の適用については、これを法人とみなす。

第二条第三項を次のように改める。

年の中途において、非永住者以外の居住者が非永住者となつたとき、居住者が非居住者となつたとき、非居住者が非永住者となつたとき又は非居住者若しくは非永住者が非永住者以外の居住者となつたときは、その者がその年において非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者であつた期間に應じ、当該期間内に生じた前三項に規定する所得に対し、所得税を課する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

居住者のうち、この法律の施行地に現に住所がなく過去一年以上五年以下の期間居所又は住所を有する者(以下本条において非永住者という。)については、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、この法律の施行地に源泉がある所得の全部及びその他の所得でこの法律の施行地において支払われ又はその施行地外から

送金されたものに対し、所得税を課する。

第五条の二第二項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「旅費、旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第八条第一項中「四万円」を「五万円」に、「第十一條の三乃至第十一條の七」を「第十一條の四乃至第十一條の八」に改め、同条第四項中「規定により遺族年金」を「規定による遺族年金(恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして命令で定めるものを含む。以下同じ。)」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第一号中「八万円」を「九万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

第九条第五号中「その十分の二に相当する金額(その金額が八万円を

送金されたものに対し、所得税を課する。

第五条の二第二項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「旅費、旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第八条第一項中「四万円」を「五万円」に、「第十一條の三乃至第十一條の七」を「第十一條の四乃至第十一條の八」に改め、同条第四項中「規定により遺族年金」を「規定による遺族年金(恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして命令で定めるものを含む。以下同じ。)」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第一号中「八万円」を「九万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

第九条第五号中「その十分の二に相当する金額(その金額が八万円を

送金されたものに対し、所得税を課する。

第五条の二第二項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「旅費、旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第八条第一項中「四万円」を「五万円」に、「第十一條の三乃至第十一條の七」を「第十一條の四乃至第十一條の八」に改め、同条第四項中「規定により遺族年金」を「規定による遺族年金(恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして命令で定めるものを含む。以下同じ。)」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第一号中「八万円」を「九万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

第九条第五号中「その十分の二に相当する金額(その金額が八万円を

送金されたものに対し、所得税を課する。

第五条の二第二項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「旅費、旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第八条第一項中「四万円」を「五万円」に、「第十一條の三乃至第十一條の七」を「第十一條の四乃至第十一條の八」に改め、同条第四項中「規定により遺族年金」を「規定による遺族年金(恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして命令で定めるものを含む。以下同じ。)」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第一号中「八万円」を「九万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

第九条第五号中「その十分の二に相当する金額(その金額が八万円を

送金されたものに対し、所得税を課する。

第五条の二第二項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「旅費、旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第八条第一項中「四万円」を「五万円」に、「第十一條の三乃至第十一條の七」を「第十一條の四乃至第十一條の八」に改め、同条第四項中「規定により遺族年金」を「規定による遺族年金(恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして命令で定めるものを含む。以下同じ。)」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第一号中「八万円」を「九万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に改める。

第九条第五号中「その十分の二に相当する金額(その金額が八万円を

送金されたものに対し、所得税を課する。

第五条の二第二項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「旅費、旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

超えるときは八万円」を「当該収入金額に應じ、左に掲げる金額」に改め、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 収入金額が四十万円以下である場合 当該収入金額の十分の二に相当する金額

ロ 収入金額が四十万円をこえ八十万円以下である場合 八万円と当該収入金額から四十万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計金額

ハ 収入金額が八十万円をこえる場合 十二万円

第九条に次の一項を加える。

社会保険制度（前条第六項第二号、第四号、第六号乃至第六号の四又は第八号に規定する法律又は条例に基く保険又は共済に関する制度その他命令で定めるこれらに類するものをいう。）に基き支給される年金及びこれに類する給付又は退職一時金及びこれに類する給付は、前項第五号又は第六号の規定に該当するものを除くほか、これをそれぞれ給与所得又は退職所得とみなす。

第九条の二各号列記以外の部分中「前条」の下に「第一項」を加える。

第九条の三第一項各号列記以外の部分中「同条」の下に「第一項」を加え、同項第一号及び第二号中「第九条」の

下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同項第三号及び第四号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第五号及び第六号中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第九条の四第三項から第五項まで中「第十一条の三」を「第十一条の四」に改める。

第十条第一項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第三項中「外国の法令」を「第十五条の八の規定の適用を受ける場合における当該外国の法令」に改め、「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「第九条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第十条の二第七項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第六十六条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、」を「政府は、第四項の申請書を提出した者の住所及び居所が不明のとき又はその者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しない場合において第六十六条に規定する納税管理人の申告をしていないときは若しくは納税管理人の住所及び居所が不明のときは、」に改める。

第十条の三第一項中「若しくは山林所得を生ずべき不動産（不動産の」

上に存する権利及び船舶を含む。以下本条において同じ。）若しくは山林」を「山林所得若しくは雑所得を生ずべき資産に、又は事業所得」を「雑所得又は事業所得」に改め、同条第二項中「不動産若しくは山林を所有し若しくは前項」を「前項に規定する資産を所有し若しくは同項」に改める。

第十条の四中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第十条の五中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第十一条の二第二項中「経営する事業」の下に「不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものを加え、事業所得」を「不動産所得、事業所得又は山林所得」に改め、同条第二項中「経営する事業」を「経営する同項に規定する事業」に改める。

第十一条の七第一項中「四万円」を「五万円」に、「六万五千円」を「七万五千円」に、「九万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「四万円」を「五万円」に改め、同条を第十一條の八とする。

第十一条の六中「一万五千円とする。」を「一万五千円とそのこえる金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）の二分の一に相当する金額との合計額とする。」に改め、同条を第十一條の七とし、第

十一条の五を第十一條の六とし、第十一條の四を第十一條の五とし、第十一條の三を第十一條の四とする。

第二章第一節中第十一條の二の次に次の一條を加える。

（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）

第十一条の三 生計を一にする左の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、命令の定めるところにより、主たる所得者が自己の所得のほか世帯員の資産所得を有するものとみなして第一章及び本章の規定を適用して計算した所得金額及びこれに対する所得税額を基とし、主たる所得者の所得金額に應ずるものとして計算した税額を主たる所得者に係る所得税額とし、各世帯員の資産所得の金額に應ずるものとして計算した税額（当該世帯員が資産所得以外の所得を有する場合）は、当該所得に対する税額を加算した税額を当該世帯員に係る所得税額とし、主たる所得者及び世帯員は、その所得金額及び所得税額について申告及び納付の義務を有するものとする。

一 夫と妻
二 父又は母とその世帯に属する子
三 祖父又は祖母とその世帯に属する孫

前項において、左の各号に掲げる用語については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 資産所得 利子所得、配当所得及び不動産所得をいい、その金額は、第九条乃至第九条の四の規定により計算した総所得金額のうち利子所得、配当所得及び不動産所得の金額による。

二 主たる所得者 前項各号の一に掲げる親族（同項各号の二以上に該当する場合）は、その該当するすべての親族。以下本項において同じ。）のうち、第九条乃至第九条の四の規定により計算した総所得金額中資産所得以外の所得の金額の合計額が最も大きい者をいい、当該所得の金額が同じときは、資産所得の金額の合計額が最も大きい者をいい、これらの最も大きい者が二人以上あるときは、命令により定める者をいう。

三 世帯員 前項各号の一に掲げる親族のうち主たる所得者以外の者をいう。

四 世帯に属する子又は孫 子又は孫のうち配偶者又は子のいずれをも有せず、かつ、第九条乃至第九条の四の規定により計算した総所得金額中資産所得以外の所得の金額、山林所得の金額及び退職所得の金額の合計額が

九万円以下である者をいい、子については、その父又は母の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がないものをも含み、孫については、父又は母と生計を一にするものを除くものとす。

第一項の規定を適用する場合においては、第十一條の四乃至第十一條の七の規定の適用については、世帯員の第十一條の四に規定する資産について生じた損失並びに世帯員が支出し又は支払つた第十一條の五乃至第十一條の七に規定する医療費、社会保険料（給手から控除されるものを含まない。以下本項において同じ。）及び生命保険料の金額は、それぞれ主たる所得者の資産について生じた損失並びに主たる所得者が自己のために支出し又は支払つた医療費、社会保険料及び生命保険料の金額とみなす。ただし、世帯員が資産所得以外の所得を有し、その所得につき所得税を納める義務がある場合においては、その選択により、自己の第十一條の四に規定する資産について生じた損失又はその支出し若しくは支払つた第十一條の五乃至第十一條の七に規定する医療費、社会保険料若しくは生命保険料についてこれらの規定による控除をなすことができるものとす。

し、この場合においては、当該控除については本文の規定を適用しないものとする。

第一項の規定を適用する場合においては、第八條第一項及び第五項並びに第十四條の規定の適用については、世帯員は、資産所得を有しないものとみなし、また、第十一條の四乃至第十一條の七の規定の適用については、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、世帯員は、同項に規定する資産につき損失を受けず又は同項に規定する金額を支出し若しくは支払わなかつたものとみなす。

第一項の規定は、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる者については、これを適用しない。

一 第一項各号の一に掲げる親族（同項各号の二以上に該当する場合においては、その該当するすべての親族。以下本項において同じ。）について、主たる所得者の第九條乃至第九條の四の規定により計算した総所得金額及び世帯員（第二号の規定に該当する世帯員を除く。）の資産所得の金額の合計額（主たる所得者又は世帯員に第十一條の四に規定する資産について生じた損失の金額又は第十一條の五に規定する医療費の金額があるときは、こ

これらの金額（その金額が五万円に満たないときは、五万円とし、医療費については、主たる所得者及び世帯員を通じて十五万円を限度とする。）を控除した金額）が二百万円に満たない場合 当該親族の全部

二 第一項各号の一に掲げる親族のうち世帯員の資産所得の金額が五万円に満たない場合 当該世帯員

第一項の規定を適用する場合における第三章及び第四章の規定による申告は、主たる所得者及び世帯員が連署により一の申告書により行うことを常例とする。

第八條第七項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第二項乃至第四項及び前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた場合における申告の手続、同項各号に掲げる親族の範囲、親族に異動を生じたときの調整措置その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二條中「八万円」を「九万円」に改める。

第十三條第一項中	「三万円以下の金額をこえる金額」	「五万円以下の金額をこえる金額」
「三万円以下の金額をこえる金額」	百分の十五	百分の十五
「三万円をこえる金額」	百分の二十	百分の二十
「五万円をこえる金額」	百分の二十五	百分の二十五
「五万円をこえる金額」	百分の三十	百分の三十
「十万円をこえる金額」	百分の三十五	百分の三十五
「十万円をこえる金額」	百分の四十	百分の四十
「二十万円をこえる金額」	百分の四十五	百分の四十五
「二十万円をこえる金額」	百分の五十	百分の五十
「三十万円をこえる金額」	百分の五十五	百分の五十五
「三十万円をこえる金額」	百分の六十	百分の六十
「五十万円をこえる金額」	百分の六十五	百分の六十五
「五十万円をこえる金額」	百分の七十	百分の七十

以下の金額をこえる金額
百分の十五
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十

第十五條第一項中「六十五万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「十一條の四」に改め、同条第二項中「第六十五万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第九條の四第一項又は第九條の三又は第九條

の四第一項若しくは第三項に、「第十一條の三」を「第十一條の四」に改め、同条第四項中「第九條の四」を「第九條の三若しくは第九條の四」に、「第十一條の三」を「第十一條の四」に、「六十五万円」を「百万円」に改める。

第十五條の二第二項中「第七條の規定により」を「第七條の規定による」に改める。

第十五條の六中「百分の二十五」を「百分の二十」(課税総所得金額が千万円をこえる場合には、配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）に改める。

第十七條中「第九條」の下に「第一項」を加える。
第十八條第一項中「第九條第一号及び第二号」を「第九條第一項第一号、第二号、第四号及び第十号」に改め、同条第二項中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条に次の三項を加える。
第一條第五項及び第二項の規定は、同条第五項の規定に該当する法人でこの法律の施行地に支店、

出張所、事務所又はこれらに準ずるものを有しその他命令の定める要件を備えているものが同条第二項第六号乃至第九号に規定する所得の支払を受ける場合において、当該法人が、命令の定めるところにより、その申請に基きこれらの要件を備えた法人である旨の政府の証明書の交付を受け、当該証明書をこれらの所得の支払をなす者に提出したときは、当該証明書が効力を有している間に支払われたこれらの所得については、これを適用しない。

前項に規定する法人は、同項に規定する証明書の交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなる場合においては、その該当しないこととなる日までに、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出るとともに、当該証明書を提出した者にその旨を通知しなければならない。

第四項に規定する証明書は、政府がその有効期限を定めた場合においてその有効期限を経過したとき、前項の規定による通知があつた場合又は政府において当該法人が第四項に規定する要件に該当しないこととなつたものと認めて当該証明書の提出を受けている者にその旨を通知した場合においては、その効力を失う。

第二十条を次のように改める。

(重要財産の製造等についての免稅)

第二十条 重要財産につき命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し又はその設備を増設した個人で第二十六条の三(第二十九条第四項において準用する場合を含む。)に規定する青色申告書を提出するものには、命令の定めるところにより、当該事業を開始し又はその設備を増設した年及びそれぞれその翌年から三年間は、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得(これらの年において、自己が発明し又は考案した当該重要財産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供に因り生ずる所得があるときは、その所得を含む。以下本条において同じ。)に対する所得税を免除する。ただし、これらの年においてその免除されるべき所得の金額の合計額が、これらの年の十二月三十一日(当該個人が年の中途において第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなつたときは、それぞれその該当することとなつた日)現在において当該重要財産の製造又は採掘の用に供されている減価償却をなすべき資産(その

日が本文に規定する期間満了の日後であるときは、同日までに当該重要財産の製造又は採掘の用に供されたものに限り)の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額(これらの年の前年以前において本文の規定により当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得で所得税を免除されたものがあるときは、その免除を受けた所得の金額の合計額を控除した金額)をこえるときは、そのこえる金額については、この限りでない。

前項の重要財産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る財産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていなくは採掘の需要の見とおしが困難である等のため、その製造又は採掘の事業の開始に当り採算について著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう。

第一項に規定するもののほか、同項の重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得に対する所得税の免除に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一条第三項中「切り捨て、当該金額が十円未満であるときは、これを零とする。」を「切り捨てる。」に改める。

第二十一条の二第一項中「金額に」を「金額により、その金額が三

千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとする。」に改める。

第二十一条の四第三項を次のように改める。

第十條の二第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第二十六條第一項第二号を次のように改める。

二 二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合(第三十八條の規定により所得税を徴収する義務がない者から給与所得の支払を受ける場合を除く。)であつて、左のイ又はロに該当する場合

イ 第三十九條第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書の經由先たる給与の支払者以外の給与の支払者から受ける給与所得の金額及びその他の所得の金額の合計額が三万円に満たないとき

ロ イに該当する場合を除くほか、その年中における給与所得の収入金額が二十万円と社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額との合計金額以下で、かつ、その他の所得の金額が三万円に満たないとき

第二十六條第二項中「前項に規定する期間内に」を削り、同条第三項第七号中「又は納付すべき予定納税額を」若しくは「納付すべき予定納税額又はその年中に第二十九條第二項の規定に該当する場合において第三十四條第二項若しくは第四項若しくは第四十七條の規定により納付すべき若しくは徴収されるべき税額」に改め、同条第四項中「第十一條の六を」第十一條の七に改め、同条第六項中「確定申告書」を「第一項又は第五項の規定による確定申告書」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

確定申告書を提出すべき者が当該申告書を提出すべき年の一月一日から三月十五日までの間に、第六十六條に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、その住所及び居所を有しないこととなる日までに、当該申告書を政府に提出しなければならない。

第二十六條の二第二項中「並びに前条第四項及び第五項を」及び「前条第四項乃至第六項」に改める。

第二十六條の三第一項及び第二項中「山林所得又は譲渡所得」を「又は山林所得」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

一一四

について、扶養控除申告書に記載
 された扶養親族を除く。）の数及び順
 に応じ第十一条の八の規定に準じ
 計算した扶養控除額に相当する金
 並びに基礎控除額に相当する金額
 合計額を控除した金額をいう。」に
 め、「申告された扶養親族（従たる
 手についての扶養控除申告書に記
 された扶養親族を除く。以下第六

項において同じ。及びを削り、「第七條の規定により」を「第七條の規定による」に、「第二十三條の規定により」を「第二十三條の規定による」に改め、同条第六項を削る。

第四十三條第一項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二」を「第三十七條乃至第三十八條の三」に改める。

第四十四條第七項中「第九條の下に」を「第一項」を加える。

第四十六條の二の見出しを「(更正の期間)」に改め、同条第一項中「第三項に規定する申告書」の下に「これらの申告書の提出期限後に提出されたものについては、その期限から三年以内」に提出されたものに限る」を加え、「又は決定」及び「損失申告書又は第二十九條第三項に規定する損失申告書に相当する申告書の提出と同時に」を削り、「第六項の規定による更正」の下に「及び第七章の規定による再調査の請求若しくは審査の請求又は訴訟の提起があつた場合において、その決定又は判決に因る原処分の変更に伴い、その決定又は判決の対象となつた年分以外の年分について」を第四十四條の規定による更正を加え、「当該所得税又は当該所得税額」を「当該年分の所得税又は所得税額」に改める。

第四十八條第二項中「当該申告書と同時に提出した」を削り、「重加算税額については」の下に「、国税徴収

法第四條ノ一各号の一事由がある場合において同法の規定による督促又は差押を行ふときを除くほか」を加え、「国税徴収法」を「同法」に改め、同条第三項中「第二十六條の三十項」を「第二十六條の三十一項」に、「第六十五條第四項」を「第三十八條の三十四項」に改める。

第四十九條第一項中「該当する者又は同条第五項」を「該当する者、第六十五條第四項の規定による通知を受けた者又は前条第五項」に、「通知に係る事項又は同条第五項」を「通知若しくは第六十五條第四項の規定による通知に係る事項又は前条第五項」に、「同条第一項若しくは第三項に規定する通知又は同条第五項の規定による通知」を「これらの通知」に改め、同条第二項中「当該申告書と同時に提出した」を削り、同条第八項の次に次の一項を加える。

審査の決定により第六十五條第二項後段又は第三項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分取消は、当該取消の対象となつた処分があつた日以後当該取消がなされた日までの間に当該取消の対象となつた納税地においてなされた納税義務者の申告、申請、請求、届出及び納付並びに政府の処分(当該取消の対象となつた処分を除く)の効力に影響を及ぼすもの

と解してはならない。

第五十三條中「百万円」を「二百万円」に改める。

第五十四條第二項中「所得税額に

ついては」の下に「、第四十六條の二第一項ただし書の規定に該当し、かつ、これらの申告書の提出が政府の調査に因り第四十四條の規定による更正があるべきことを予知してなされた場合を除くほか」を加える。

第五十五條第一項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二又は」

を「第三十七條乃至第三十八條の三又は」に改め、同条第二項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二」を「第三十七條乃至第三十八條の三」に改め、「当該納税の告知がなされた場合において、」を削り、「行為があるときは、」を「行為がある場合において、当該納税の告知がなされたとき又は政府の調査に因り第四十三條第一項の規定による徴収があるべきことを予知して当該納付がなされたときは、」に改める。

第五十六條第一項中「第三十三條第三項但書の規定に該当する場合を含む」を「これらの申告書が期限後に提出された場合において、その提出が遅延したことについて正当な事由があると認められるときを含む」に改め、同条第四項中「税額に、第三十七條、第三十八條、第三十八條

の二」を「税額に、第三十七條乃至第三十八條の三」に改める。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

第六十一條第一項第三号中「給与若しくは役務の報酬」を「給与、給付若しくは報酬」に改め、同項第四号中「診療報酬」の下に「これらのもので個人以外のものに支払われるものを含む」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第三号に該当するものを除くほか、不動産所得となるべき資産の貸付等に対する対価の支払をなす法人

第六十一條第二項に後段として次のように加える。

業務に関連して他人のために名義人として配当所得の支払を受ける者の当該配当所得についても、また同様とする。

第六十二條第一項第三号中「第十一条の七」を「第十一条の八」に、「第十一条の五」を「第十一条の六」に、「第十一条の六」を「第十一条の七」に改める。

第六十二條の二の見出しを「(給与の支払明細書)」に改め、同条第二項を削る。

第六十九條の三第一項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二」を「第三十七條乃至第三十八條の三」に改める。

第七十條ただし書中「第三号」を「第四号」に改め、同条第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第一項」を削り、「交付せず若しくは」を「交付せず又は」に改め、「又は同条第二項の規定による揭示をなす若しくは虚偽の揭示をなした者」を削り、同条を同条第九号とし、同条第一号から第七号までを一

号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 第十八條第四項に規定する要件に該当しないのに虚偽の申請をなし同項に規定する証明書の交付を受けた者又は同条第五項の規定による届出若しくは通知をなさない者

第七十二條中「法人の代表者」の下に「(第一條第六項に規定する法人でない社団又は財団の管理人を含む)」を加え、同条に次の一項を加える。

第一條第六項に規定する法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合においては、代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。別表を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表 (第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
500円	500円	0	0	22,500円	23,000円	2,250	10	60,000円	61,000円	6,500	10
500円	1,000円	50	10	23,000円	23,500円	2,300	10	61,000円	62,000円	6,650	10
1,000円	1,500円	100	10	23,500円	24,000円	2,350	10	62,000円	63,000円	6,800	10
1,500円	2,000円	150	10	24,000円	24,500円	2,400	10	63,000円	64,000円	6,950	11
2,000円	2,500円	200	10	24,500円	25,000円	2,450	10	64,000円	65,000円	7,100	11
2,500円	3,000円	250	10	25,000円	25,500円	2,500	10	65,000円	66,000円	7,250	11
3,000円	3,500円	300	10	25,500円	26,000円	2,550	10	66,000円	67,000円	7,400	11
3,500円	4,000円	350	10	26,000円	26,500円	2,600	10	67,000円	68,000円	7,550	11
4,000円	4,500円	400	10	26,500円	27,000円	2,650	10	68,000円	69,000円	7,700	11
4,500円	5,000円	450	10	27,000円	27,500円	2,700	10	69,000円	70,000円	7,850	11
5,000円	5,500円	500	10	27,500円	28,000円	2,750	10	70,000円	71,000円	8,000	11
5,500円	6,000円	550	10	28,000円	28,500円	2,800	10	71,000円	72,000円	8,150	11
6,000円	6,500円	600	10	28,500円	29,000円	2,850	10	72,000円	73,000円	8,300	11
6,500円	7,000円	650	10	29,000円	29,500円	2,900	10	73,000円	74,000円	8,450	11
7,000円	7,500円	700	10	29,500円	30,000円	2,950	10	74,000円	75,000円	8,600	11
7,500円	8,000円	750	10	30,000円	31,000円	3,000	10	75,000円	76,000円	8,750	11
8,000円	8,500円	800	10	31,000円	32,000円	3,100	10	76,000円	77,000円	8,900	11
8,500円	9,000円	850	10	32,000円	33,000円	3,200	10	77,000円	78,000円	9,050	11
9,000円	9,500円	900	10	33,000円	34,000円	3,300	10	78,000円	79,000円	9,200	11
9,500円	10,000円	950	10	34,000円	35,000円	3,400	10	79,000円	80,000円	9,350	11
10,000円	10,500円	1,000	10	35,000円	36,000円	3,500	10	80,000円	81,000円	9,500	11
10,500円	11,000円	1,050	10	36,000円	37,000円	3,600	10	81,000円	82,000円	9,650	11
11,000円	11,500円	1,100	10	37,000円	38,000円	3,700	10	82,000円	83,000円	9,800	11
11,500円	12,000円	1,150	10	38,000円	39,000円	3,800	10	83,000円	84,000円	9,950	11
12,000円	12,500円	1,200	10	39,000円	40,000円	3,900	10	84,000円	85,000円	10,100	12
12,500円	13,000円	1,250	10	40,000円	41,000円	4,000	10	85,000円	86,000円	10,250	12
13,000円	13,500円	1,300	10	41,000円	42,000円	4,100	10	86,000円	87,000円	10,400	12
13,500円	14,000円	1,350	10	42,000円	43,000円	4,200	10	87,000円	88,000円	10,550	12
14,000円	14,500円	1,400	10	43,000円	44,000円	4,300	10	88,000円	89,000円	10,700	12
14,500円	15,000円	1,450	10	44,000円	45,000円	4,400	10	89,000円	90,000円	10,850	12
15,000円	15,500円	1,500	10	45,000円	46,000円	4,500	10	90,000円	92,000円	11,000	12
15,500円	16,000円	1,550	10	46,000円	47,000円	4,600	10	92,000円	94,000円	11,300	12
16,000円	16,500円	1,600	10	47,000円	48,000円	4,700	10	94,000円	96,000円	11,600	12
16,500円	17,000円	1,650	10	48,000円	49,000円	4,800	10	96,000円	98,000円	11,900	12
17,000円	17,500円	1,700	10	49,000円	50,000円	4,900	10	98,000円	100,000円	12,200	12
17,500円	18,000円	1,750	10	50,000円	51,000円	5,000	10	100,000円	102,000円	12,500	12
18,000円	18,500円	1,800	10	51,000円	52,000円	5,150	10	102,000円	104,000円	12,800	12
18,500円	19,000円	1,850	10	52,000円	53,000円	5,300	10	104,000円	106,000円	13,100	12
19,000円	19,500円	1,900	10	53,000円	54,000円	5,450	10	106,000円	108,000円	13,400	12
19,500円	20,000円	1,950	10	54,000円	55,000円	5,600	10	108,000円	110,000円	13,700	12
20,000円	20,500円	2,000	10	55,000円	56,000円	5,750	10	110,000円	112,000円	14,000	12
20,500円	21,000円	2,050	10	56,000円	57,000円	5,900	10	112,000円	114,000円	14,300	12
21,000円	21,500円	2,100	10	57,000円	58,000円	6,050	10	114,000円	116,000円	14,600	12
21,500円	22,000円	2,150	10	58,000円	59,000円	6,200	10	116,000円	118,000円	14,900	12
22,000円	22,500円	2,200	10	59,000円	60,000円	6,350	10	118,000円	120,000円	15,200	12

昭和三十三年三月二十九日 参議院会議録第二十号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴
う所得税法の特例等に関する法律案外五件

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ) の (イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ) の (イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ) の (イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	15,500	12	210,000	213,000	29,500	14	345,000	348,000	56,500	16
122,000	124,000	15,800	12	213,000	216,000	30,100	14	348,000	351,000	57,100	16
124,000	126,000	16,100	12	216,000	219,000	30,700	14	351,000	354,000	57,700	16
126,000	128,000	16,400	13	219,000	222,000	31,300	14	354,000	357,000	58,300	16
128,000	130,000	16,700	13	222,000	225,000	31,900	14	357,000	360,000	58,900	16
130,000	132,000	17,000	13	225,000	228,000	32,500	14	360,000	363,000	59,500	16
132,000	134,000	17,300	13	228,000	231,000	33,100	14	363,000	366,000	60,100	16
134,000	136,000	17,600	13	231,000	234,000	33,700	14	366,000	369,000	60,700	16
136,000	138,000	17,900	13	234,000	237,000	34,300	14	369,000	372,000	61,300	16
138,000	140,000	18,200	13	237,000	240,000	34,900	14	372,000	375,000	61,900	16
140,000	142,000	18,500	13	240,000	243,000	35,500	14	375,000	378,000	62,500	16
142,000	144,000	18,800	13	243,000	246,000	36,100	14	378,000	381,000	63,100	16
144,000	146,000	19,100	13	246,000	249,000	36,700	14	381,000	384,000	63,700	16
146,000	148,000	19,400	13	249,000	252,000	37,300	14	384,000	387,000	64,300	16
148,000	150,000	19,700	13	252,000	255,000	37,900	15	387,000	390,000	64,900	16
150,000	152,000	20,000	13	255,000	258,000	38,500	15	390,000	394,000	65,500	16
152,000	154,000	20,300	13	258,000	261,000	39,100	15	394,000	398,000	66,300	16
154,000	156,000	20,600	13	261,000	264,000	39,700	15	398,000	402,000	67,100	16
156,000	158,000	20,900	13	264,000	267,000	40,300	15	402,000	406,000	67,900	16
158,000	160,000	21,200	13	267,000	270,000	40,900	15	406,000	410,000	68,700	16
160,000	162,000	21,500	13	270,000	273,000	41,500	15	410,000	414,000	69,500	16
162,000	164,000	21,800	13	273,000	276,000	42,100	15	414,000	418,000	70,300	16
164,000	166,000	22,100	13	276,000	279,000	42,700	15	418,000	422,000	71,100	17
166,000	168,000	22,400	13	279,000	282,000	43,300	15	422,000	426,000	71,900	17
168,000	170,000	22,700	13	282,000	285,000	43,900	15	426,000	430,000	72,700	17
170,000	172,000	23,000	13	285,000	288,000	44,500	15	430,000	434,000	73,500	17
172,000	174,000	23,300	13	288,000	291,000	45,100	15	434,000	438,000	74,300	17
174,000	176,000	23,600	13	291,000	294,000	45,700	15	438,000	442,000	75,100	17
176,000	178,000	23,900	13	294,000	297,000	46,300	15	442,000	446,000	75,900	17
178,000	180,000	24,200	13	297,000	300,000	46,900	15	446,000	450,000	76,700	17
180,000	182,000	24,500	13	300,000	303,000	47,500	15	450,000	454,000	77,500	17
182,000	184,000	24,800	13	303,000	306,000	48,100	15	454,000	458,000	78,300	17
184,000	186,000	25,100	13	306,000	309,000	48,700	15	458,000	462,000	79,100	17
186,000	188,000	25,400	13	309,000	312,000	49,300	15	462,000	466,000	79,900	17
188,000	190,000	25,700	13	312,000	315,000	49,900	15	466,000	470,000	80,700	17
190,000	192,000	26,000	13	315,000	318,000	50,500	16	470,000	474,000	81,500	17
192,000	194,000	26,300	13	318,000	321,000	51,100	16	474,000	478,000	82,300	17
194,000	196,000	26,600	13	321,000	324,000	51,700	16	478,000	482,000	83,100	17
196,000	198,000	26,900	13	324,000	327,000	52,300	16	482,000	486,000	83,900	17
198,000	200,000	27,200	13	327,000	330,000	52,900	16	486,000	490,000	84,700	17
200,000	202,000	27,500	13	330,000	333,000	53,500	16	490,000	494,000	85,500	17
202,000	204,000	27,900	13	333,000	336,000	54,100	16	494,000	498,000	86,300	17
204,000	206,000	28,300	13	336,000	339,000	54,700	16	498,000	502,000	87,100	17
206,000	208,000	28,700	13	339,000	342,000	55,300	16	502,000	506,000	88,000	17
208,000	210,000	29,100	13	342,000	345,000	55,900	16	506,000	510,000	88,900	17

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ロ) の (イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ロ) の (イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ロ) の (イ) に 対 す る 割 合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
510,000	514,000	90,000	17	655,000	660,000	126,250	19	830,000	835,000	170,000	20
514,000	518,000	91,000	17	660,000	665,000	127,500	19	835,000	840,000	171,250	20
518,000	522,000	92,000	17	665,000	670,000	128,750	19	840,000	845,000	172,500	20
522,000	526,000	93,000	17	670,000	675,000	130,000	19	845,000	850,000	173,750	20
526,000	530,000	94,000	17	675,000	680,000	131,250	19	850,000	855,000	175,000	20
530,000	534,000	95,000	17	680,000	685,000	132,500	19	855,000	860,000	176,250	20
534,000	538,000	96,000	17	685,000	690,000	133,750	19	860,000	865,000	177,500	20
538,000	542,000	97,000	18	690,000	695,000	135,000	19	865,000	870,000	178,750	20
542,000	546,000	98,000	18	695,000	700,000	136,250	19	870,000	875,000	180,000	20
546,000	550,000	99,000	18	700,000	705,000	137,500	19	875,000	880,000	181,250	20
550,000	554,000	100,000	18	705,000	710,000	138,750	19	880,000	885,000	182,500	20
554,000	558,000	101,000	18	710,000	715,000	140,000	19	885,000	890,000	183,750	20
558,000	562,000	102,000	18	715,000	720,000	141,250	19	890,000	895,000	185,000	20
562,000	566,000	103,000	18	720,000	725,000	142,500	19	895,000	900,000	186,250	20
566,000	570,000	104,000	18	725,000	730,000	143,750	19	900,000	905,000	187,500	20
570,000	574,000	105,000	18	730,000	735,000	145,000	19	905,000	910,000	188,750	20
574,000	578,000	106,000	18	735,000	740,000	146,250	19	910,000	915,000	190,000	20
578,000	582,000	107,000	18	740,000	745,000	147,500	19	915,000	920,000	191,250	20
582,000	586,000	108,000	18	745,000	750,000	148,750	19	920,000	925,000	192,500	20
586,000	590,000	109,000	18	750,000	755,000	150,000	20	925,000	930,000	193,750	20
590,000	594,000	110,000	18	755,000	760,000	151,250	20	930,000	935,000	195,000	20
594,000	598,000	111,000	18	760,000	765,000	152,500	20	935,000	940,000	196,250	20
598,000	602,000	112,000	18	765,000	770,000	153,750	20	940,000	945,000	197,500	21
602,000	606,000	113,000	18	770,000	775,000	155,000	20	945,000	950,000	198,750	21
606,000	610,000	114,000	18	775,000	780,000	156,250	20	950,000	955,000	200,000	21
610,000	614,000	115,000	18	780,000	785,000	157,500	20	955,000	960,000	201,250	21
614,000	618,000	116,000	18	785,000	790,000	158,750	20	960,000	965,000	202,500	21
618,000	622,000	117,000	18	790,000	795,000	160,000	20	965,000	970,000	203,750	21
622,000	626,000	118,000	18	795,000	800,000	161,250	20	970,000	975,000	205,000	21
626,000	630,000	119,000	19	800,000	805,000	162,500	20	975,000	980,000	206,250	21
630,000	635,000	120,000	19	805,000	810,000	163,750	20	980,000	985,000	207,500	21
635,000	640,000	121,250	19	810,000	815,000	165,000	20	985,000	990,000	208,750	21
640,000	645,000	122,500	19	815,000	820,000	166,250	20	990,000	995,000	210,000	21
645,000	650,000	123,750	19	820,000	825,000	167,500	20	995,000	1,000,000	211,250	21
650,000	655,000	125,000	19	825,000	830,000	168,750	20	1,000,000円		212,500	21

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から 200,000 円 (勤続年数が 10 年をこえる場合には、そのこえる年数を 20,000 円に乘じて得た金額を加算した金額 (当該金額が 500,000 円をこえることとなるときは、500,000 円とする。)) を控除した金額の 50 % に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表 (第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500円	1,000円未満	0	22,500円	23,000円	2,250	60,000円	61,000円	6,000
500	1,000	50	23,000	23,500	2,300	61,000	62,000	6,100
1,000	1,500	100	23,500	24,000	2,350	62,000	63,000	6,200
1,500	2,000	150	24,000	24,500	2,400	63,000	64,000	6,300
2,000	2,500	200	24,500	25,000	2,450	64,000	65,000	6,400
2,500	3,000	250	25,000	25,500	2,500	65,000	66,000	6,500
3,000	3,500	300	25,500	26,000	2,550	66,000	67,000	6,600
3,500	4,000	350	26,000	26,500	2,600	67,000	68,000	6,700
4,000	4,500	400	26,500	27,000	2,650	68,000	69,000	6,800
4,500	5,000	450	27,000	27,500	2,700	69,000	70,000	6,900
5,000	5,500	500	27,500	28,000	2,750	70,000	71,000	7,000
5,500	6,000	550	28,000	28,500	2,800	71,000	72,000	7,100
6,000	6,500	600	28,500	29,000	2,850	72,000	73,000	7,200
6,500	7,000	650	29,000	29,500	2,900	73,000	74,000	7,300
7,000	7,500	700	29,500	30,000	2,950	74,000	75,000	7,400
7,500	8,000	750	30,000	31,000	3,000	75,000	76,000	7,500
8,000	8,500	800	31,000	32,000	3,100	76,000	77,000	7,600
8,500	9,000	850	32,000	33,000	3,200	77,000	78,000	7,700
9,000	9,500	900	33,000	34,000	3,300	78,000	79,000	7,800
9,500	10,000	950	34,000	35,000	3,400	79,000	80,000	7,900
10,000	10,500	1,000	35,000	36,000	3,500	80,000	81,000	8,000
10,500	11,000	1,050	36,000	37,000	3,600	81,000	82,000	8,100
11,000	11,500	1,100	37,000	38,000	3,700	82,000	83,000	8,200
11,500	12,000	1,150	38,000	39,000	3,800	83,000	84,000	8,300
12,000	12,500	1,200	39,000	40,000	3,900	84,000	85,000	8,400
12,500	13,000	1,250	40,000	41,000	4,000	85,000	86,000	8,500
13,000	13,500	1,300	41,000	42,000	4,100	86,000	87,000	8,600
13,500	14,000	1,350	42,000	43,000	4,200	87,000	88,000	8,700
14,000	14,500	1,400	43,000	44,000	4,300	88,000	89,000	8,800
14,500	15,000	1,450	44,000	45,000	4,400	89,000	90,000	8,900
15,000	15,500	1,500	45,000	46,000	4,500	90,000	92,000	9,000
15,500	16,000	1,550	46,000	47,000	4,600	92,000	94,000	9,200
16,000	16,500	1,600	47,000	48,000	4,700	94,000	96,000	9,400
16,500	17,000	1,650	48,000	49,000	4,800	96,000	98,000	9,600
17,000	17,500	1,700	49,000	50,000	4,900	98,000	100,000	9,800
17,500	18,000	1,750	50,000	51,000	5,000	100,000	102,000	10,000
18,000	18,500	1,800	51,000	52,000	5,100	102,000	104,000	10,200
18,500	19,000	1,850	52,000	53,000	5,200	104,000	106,000	10,400
19,000	19,500	1,900	53,000	54,000	5,300	106,000	108,000	10,600
19,500	20,000	1,950	54,000	55,000	5,400	108,000	110,000	10,800
20,000	20,500	2,000	55,000	56,000	5,500	110,000	112,000	11,000
20,500	21,000	2,050	56,000	57,000	5,600	112,000	114,000	11,200
21,000	21,500	2,100	57,000	58,000	5,700	114,000	116,000	11,400
21,500	22,000	2,150	58,000	59,000	5,800	116,000	118,000	11,600
22,000	22,500	2,200	59,000	60,000	5,900	118,000	120,000	11,800

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	39,250
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	39,700
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	40,150
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	40,600
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	41,050
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	41,500
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	41,950
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	42,400
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	42,850
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	43,300
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	43,750
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	44,200
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	44,650
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	45,100
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,300	387,000	390,000	45,550
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,750	390,000	394,000	46,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	26,200	394,000	398,000	46,600
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,650	398,000	402,000	47,200
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	27,100	402,000	406,000	47,800
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	27,550	406,000	410,000	48,400
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	28,000	410,000	414,000	49,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	28,450	414,000	418,000	49,600
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	28,900	418,000	422,000	50,200
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	29,350	422,000	426,000	50,800
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	29,800	426,000	430,000	51,400
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	30,250	430,000	434,000	52,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	30,700	434,000	438,000	52,600
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	31,150	438,000	442,000	53,200
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	31,600	442,000	446,000	53,800
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	32,050	446,000	450,000	54,400
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	32,500	450,000	454,000	55,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	32,950	454,000	458,000	55,600
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	33,400	458,000	462,000	56,200
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	33,850	462,000	466,000	56,800
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	34,300	466,000	470,000	57,400
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	34,750	470,000	474,000	58,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	35,200	474,000	478,000	58,600
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	35,650	478,000	482,000	59,200
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	36,100	482,000	486,000	59,800
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	36,550	486,000	490,000	60,400
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	37,000	490,000	494,000	61,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	37,450	494,000	498,000	61,600
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	37,900	498,000	502,000	62,200
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	38,350	502,000	506,000	62,800
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	38,800	506,000	510,000	63,400

昭和三十三年三月二十九日

参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

一一一〇

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
510,000	514,000	64,000	655,000	660,000	85,750	830,000	835,000	112,000
514,000	518,000	64,600	660,000	665,000	86,500	835,000	840,000	112,750
518,000	522,000	65,200	665,000	670,000	87,250	840,000	845,000	113,500
522,000	526,000	65,800	670,000	675,000	88,000	845,000	850,000	114,250
526,000	530,000	66,400	675,000	680,000	88,750	850,000	855,000	115,000
530,000	534,000	67,000	680,000	685,000	89,500	855,000	860,000	115,750
534,000	538,000	67,600	685,000	690,000	90,250	860,000	865,000	116,500
538,000	542,000	68,200	690,000	695,000	91,000	865,000	870,000	117,250
542,000	546,000	68,800	695,000	700,000	91,750	870,000	875,000	118,000
546,000	550,000	69,400	700,000	705,000	92,500	875,000	880,000	118,750
550,000	554,000	70,000	705,000	710,000	93,250	880,000	885,000	119,500
554,000	558,000	70,600	710,000	715,000	94,000	885,000	890,000	120,250
558,000	562,000	71,200	715,000	720,000	94,750	890,000	895,000	121,000
562,000	566,000	71,800	720,000	725,000	95,500	895,000	900,000	121,750
566,000	570,000	72,400	725,000	730,000	96,250	900,000	905,000	122,500
570,000	574,000	73,000	730,000	735,000	97,000	905,000	910,000	123,250
574,000	578,000	73,600	735,000	740,000	97,750	910,000	915,000	124,000
578,000	582,000	74,200	740,000	745,000	98,500	915,000	920,000	124,750
582,000	586,000	74,800	745,000	750,000	99,250	920,000	925,000	125,500
586,000	590,000	75,400	750,000	755,000	100,000	925,000	930,000	126,250
590,000	594,000	76,000	755,000	760,000	100,750	930,000	935,000	127,000
594,000	598,000	76,600	760,000	765,000	101,500	935,000	940,000	127,750
598,000	602,000	77,200	765,000	770,000	102,250	940,000	945,000	128,500
602,000	606,000	77,800	770,000	775,000	103,000	945,000	950,000	129,250
606,000	610,000	78,400	775,000	780,000	103,750	950,000	955,000	130,000
610,000	614,000	79,000	780,000	785,000	104,500	955,000	960,000	130,750
614,000	618,000	79,600	785,000	790,000	105,250	960,000	965,000	131,500
618,000	622,000	80,200	790,000	795,000	106,000	965,000	970,000	132,250
622,000	626,000	80,800	795,000	800,000	106,750	970,000	975,000	133,000
626,000	630,000	81,400	800,000	805,000	107,500	975,000	980,000	133,750
630,000	635,000	82,000	805,000	810,000	108,250	980,000	985,000	134,500
635,000	640,000	82,750	810,000	815,000	109,000	985,000	990,000	135,250
640,000	645,000	83,500	815,000	820,000	109,750	990,000	995,000	136,000
645,000	650,000	84,250	820,000	825,000	110,500	995,000	1,000,000	136,750
650,000	655,000	85,000	825,000	830,000	111,250	1,000,000円		137,500

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
9,500円	円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の8割に相当 する金額
9,500	9,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937円
9,700	9,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969円
9,900	10,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,001円
10,100	10,300	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,033円
10,300	10,500	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065円
10,500	10,700	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,097円
10,700	10,900	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,129円
10,900	11,100	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161円
11,100	11,300	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,193円
11,300	11,500	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,193円
11,500	11,700	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,225円
11,700	11,900	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257円
11,900	12,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,289円
12,100	12,300	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,321円
12,300	12,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,353円
12,500	12,700	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,385円
12,700	12,900	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,417円
12,900	13,100	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,449円
13,100	13,300	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,481円
13,300	13,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513円
13,500	13,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545円
13,700	13,900	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,577円
13,900	14,100	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,609円
14,100	14,300	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,641円
14,300	14,500	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,673円
14,500	14,700	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,705円
14,700	14,900	440	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,737円
14,900	15,100	470	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,764円
15,100	15,300	490	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,788円
15,300	15,500	520	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,812円
15,500	15,900	550	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,852円
15,900	16,300	600	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,892円
16,300	16,700	650	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,972円
16,700	17,100	700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,052円
17,100	17,500	740	220	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2,132円
17,500	17,900	790	250	40	0	0	0	0	0	0	0	0	2,212円
17,900	18,300	840	280	70	0	0	0	0	0	0	0	0	2,292円
18,300	18,700	890	310	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2,372円
18,700	19,100	940	350	140	0	0	0	0	0	0	0	0	2,452円
19,100	19,500	980	380	170	0	0	0	0	0	0	0	0	2,532円
19,500	19,900	1,030	410	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2,612円
19,900	20,300	1,080	450	230	20	0	0	0	0	0	0	0	2,805円
20,300	20,700	1,130	500	260	60	0	0	0	0	0	0	0	2,901円
20,700	21,100	1,180	550	300	90	0	0	0	0	0	0	0	2,997円
21,100	21,500	1,220	600	330	120	0	0	0	0	0	0	0	3,093円
													3,189円

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,500	21,900	1,270	650	360	150	30	0	0	0	0	0	0	3,285
21,900	22,300	1,320	690	390	180	60	0	0	0	0	0	0	3,381
22,300	22,700	1,370	740	430	220	90	0	0	0	0	0	0	3,477
22,700	23,100	1,420	790	480	250	120	0	0	0	0	0	0	3,573
23,100	23,500	1,460	840	530	280	160	30	0	0	0	0	0	3,669
23,500	23,900	1,510	890	570	310	190	60	0	0	0	0	0	3,765
23,900	24,300	1,560	930	620	340	220	90	0	0	0	0	0	3,861
24,300	24,700	1,610	980	670	380	250	130	0	0	0	0	0	3,957
24,700	25,100	1,660	1,030	720	410	280	160	30	0	0	0	0	4,053
25,100	25,500	1,700	1,080	770	450	320	190	70	0	0	0	0	4,149
25,500	25,900	1,750	1,130	810	500	350	220	100	0	0	0	0	4,245
25,900	26,300	1,800	1,170	860	550	380	250	130	0	0	0	0	4,341
26,300	26,700	1,850	1,220	910	600	410	290	160	40	0	0	0	4,437
26,700	27,100	1,900	1,270	960	640	460	320	190	70	0	0	0	4,533
27,100	27,500	1,940	1,320	1,010	690	510	350	230	100	0	0	0	4,629
27,500	28,100	2,000	1,380	1,070	750	570	390	270	140	20	0	0	4,725
28,100	28,700	2,080	1,450	1,140	820	640	450	310	190	60	0	0	4,869
28,700	29,300	2,150	1,520	1,210	900	710	520	360	240	110	0	0	5,013
29,300	29,900	2,220	1,590	1,280	970	780	590	410	280	160	30	0	5,168
29,900	30,500	2,290	1,670	1,350	1,040	850	670	480	330	210	80	0	5,366
30,500	31,100	2,390	1,740	1,430	1,110	930	740	550	380	260	130	10	5,552
31,100	31,700	2,480	1,810	1,500	1,180	1,000	810	620	430	300	180	50	5,726
31,700	32,300	2,580	1,880	1,570	1,260	1,070	880	690	510	350	230	100	5,900
32,300	32,900	2,680	1,950	1,640	1,330	1,140	950	770	580	400	270	150	6,074
32,900	33,500	2,770	2,030	1,710	1,400	1,210	1,080	840	650	460	320	200	6,248
33,500	34,100	2,880	2,110	1,790	1,480	1,290	1,100	920	730	540	380	250	6,428
34,100	34,700	2,980	2,190	1,870	1,560	1,370	1,190	1,000	810	620	440	300	6,620
34,700	35,300	3,090	2,270	1,950	1,640	1,450	1,270	1,080	890	700	520	360	6,812
35,300	35,900	3,200	2,370	2,040	1,720	1,540	1,350	1,160	970	790	600	410	7,004
35,900	36,500	3,310	2,480	2,120	1,800	1,620	1,430	1,240	1,050	870	680	490	7,196
36,500	37,100	3,420	2,580	2,200	1,880	1,700	1,510	1,320	1,130	950	760	570	7,388
37,100	37,700	3,520	2,690	2,280	1,970	1,780	1,590	1,400	1,220	1,030	840	650	7,580
37,700	38,300	3,630	2,800	2,380	2,050	1,860	1,670	1,480	1,300	1,110	920	730	7,772
38,300	38,900	3,740	2,910	2,490	2,130	1,940	1,750	1,570	1,380	1,190	1,000	820	7,964
38,900	39,500	3,850	3,020	2,600	2,210	2,020	1,830	1,650	1,460	1,270	1,080	900	8,156
39,500	40,100	3,960	3,120	2,710	2,290	2,100	1,910	1,730	1,540	1,350	1,160	980	8,348
40,100	40,700	4,060	3,230	2,810	2,400	2,180	2,000	1,810	1,620	1,430	1,250	1,060	8,540
40,700	41,300	4,170	3,340	2,920	2,510	2,260	2,080	1,890	1,700	1,510	1,330	1,140	8,732
41,300	41,900	4,280	3,450	3,030	2,610	2,360	2,160	1,970	1,780	1,600	1,410	1,220	8,924
41,900	42,500	4,390	3,560	3,140	2,720	2,470	2,240	2,050	1,860	1,680	1,490	1,300	9,116
42,500	43,100	4,500	3,660	3,250	2,830	2,580	2,330	2,130	1,940	1,760	1,570	1,380	9,308
43,100	43,700	4,600	3,770	3,350	2,940	2,690	2,440	2,210	2,030	1,840	1,650	1,460	9,500
43,700	44,300	4,710	3,880	3,460	3,050	2,800	2,550	2,300	2,110	1,920	1,730	1,540	9,692
44,300	44,900	4,820	3,990	3,570	3,150	2,900	2,650	2,400	2,190	2,000	1,810	1,630	9,884
44,900	45,500	4,930	4,100	3,680	3,260	3,010	2,760	2,510	2,270	2,080	1,890	1,710	10,076
45,500	46,500	5,070	4,240	3,820	3,410	3,160	2,910	2,660	2,410	2,190	2,000	1,810	10,268
46,500	47,500	5,250	4,420	4,000	3,590	3,340	3,090	2,840	2,590	2,340	2,140	1,950	10,588
47,500	48,500	5,430	4,600	4,180	3,770	3,520	3,270	3,020	2,770	2,520	2,270	2,080	10,908
48,500	49,500	5,610	4,780	4,360	3,950	3,700	3,450	3,200	2,950	2,700	2,450	2,220	11,228
49,500	50,500	5,790	4,960	4,540	4,130	3,880	3,630	3,380	3,130	2,880	2,630	2,380	11,548

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50,500	51,500	5,970	5,140	4,720	4,310	4,060	3,810	3,560	3,310	3,060	2,810	2,560	11,877
51,500	52,500	6,150	5,320	4,900	4,490	4,240	3,990	3,740	3,490	3,240	2,990	2,740	12,297
52,500	53,500	6,330	5,500	5,080	4,670	4,420	4,170	3,920	3,670	3,420	3,170	2,920	12,717
53,500	54,500	6,510	5,680	5,260	4,850	4,600	4,350	4,100	3,850	3,600	3,350	3,100	13,137
54,500	55,500	6,690	5,860	5,440	5,030	4,780	4,530	4,280	4,030	3,780	3,530	3,280	13,557
55,500	56,500	6,870	6,040	5,620	5,210	4,960	4,710	4,460	4,210	3,960	3,710	3,460	13,977
56,500	57,500	7,050	6,220	5,800	5,390	5,140	4,890	4,640	4,390	4,140	3,890	3,640	14,397
57,500	58,500	7,230	6,400	5,980	5,570	5,320	5,070	4,820	4,570	4,320	4,070	3,820	14,817
58,500	59,500	7,440	6,580	6,160	5,750	5,500	5,250	5,000	4,750	4,500	4,250	4,000	15,230
59,500	60,500	7,670	6,760	6,340	5,930	5,680	5,430	5,180	4,930	4,680	4,430	4,180	15,606
60,500	61,500	7,890	6,940	6,520	6,110	5,860	5,610	5,360	5,110	4,860	4,610	4,360	15,980
61,500	62,500	8,120	7,120	6,700	6,290	6,040	5,790	5,540	5,290	5,040	4,790	4,540	16,355
62,500	63,500	8,340	7,300	6,880	6,470	6,220	5,970	5,720	5,470	5,220	4,970	4,720	16,730
63,500	64,500	8,570	7,530	7,060	6,650	6,400	6,150	5,900	5,650	5,400	5,150	4,900	17,105
64,500	65,500	8,790	7,750	7,240	6,830	6,580	6,330	6,080	5,830	5,580	5,330	5,080	17,480
65,500	66,500	9,020	7,980	7,450	7,010	6,760	6,510	6,260	6,010	5,760	5,510	5,260	17,855
66,500	67,500	9,250	8,210	7,690	7,190	6,940	6,690	6,440	6,190	5,940	5,690	5,440	18,230
67,500	68,500	9,500	8,460	7,940	7,420	7,140	6,890	6,640	6,390	6,140	5,890	5,640	18,584
68,500	69,500	9,750	8,710	8,190	7,670	7,350	7,090	6,840	6,590	6,340	6,090	5,840	18,934
69,500	70,500	10,000	8,960	8,440	7,920	7,600	7,290	7,040	6,790	6,540	6,290	6,040	19,284
70,500	71,500	10,250	9,210	8,690	8,170	7,850	7,540	7,240	6,990	6,740	6,490	6,240	19,634
71,500	72,500	10,500	9,460	8,940	8,420	8,100	7,790	7,480	7,190	6,940	6,690	6,440	20,009
72,500	73,500	10,750	9,710	9,190	8,670	8,350	8,040	7,730	7,420	7,140	6,890	6,640	20,459
73,500	74,500	11,000	9,960	9,440	8,920	8,600	8,290	7,980	7,670	7,350	7,090	6,840	20,909
74,500	75,500	11,250	10,210	9,690	9,170	8,850	8,540	8,230	7,920	7,600	7,290	7,040	21,359
75,500	76,500	11,500	10,460	9,940	9,420	9,100	8,790	8,480	8,170	7,850	7,540	7,240	21,809
76,500	78,000	11,810	10,770	10,250	9,730	9,420	9,100	8,790	8,480	8,170	7,850	7,540	22,259
78,000	79,500	12,190	11,150	10,620	10,100	9,790	9,480	9,170	8,850	8,540	8,230	7,920	22,934
79,500	81,000	12,560	11,520	11,000	10,480	10,170	9,850	9,540	9,230	8,920	8,600	8,290	23,609
81,000	82,500	12,940	11,900	11,370	10,850	10,540	10,230	9,920	9,600	9,290	8,980	8,670	24,284
82,500	84,000	13,310	12,270	11,750	11,230	10,920	10,600	10,290	9,980	9,670	9,350	9,040	24,959
84,000	85,500	13,690	12,650	12,120	11,600	11,290	10,980	10,670	10,350	10,040	9,730	9,420	25,634
85,500	87,000	14,060	13,020	12,500	11,980	11,670	11,350	11,040	10,730	10,420	10,100	9,790	26,309
87,000	88,500	14,440	13,400	12,870	12,350	12,040	11,730	11,420	11,100	10,790	10,480	10,170	26,984
88,500	90,000	14,810	13,770	13,250	12,730	12,420	12,100	11,790	11,480	11,170	10,850	10,540	27,659
90,000	91,500	15,190	14,150	13,620	13,100	12,790	12,480	12,170	11,850	11,540	11,230	10,920	28,334
91,500	93,000	15,560	14,520	14,000	13,480	13,170	12,850	12,540	12,230	11,920	11,600	11,290	29,009
93,000	94,500	15,940	14,900	14,370	13,850	13,540	13,230	12,920	12,600	12,290	11,980	11,670	29,684
94,500	96,000	16,310	15,270	14,750	14,230	13,920	13,600	13,290	12,980	12,670	12,350	12,040	30,359
96,000	97,500	16,690	15,650	15,120	14,600	14,290	13,980	13,670	13,350	13,040	12,730	12,420	31,034
97,500	99,000	17,060	16,020	15,500	14,980	14,670	14,350	14,040	13,730	13,420	13,100	12,790	31,709
99,000	100,500	17,440	16,400	15,870	15,350	15,040	14,730	14,420	14,100	13,790	13,480	13,170	32,384
100,500	102,000	17,830	16,770	16,250	15,730	15,420	15,100	14,790	14,480	14,170	13,850	13,540	33,059
102,000	103,500	18,280	17,150	16,620	16,100	15,790	15,480	15,170	14,850	14,540	14,230	13,920	33,675
103,500	105,000	18,730	17,520	17,000	16,480	16,170	15,850	15,540	15,230	14,920	14,600	14,290	34,275
105,000	106,500	19,180	17,930	17,370	16,850	16,540	16,230	15,920	15,600	15,290	14,980	14,670	34,875
106,500	108,000	19,630	18,380	17,760	17,230	16,920	16,600	16,290	15,980	15,670	15,350	15,040	35,475
108,000	109,500	20,080	18,830	18,210	17,600	17,290	16,980	16,670	16,350	16,040	15,730	15,420	36,075
109,500	111,000	20,530	19,280	18,660	18,030	17,670	17,350	17,040	16,730	16,420	16,100	15,790	36,675
111,000	112,500	20,980	19,730	19,110	18,480	18,110	17,730	17,420	17,100	16,790	16,480	16,170	37,275

昭和三十一年三月二十九日 参議院會議録第二十号

う所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	21,430	20,180	19,560	18,930	18,560	18,180	17,810	17,480	17,170	16,850	16,540	37,875
114,000	115,500	21,880	20,630	20,010	19,380	19,010	18,630	18,260	17,880	17,540	17,280	16,920	38,583
115,500	117,000	22,330	21,080	20,460	19,830	19,460	19,080	18,710	18,330	17,960	17,600	17,290	39,333
117,000	118,500	22,780	21,530	20,910	20,280	19,910	19,530	19,160	18,780	18,410	18,030	17,670	40,083
118,500	120,000	23,230	21,980	21,360	20,730	20,360	19,980	19,610	19,230	18,860	18,480	18,110	40,833
120,000	122,000	23,760	22,510	21,880	21,260	20,880	20,510	20,130	19,760	19,380	19,010	18,630	41,583
122,000	124,000	24,360	23,110	22,480	21,860	21,480	21,110	20,730	20,360	19,980	19,610	19,230	42,583
124,000	126,000	24,960	23,710	23,080	22,460	22,080	21,710	21,330	20,960	20,580	20,210	19,830	43,583
126,000	128,000	25,560	24,310	23,680	23,060	22,680	22,310	21,930	21,560	21,180	20,810	20,430	44,583
128,000	130,000	26,160	24,910	24,280	23,660	23,280	22,910	22,530	22,160	21,780	21,410	21,030	45,583
130,000	132,000	26,760	25,510	24,880	24,260	23,880	23,510	23,130	22,760	22,380	22,010	21,630	46,583
132,000	134,000	27,360	26,110	25,480	24,860	24,480	24,110	23,730	23,360	22,980	22,610	22,230	47,583
134,000	136,000	27,960	26,710	26,080	25,460	25,080	24,710	24,330	23,960	23,580	23,210	22,830	48,583
136,000	138,000	28,560	27,310	26,680	26,060	25,680	25,310	24,930	24,560	24,180	23,810	23,430	49,583
138,000	140,000	29,160	27,910	27,280	26,660	26,280	25,910	25,530	25,160	24,780	24,410	24,030	50,583
140,000	142,000	29,760	28,510	27,880	27,260	26,880	26,510	26,130	25,760	25,380	25,010	24,630	51,583
142,000	144,000	30,380	29,110	28,480	27,860	27,480	27,110	26,730	26,360	25,980	25,610	25,230	52,583
144,000	146,000	31,080	29,710	29,080	28,460	28,080	27,710	27,330	26,960	26,580	26,210	25,830	53,508
146,000	148,000	31,780	30,330	29,680	29,060	28,680	28,310	27,930	27,560	27,180	26,810	26,430	54,408
148,000	150,000	32,480	31,030	30,300	29,660	29,280	28,910	28,530	28,160	27,780	27,410	27,030	55,308
150,000	152,000	33,180	31,730	31,000	30,270	29,880	29,510	29,130	28,760	28,380	28,010	27,630	56,208
152,000	154,000	33,880	32,430	31,700	30,970	30,580	30,110	29,730	29,360	28,980	28,610	28,230	57,108
154,000	156,000	34,580	33,130	32,400	31,670	31,280	30,790	30,350	29,960	29,580	29,210	28,830	58,008
156,000	158,000	35,280	33,830	33,100	32,370	31,980	31,490	31,050	30,620	30,180	29,810	29,430	58,908
158,000	160,000	35,980	34,530	33,800	33,070	32,680	32,190	31,750	31,320	30,880	30,440	30,030	59,808
160,000	162,000	36,680	35,230	34,500	33,770	33,380	32,890	32,450	32,020	31,580	31,140	30,700	60,708
162,000	164,000	37,380	35,930	35,200	34,470	34,080	33,590	33,150	32,720	32,280	31,840	31,400	61,608
164,000	166,000	38,080	36,630	35,900	35,170	34,780	34,290	33,850	33,420	32,980	32,540	32,100	62,508
166,000	168,000	38,780	37,330	36,600	35,870	35,480	34,990	34,550	34,120	33,680	33,240	32,800	63,408
168,000	170,000	39,480	38,030	37,300	36,570	36,180	35,690	35,250	34,820	34,380	33,940	33,500	64,308
170,000	172,000	40,180	38,730	38,000	37,270	36,880	36,390	35,950	35,520	35,080	34,640	34,200	65,208
172,000	174,000	40,880	39,430	38,700	37,970	37,580	37,090	36,650	36,220	35,780	35,340	34,900	66,108
174,000	176,000	41,580	40,130	39,400	38,670	38,280	37,790	37,350	36,920	36,480	36,040	35,600	67,008
176,000	178,000	42,280	40,830	40,100	39,370	38,980	38,490	38,050	37,620	37,180	36,740	36,300	67,908
178,000	180,000	42,980	41,530	40,800	40,070	39,680	39,190	38,750	38,320	37,880	37,440	37,000	68,808
180,000	182,000	43,680	42,230	41,500	40,770	40,380	39,890	39,450	39,020	38,580	38,140	37,700	69,708
182,000	184,000	44,380	42,930	42,200	41,470	41,080	40,590	40,150	39,720	39,280	38,840	38,400	70,608
184,000	186,000	45,080	43,630	42,900	42,170	41,780	41,290	40,850	40,420	39,980	39,540	39,100	71,508
186,000	188,000	45,780	44,330	43,600	42,870	42,480	41,990	41,550	41,120	40,680	40,240	39,800	72,408
188,000	190,000	46,480	45,030	44,300	43,570	43,180	42,690	42,250	41,820	41,380	40,940	40,500	73,308
190,000	192,000	47,180	45,730	45,000	44,270	43,880	43,390	42,950	42,520	42,080	41,640	41,200	74,208
192,000	194,000	47,880	46,430	45,700	44,970	44,580	44,090	43,650	43,220	42,780	42,340	41,900	75,108
194,000	196,000	48,580	47,130	46,400	45,670	45,280	44,790	44,350	43,920	43,480	43,040	42,600	76,008
196,000	198,000	49,280	47,830	47,100	46,370	45,980	45,490	45,050	44,620	44,180	43,740	43,300	76,908
198,000	200,000	49,980	48,530	47,800	47,070	46,680	46,190	45,750	45,320	44,880	44,440	44,000	77,808
200,000 円		50,330	48,880	48,150	47,420	46,980	46,540	46,100	45,670	45,230	44,790	44,350	81,166
200,000 円をこ え 226,000 円 に満たない金 額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額												81,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与のうち 200,000 円を こえる金額の 35% に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表 (五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
226,000円	59,430	57,980	57,250	56,520	56,080	55,640	55,200	54,770	54,330	53,890	53,450	94,166
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000 円を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	109,430	107,980	107,250	106,520	106,080	105,640	105,200	104,770	104,330	103,890	103,450	162,916
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											162,916 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000 円を こえる金額の 60% に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	184,580	183,130	182,400	181,670	181,230	180,790	180,350	179,920	179,480	179,040	178,600	263,116
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											263,116 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000 円を こえる金額の 65% に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる 1人ごとに200円を控除した金額												
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円（こ れらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者に該当する場合には、障害年金) を受ける者であるときは、584円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき 417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(備考 税額の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二)に該当しない者)については、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、
- (イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から417円（これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者控除が認められる者については、障害年金）を受ける者である場合には、584円）を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに200円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに200円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(ハ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ニ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき250円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 日 額 表 (一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以 上	未 満	税 額														
円 320	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
320	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
330	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
340	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
350	360	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
360	370	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
370	380	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
410	420	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
420	430	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
430	440	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
470	480	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
480	490	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
490	500	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
510	520	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
520	530	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
530	540	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0
540	550	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0
550	560	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
560	570	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
570	580	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
580	590	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
590	600	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0
600	610	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
610	620	30	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0
620	630	30	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
630	640	30	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
640	650	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	0
650	660	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
660	670	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
670	680	35	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
680	700	40	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
700	720	40	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
720	740	45	25	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
740	760	45	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0
760	780	50	30	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
780	800	50	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	124	0
800	820	55	30	20	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	129	0
820	840	55	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0	135	0
840	860	60	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0	139	0

口 日 額 表 (二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以 上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
860	880	60	40	30	20	10	10	5	0	0	0	0	144
880	900	65	40	30	20	15	10	5	0	0	0	0	148
900	920	65	45	35	25	15	10	5	5	0	0	0	153
920	940	70	45	35	25	20	15	10	5	0	0	0	159
940	960	70	50	40	30	20	15	10	5	0	0	0	163
960	980	70	50	40	30	25	20	10	5	5	0	0	168
980	1,000	75	55	45	35	25	20	15	10	5	0	0	172
1,000	1,020	75	55	45	35	30	25	15	10	5	0	0	179
1,020	1,040	80	60	50	40	30	25	20	10	10	5	0	185
1,040	1,060	85	60	50	40	35	30	20	15	10	5	0	191
1,060	1,080	85	65	55	45	35	30	25	15	10	5	5	197
1,080	1,100	90	65	55	45	40	30	25	20	15	10	5	203
1,100	1,120	95	70	60	45	40	35	30	20	15	10	5	208
1,120	1,140	95	70	60	50	45	35	30	25	20	10	10	215
1,140	1,160	100	75	65	55	45	40	35	30	20	15	10	221
1,160	1,180	105	75	65	55	50	45	35	30	25	20	10	228
1,180	1,200	110	80	70	60	50	45	40	35	25	20	15	234
1,200	1,220	110	85	70	60	55	50	40	35	30	25	15	241
1,220	1,240	115	85	75	65	55	50	45	40	30	25	20	247
1,240	1,260	120	90	75	65	60	55	45	40	35	30	20	253
1,260	1,280	120	95	80	70	65	55	50	45	35	30	25	260
1,280	1,300	125	100	85	70	65	60	55	45	40	35	30	266
1,300	1,320	130	100	85	75	70	60	55	50	45	35	30	273
1,320	1,340	135	105	90	75	70	65	60	50	45	40	35	279
1,340	1,360	135	110	95	80	75	65	60	55	50	40	35	285
1,360	1,380	140	110	100	85	75	70	65	55	50	45	40	292
1,380	1,400	145	115	100	90	80	75	65	60	55	45	40	298
1,400	1,440	150	120	105	95	85	75	70	65	60	50	45	305
1,440	1,480	155	130	115	100	90	85	75	70	65	55	50	317
1,480	1,520	165	135	120	110	100	90	80	75	70	60	55	330
1,520	1,560	170	145	130	115	105	100	90	80	75	70	60	343
1,560	1,600	180	150	135	120	115	105	95	90	80	75	65	356
1,600	1,640	185	155	145	130	120	110	105	95	85	80	70	369
1,640	1,680	190	165	150	135	130	120	110	105	95	85	80	381
1,680	1,720	200	170	160	145	135	125	120	110	100	95	85	394
1,720	1,760	205	180	165	150	140	135	125	115	110	100	90	410
1,760	1,800	215	185	170	160	150	140	135	125	115	110	100	427
1,800	1,840	220	195	180	165	155	150	140	130	125	115	105	444
1,840	1,880	230	200	185	170	165	155	145	140	130	120	115	460
1,880	1,920	235	210	195	180	170	165	155	145	140	130	120	477
1,920	1,960	245	215	200	185	180	170	160	155	145	135	130	494
1,960	2,000	250	220	210	195	185	175	170	160	150	145	135	511
2,000	2,040	260	230	215	200	195	185	175	170	160	150	140	526
2,040	2,080	270	235	220	210	200	190	185	175	165	160	150	541
2,080	2,120	280	245	230	215	205	200	190	180	175	165	155	556
2,120	2,160	285	250	235	225	215	205	200	190	180	170	165	571
2,160	2,200	295	260	245	230	220	215	205	195	190	180	170	586
2,200	2,240	305	270	255	235	230	220	210	205	195	185	180	601
2,240	2,280	315	280	260	245	235	230	220	210	205	195	185	615
2,280	2,320	325	290	270	255	245	235	230	220	210	205	195	629

昭和三十三年三月二十九日 参議院会議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

ロ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額
2,320	2,360	335	300	280	265	255	245	235	225	220	210	200	643	196
2,360	2,400	345	310	290	275	265	255	245	235	225	220	210	657	203
2,400	2,440	355	320	300	285	275	265	255	245	235	225	220	674	210
2,440	2,480	365	330	310	295	285	275	265	255	245	235	225	692	217
2,480	2,520	375	340	320	305	295	285	275	265	250	245	235	710	225
2,520	2,560	385	350	330	315	305	295	285	275	260	250	240	728	232
2,560	2,600	395	360	340	325	315	305	295	285	270	260	250	746	239
2,600	2,640	405	370	350	335	325	315	305	295	280	270	260	764	246
2,640	2,700	415	380	365	345	335	325	315	305	295	285	275	782	253
2,700	2,760	430	395	380	360	350	340	330	320	310	300	290	809	264
2,760	2,820	445	410	395	375	365	355	345	335	325	315	305	836	275
2,820	2,880	460	425	410	390	380	370	360	350	340	330	320	863	286
2,880	2,940	475	440	425	405	395	385	375	365	355	345	335	890	297
2,940	3,000	490	455	440	420	410	400	390	380	370	360	350	917	307
3,000	3,060	505	470	455	435	425	415	405	395	385	375	365	944	318
3,060	3,120	520	485	470	450	440	430	420	410	400	390	380	971	329
3,120	3,180	535	500	485	465	455	445	435	425	415	405	395	998	344
3,180	3,240	550	515	500	480	470	460	450	440	430	420	410	1,025	359
3,240	3,300	565	530	515	495	485	475	465	455	445	435	425	1,052	374
3,300	3,360	580	545	530	510	500	490	480	470	460	450	440	1,079	389
3,360	3,420	600	560	545	525	515	505	495	485	475	465	455	1,106	404
3,420	3,480	615	575	560	540	530	520	510	500	490	480	470	1,131	419
3,480	3,540	635	595	575	555	545	535	525	515	505	495	485	1,155	434
3,540	3,600	650	610	590	570	560	550	540	530	520	510	500	1,179	449
3,600	3,660	670	630	610	585	575	565	555	545	535	525	515	1,203	464
3,660	3,720	690	645	625	605	590	580	570	560	550	540	530	1,227	479
3,720	3,780	705	665	645	625	610	595	585	575	565	555	545	1,251	494
3,780	3,840	725	685	660	640	630	615	605	590	580	570	560	1,276	509
3,840	3,900	740	700	680	660	645	635	620	610	595	585	575	1,306	524
3,900	3,960	760	720	700	675	665	650	640	625	615	600	590	1,336	539
3,960	4,020	780	735	715	695	680	670	655	645	630	620	605	1,366	554
4,020	4,080	795	755	735	715	700	685	675	665	650	635	625	1,396	569
4,080	4,140	815	775	750	730	720	705	695	680	670	655	640	1,426	584
4,140	4,200	830	790	770	750	735	725	710	700	685	675	660	1,456	599
4,200	4,260	850	810	790	765	755	740	730	715	705	690	680	1,486	614
4,260	4,320	870	825	805	785	770	760	745	735	720	710	695	1,516	629
4,320	4,380	885	845	825	805	790	775	765	750	740	725	715	1,546	644
4,380	4,440	905	865	840	820	810	795	785	770	760	745	730	1,576	659
4,440	4,500	920	880	860	840	825	815	800	790	775	765	750	1,606	674
4,500	4,560	945	900	880	860	845	835	820	810	795	785	770	1,636	689
4,560	4,620	965	925	905	885	870	860	845	835	820	810	795	1,676	709
4,620	4,740	990	950	930	910	895	880	870	855	845	830	820	1,716	729
4,740	4,820	1,015	975	955	930	920	905	895	880	870	855	845	1,756	749
4,820	4,900	1,045	1,000	975	955	945	930	920	905	895	880	865	1,792	769
4,900	4,980	1,075	1,025	1,000	980	965	955	940	930	915	905	890	1,828	789
4,980	5,060	1,100	1,050	1,030	1,005	990	980	965	955	940	930	915	1,864	810
5,060	5,140	1,130	1,080	1,055	1,030	1,015	1,000	990	975	965	950	940	1,900	834
5,140	5,220	1,155	1,110	1,085	1,060	1,045	1,030	1,015	1,000	990	975	965	1,936	858
5,220	5,300	1,185	1,135	1,110	1,085	1,075	1,060	1,045	1,030	1,015	1,000	985	1,972	882
5,300	5,380	1,215	1,165	1,140	1,115	1,100	1,085	1,070	1,055	1,040	1,025	1,015	2,008	906

口 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人			
以 上	未 満	税 額													
5,380 円	5,460 円	1,240 円	1,190 円	1,170 円	1,145 円	1,130 円	1,115 円	1,100 円	1,085 円	1,070 円	1,055 円	1,040 円	2,044 円	930 円	
5,460 円	5,540 円	1,270 円	1,220 円	1,195 円	1,170 円	1,155 円	1,140 円	1,125 円	1,115 円	1,100 円	1,085 円	1,070 円	2,080 円	954 円	
5,540 円	5,620 円	1,295 円	1,250 円	1,225 円	1,200 円	1,185 円	1,170 円	1,155 円	1,140 円	1,125 円	1,110 円	1,095 円	2,116 円	978 円	
5,620 円	5,700 円	1,325 円	1,275 円	1,250 円	1,225 円	1,215 円	1,200 円	1,185 円	1,170 円	1,155 円	1,140 円	1,125 円	2,152 円	1,002 円	
5,700 円	5,780 円	1,355 円	1,305 円	1,280 円	1,255 円	1,240 円	1,225 円	1,210 円	1,195 円	1,180 円	1,165 円	1,155 円	2,188 円	1,026 円	
5,780 円	5,860 円	1,380 円	1,330 円	1,310 円	1,285 円	1,270 円	1,255 円	1,240 円	1,225 円	1,210 円	1,195 円	1,180 円	2,224 円	1,050 円	
5,860 円	5,940 円	1,410 円	1,360 円	1,335 円	1,310 円	1,295 円	1,280 円	1,265 円	1,255 円	1,240 円	1,225 円	1,210 円	2,261 円	1,074 円	
5,940 円	6,020 円	1,435 円	1,390 円	1,365 円	1,340 円	1,325 円	1,310 円	1,295 円	1,280 円	1,265 円	1,250 円	1,235 円	2,305 円	1,098 円	
6,020 円	6,100 円	1,465 円	1,415 円	1,390 円	1,365 円	1,355 円	1,340 円	1,325 円	1,310 円	1,295 円	1,280 円	1,265 円	2,349 円	1,122 円	
6,100 円	6,180 円	1,495 円	1,445 円	1,420 円	1,395 円	1,380 円	1,365 円	1,350 円	1,335 円	1,320 円	1,305 円	1,295 円	2,393 円	1,146 円	
6,180 円	6,260 円	1,520 円	1,470 円	1,450 円	1,425 円	1,410 円	1,395 円	1,380 円	1,365 円	1,350 円	1,335 円	1,320 円	2,437 円	1,170 円	
6,260 円	6,340 円	1,550 円	1,500 円	1,475 円	1,450 円	1,435 円	1,420 円	1,405 円	1,395 円	1,380 円	1,365 円	1,350 円	2,481 円	1,194 円	
6,340 円	6,420 円	1,575 円	1,530 円	1,505 円	1,480 円	1,465 円	1,450 円	1,435 円	1,420 円	1,405 円	1,390 円	1,375 円	2,525 円	1,218 円	
6,420 円	6,500 円	1,605 円	1,555 円	1,530 円	1,505 円	1,495 円	1,480 円	1,465 円	1,450 円	1,435 円	1,420 円	1,405 円	2,569 円	1,242 円	
6,500円		1,620	1,570	1,545	1,520	1,505	1,490	1,475	1,465	1,450	1,435	1,420	2,613	1,266	
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,613円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,266円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,530円		1,980	1,930	1,905	1,880	1,865	1,850	1,835	1,825	1,810	1,795	1,780	3,128	1,626	
7,530円をこえ 11,700円に満た ない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額												3,128円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	1,626円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,700円		3,645	3,600	3,575	3,550	3,535	3,520	3,505	3,490	3,475	3,460	3,445	5,421	3,294	
11,700円をこえ 17,250円に満た ない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,421円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	3,294円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

昭和三十三年三月二十九日 参議院会議録第二十号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴

口 日 額 表 (五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 の 数													
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上 未 満	税 額													
17,250 円	6,145 ^円	6,095 ^円	6,070 ^円	6,045 ^円	6,030 ^円	6,015 ^円	6,000 ^円	5,990 ^円	5,975 ^円	5,960 ^円	5,945 ^円	8,751 ^円	5,791 ^円	
17,250 円をこえ る金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											8,751 円に、 その日の社会 保険料控除後の給与 の金額のうち 17,250 円 をこえる金額の 65% に相当する 金額を加算 した金額	5,791 円に、 その日の社会 保険料控除後の給与 の金額のうち 17,250 円 をこえる金額の 50% に相当する 金額を加算 した金額	
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人 をこえる 1 人ごとに 7 円を控除した金額													従たる給与に ついての扶養 控除申告書が 提出されている 場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族の数に 応じ、扶養親 族 1 人ごとに 7 円を、上の 各欄によつて 求めた税額か ら控除した金 額	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者に該当する場 合には、障害年金)を受ける者であるときは、20 円)を、扶養親族である不具者がある場合に は、当該不具者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													—	

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(イに該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 14 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者控除が認められる者については、障害年金)を受ける者である場合には、20 円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 7 円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に依り、扶養親族 1 人ごとに 7 円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に依り、扶養親族 1 人につき 8 円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
族 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人以上			
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
19,600円	円未満	20,800円	円未満	22,100円	円未満	23,300円	円未満	24,600円	円未満	1,000円	円未満
19,600	20,600	20,800	21,900	22,100	23,200	23,300	24,600	24,600	25,900	1,000	2,100
20,600	21,800	21,900	23,100	23,200	24,500	24,600	25,900	25,900	27,200	2,100	3,300
21,800	23,000	23,100	24,500	24,500	26,000	25,900	27,400	27,200	28,600	3,300	4,500
23,000	24,200	24,500	25,600	26,000	27,000	27,400	28,300	28,600	29,600	4,500	6,500
24,200	26,400	25,600	27,500	27,000	28,400	28,300	29,400	29,600	30,600	6,500	6,900
26,400	28,700	27,500	29,800	28,400	30,900	29,400	31,900	30,600	33,000	6,900	7,300
28,700	36,000	29,800	37,100	30,900	38,300	31,900	39,400	33,000	40,500	7,300	14,200
36,000	39,600	37,100	40,800	38,300	42,100	39,400	43,300	40,500	44,600	14,200	15,000
39,600	44,000	40,800	45,400	42,100	46,800	43,300	48,100	44,600	49,500	15,000	27,300
44,000	59,300	45,400	60,100	46,800	60,900	48,100	61,600	49,500	62,400	27,300	28,800
59,300	63,200	60,100	64,000	60,900	64,800	61,600	65,600	62,400	66,400	28,800	31,700
63,200	67,900	64,000	69,000	64,800	70,200	65,600	71,400	66,400	72,600	31,700	33,300
67,900	94,100	69,000	95,100	70,200	96,200	71,400	97,200	72,600	98,300	33,300	45,800
94,100	102,700	95,100	103,800	96,200	104,900	97,200	106,100	98,300	107,200	45,800	48,000
102,700	112,900	103,800	114,200	104,900	115,400	106,100	116,700	107,200	117,900	48,000	50,400
112,900	134,400	114,200	135,500	115,400	136,600	116,700	137,700	117,900	138,800	50,400	66,300
134,400	147,200	135,500	148,400	136,600	149,600	137,700	150,800	138,800	152,000	66,300	69,500
147,200	198,300	148,400	199,300	149,600	200,300	150,800	201,400	152,000	202,400	69,500	102,700
198,300	216,300	199,300	217,400	200,300	218,600	201,400	219,700	202,400	220,800	102,700	107,500
216,300	237,900	217,400	239,200	218,600	240,400	219,700	241,700	220,800	242,900	107,500	112,900
237,900	315,600	239,200	316,700	240,400	317,800	241,700	318,800	242,900	319,900	112,900	163,200
315,600	345,600	316,700	346,800	317,800	348,000	318,800	349,200	319,900	350,400	163,200	171,200
345,600	441,300	346,800	442,400	348,000	443,400	349,200	444,400	350,400	445,500	171,200	235,200
441,300	481,400	442,400	482,600	443,400	483,700	444,400	484,800	445,500	486,000	235,200	246,400
481,400円以上		482,600円以上		483,700円以上		484,800円以上		486,000円以上		246,400円以上	

れた社会保険料の金額を控除し、
保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

る率である。

れているときを含む。)は、(3)に該当する場合を除き、

る行を求める。

率である。

給与から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第

順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(イ)の(1)により求めた率が、

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表 (第三十八条第一項 第七号イ 及びロ並びに同条第四項の規

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ の											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	7,500円	円未満	11,700円	円未満	13,800円	円未満	15,800円	円未満	17,100円	円未満	18,300円	円未満
2	7,500	7,900	11,700	12,300	13,800	14,500	15,800	16,700	17,100	18,000	18,300	19,300
4	7,900	8,300	12,300	13,000	14,500	15,300	16,700	17,600	18,000	19,000	19,300	20,400
6	8,300	8,800	13,000	13,700	15,300	16,200	17,600	18,700	19,000	20,100	20,400	21,600
8	8,800	9,400	13,700	14,600	16,200	17,200	18,700	19,800	20,100	21,400	21,600	22,900
10	9,400	13,000	14,600	15,800	17,200	19,900	19,800	22,200	21,400	23,600	22,900	25,000
12	13,000	14,600	15,800	19,800	19,900	22,400	22,200	25,000	23,600	26,600	25,000	27,700
14	14,600	26,800	19,800	29,800	22,400	31,300	25,000	32,700	26,600	33,700	27,700	34,800
16	26,800	28,800	29,800	32,100	31,300	33,800	32,700	35,800	33,700	37,100	34,800	38,300
18	28,800	33,300	32,100	35,200	33,800	37,500	35,800	39,800	37,100	41,200	38,300	42,600
20	33,300	51,200	35,200	54,500	37,500	55,800	39,800	57,100	41,200	57,800	42,600	58,600
22	51,200	55,400	54,500	58,100	55,800	59,400	57,100	60,800	57,800	61,600	58,600	62,400
24	55,400	60,600	58,100	62,100	59,400	63,500	60,800	64,900	61,600	65,800	62,400	66,700
26	60,600	84,000	62,100	87,500	63,500	89,200	64,900	91,000	65,800	92,000	66,700	93,100
28	84,000	91,700	87,500	95,500	89,200	97,300	91,000	99,200	92,000	100,400	93,100	101,500
30	91,700	100,800	95,500	105,000	97,300	107,100	99,200	109,200	100,400	110,400	101,500	111,700
32	100,800	123,900	105,000	127,500	107,100	129,300	109,200	131,200	110,400	132,200	111,700	133,300
34	123,900	135,700	127,500	139,700	129,300	141,700	131,200	143,700	132,200	144,800	133,300	146,000
36	135,700	188,200	139,700	191,700	141,700	193,400	143,700	195,100	144,800	196,200	146,000	197,200
38	188,200	205,300	191,700	209,100	193,400	211,000	195,100	212,900	196,200	214,000	197,200	215,200
40	205,300	225,800	209,100	230,000	211,000	232,100	212,900	234,200	214,000	235,400	215,200	236,700
42	225,800	305,100	230,000	308,700	232,100	310,500	234,200	312,300	235,400	313,400	236,700	314,500
44	305,100	334,100	308,700	338,100	310,500	340,100	312,300	342,100	313,400	343,300	314,500	344,400
46	334,100	431,300	338,100	434,700	340,100	436,500	342,100	438,200	343,300	439,200	344,400	440,300
48	431,300	470,500	434,700	474,200	436,500	476,100	438,200	478,000	439,200	479,200	440,300	480,300
50	470,500円以上		474,200円以上		476,100円以上		478,000円以上		479,200円以上		480,300円以上	

(備考 賞与の金額に乘ずべき率の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除さ

(ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出さ

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ) (イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該七号ハ及びニの規定により税額を計算する。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(ハ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの、その求める率である。(イ)(3)と同様の場合には、(ロ)(3)に準じて税額を計算する。)

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特 別控除後の金 額	税額	退職所得の特 別控除後の金 額	税額	退職所得の特 別控除後の金 額	税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満
1,000円	2,000円	50,000円	51,000円	140,000円	142,000円
1,000円	2,000円	51,000円	52,000円	142,000円	144,000円
2,000円	3,000円	52,000円	53,000円	144,000円	146,000円
3,000円	4,000円	53,000円	54,000円	146,000円	148,000円
4,000円	5,000円	54,000円	55,000円	148,000円	150,000円
5,000円	6,000円	55,000円	56,000円	150,000円	152,000円
6,000円	7,000円	56,000円	57,000円	152,000円	154,000円
7,000円	8,000円	57,000円	58,000円	154,000円	156,000円
8,000円	9,000円	58,000円	59,000円	156,000円	158,000円
9,000円	10,000円	59,000円	60,000円	158,000円	160,000円
10,000円	11,000円	60,000円	62,000円	160,000円	162,000円
11,000円	12,000円	62,000円	64,000円	162,000円	164,000円
12,000円	13,000円	64,000円	66,000円	164,000円	166,000円
13,000円	14,000円	66,000円	68,000円	166,000円	168,000円
14,000円	15,000円	68,000円	70,000円	168,000円	170,000円
15,000円	16,000円	70,000円	72,000円	170,000円	172,000円
16,000円	17,000円	72,000円	74,000円	172,000円	174,000円
17,000円	18,000円	74,000円	76,000円	174,000円	176,000円
18,000円	19,000円	76,000円	78,000円	176,000円	178,000円
19,000円	20,000円	78,000円	80,000円	178,000円	180,000円
20,000円	21,000円	80,000円	82,000円	180,000円	182,000円
21,000円	22,000円	82,000円	84,000円	182,000円	184,000円
22,000円	23,000円	84,000円	86,000円	184,000円	186,000円
23,000円	24,000円	86,000円	88,000円	186,000円	188,000円
24,000円	25,000円	88,000円	90,000円	188,000円	190,000円
25,000円	26,000円	90,000円	92,000円	190,000円	192,000円
26,000円	27,000円	92,000円	94,000円	192,000円	194,000円
27,000円	28,000円	94,000円	96,000円	194,000円	196,000円
28,000円	29,000円	96,000円	98,000円	196,000円	198,000円
29,000円	30,000円	98,000円	100,000円	198,000円	200,000円
30,000円	31,000円	100,000円	102,000円	200,000円	202,000円
31,000円	32,000円	102,000円	104,000円	202,000円	204,000円
32,000円	33,000円	104,000円	106,000円	204,000円	206,000円
33,000円	34,000円	106,000円	108,000円	206,000円	208,000円
34,000円	35,000円	108,000円	110,000円	208,000円	210,000円
35,000円	36,000円	110,000円	112,000円	210,000円	212,000円
36,000円	37,000円	112,000円	114,000円	212,000円	214,000円
37,000円	38,000円	114,000円	116,000円	214,000円	216,000円
38,000円	39,000円	116,000円	118,000円	216,000円	218,000円
39,000円	40,000円	118,000円	120,000円	218,000円	220,000円
40,000円	41,000円	120,000円	122,000円	220,000円	222,000円
41,000円	42,000円	122,000円	124,000円	222,000円	224,000円
42,000円	43,000円	124,000円	126,000円	224,000円	226,000円
43,000円	44,000円	126,000円	128,000円	226,000円	228,000円
44,000円	45,000円	128,000円	130,000円	228,000円	230,000円
45,000円	46,000円	130,000円	132,000円	230,000円	232,000円
46,000円	47,000円	132,000円	134,000円	232,000円	234,000円
47,000円	48,000円	134,000円	136,000円	234,000円	236,000円
48,000円	49,000円	136,000円	138,000円	236,000円	238,000円
49,000円	50,000円	138,000円	140,000円	238,000円	240,000円

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

(二)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満
300,000	304,000	20,000	540,000	546,000	41,500	860,000	868,000	73,500
304,000	308,000	20,300	546,000	552,000	42,100	868,000	876,000	74,300
308,000	312,000	20,600	552,000	558,000	42,700	876,000	884,000	75,100
312,000	316,000	20,900	558,000	564,000	43,300	884,000	892,000	75,900
316,000	320,000	21,200	564,000	570,000	43,900	892,000	900,000	76,700
320,000	324,000	21,500	570,000	576,000	44,500	900,000	908,000	77,500
324,000	328,000	21,800	576,000	582,000	45,100	908,000	916,000	78,300
328,000	332,000	22,100	582,000	588,000	45,700	916,000	924,000	79,100
332,000	336,000	22,400	588,000	594,000	46,300	924,000	932,000	79,900
336,000	340,000	22,700	594,000	600,000	46,900	932,000	940,000	80,700
340,000	344,000	23,000	600,000	606,000	47,500	940,000	948,000	81,500
344,000	348,000	23,300	606,000	612,000	48,100	948,000	956,000	82,300
348,000	352,000	23,600	612,000	618,000	48,700	956,000	964,000	83,100
352,000	356,000	23,900	618,000	624,000	49,300	964,000	972,000	83,900
356,000	360,000	24,200	624,000	630,000	49,900	972,000	980,000	84,700
360,000	364,000	24,500	630,000	636,000	50,500	980,000	988,000	85,500
364,000	368,000	24,800	636,000	642,000	51,100	988,000	996,000	86,300
368,000	372,000	25,100	642,000	648,000	51,700	996,000	1,004,000	87,100
372,000	376,000	25,400	648,000	654,000	52,300	1,004,000	1,012,000	88,000
376,000	380,000	25,700	654,000	660,000	52,900	1,012,000	1,020,000	89,000
380,000	384,000	26,000	660,000	666,000	53,500	1,020,000	1,028,000	90,000
384,000	388,000	26,300	666,000	672,000	54,100	1,028,000	1,036,000	91,000
388,000	392,000	26,600	672,000	678,000	54,700	1,036,000	1,044,000	92,000
392,000	396,000	26,900	678,000	684,000	55,300	1,044,000	1,052,000	93,000
396,000	400,000	27,200	684,000	690,000	55,900	1,052,000	1,060,000	94,000
400,000	404,000	27,500	690,000	696,000	56,500	1,060,000	1,068,000	95,000
404,000	408,000	27,900	696,000	702,000	57,100	1,068,000	1,076,000	96,000
408,000	412,000	28,300	702,000	708,000	57,700	1,076,000	1,084,000	97,000
412,000	416,000	28,700	708,000	714,000	58,300	1,084,000	1,092,000	98,000
416,000	420,000	29,100	714,000	720,000	58,900	1,092,000	1,100,000	99,000
420,000	426,000	29,500	720,000	726,000	59,500	1,100,000	1,108,000	100,000
426,000	432,000	30,100	726,000	732,000	60,100	1,108,000	1,116,000	101,000
432,000	438,000	30,700	732,000	738,000	60,700	1,116,000	1,124,000	102,000
438,000	444,000	31,300	738,000	744,000	61,300	1,124,000	1,132,000	103,000
444,000	450,000	31,900	744,000	750,000	61,900	1,132,000	1,140,000	104,000
450,000	456,000	32,500	750,000	756,000	62,500	1,140,000	1,148,000	105,000
456,000	462,000	33,100	756,000	762,000	63,100	1,148,000	1,156,000	106,000
462,000	468,000	33,700	762,000	768,000	63,700	1,156,000	1,164,000	107,000
468,000	474,000	34,300	768,000	774,000	64,300	1,164,000	1,172,000	108,000
474,000	480,000	34,900	774,000	780,000	64,900	1,172,000	1,180,000	109,000
480,000	486,000	35,500	780,000	788,000	65,500	1,180,000	1,188,000	110,000
486,000	492,000	36,100	788,000	796,000	66,300	1,188,000	1,196,000	111,000
492,000	498,000	36,700	796,000	804,000	67,100	1,196,000	1,204,000	112,000
498,000	504,000	37,300	804,000	812,000	67,900	1,204,000	1,212,000	113,000
504,000	510,000	37,900	812,000	820,000	68,700	1,212,000	1,220,000	114,000
510,000	516,000	38,500	820,000	828,000	69,500	1,220,000	1,228,000	115,000
516,000	522,000	39,100	828,000	836,000	70,300	1,228,000	1,236,000	116,000
522,000	528,000	39,700	836,000	844,000	71,100	1,236,000	1,244,000	117,000
528,000	534,000	40,300	844,000	852,000	71,900	1,244,000	1,252,000	118,000
534,000	540,000	40,900	852,000	860,000	72,700	1,252,000	1,260,000	119,000

(三)

退職所得の特 別控除後の金			退職所得の特 別控除後の金			退職所得の特 別控除後の金		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	120,000	1,650,000	1,660,000	168,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 162,500円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	121,000	1,660,000	1,670,000	170,000			
1,276,000	1,284,000	122,000	1,670,000	1,680,000	171,250			
1,284,000	1,292,000	123,000	1,680,000	1,690,000	172,500			
1,292,000	1,300,000	124,000	1,690,000	1,700,000	173,750			
1,300,000	1,310,000	125,000	1,700,000	1,710,000	175,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 287,500円を控 除した金額
1,310,000	1,320,000	126,250	1,710,000	1,720,000	176,250			
1,320,000	1,330,000	127,500	1,720,000	1,730,000	177,500			
1,330,000	1,340,000	128,750	1,730,000	1,740,000	178,750			
1,340,000	1,350,000	130,000	1,740,000	1,750,000	180,000			
1,350,000	1,360,000	131,250	1,750,000	1,760,000	181,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら 437,500円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	132,500	1,760,000	1,770,000	182,500			
1,370,000	1,380,000	133,750	1,770,000	1,780,000	183,750			
1,380,000	1,390,000	135,000	1,780,000	1,790,000	185,000			
1,390,000	1,400,000	136,250	1,790,000	1,800,000	186,250			
1,400,000	1,410,000	137,500	1,800,000	1,810,000	187,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 787,500円を控 除した金額
1,410,000	1,420,000	138,750	1,810,000	1,820,000	188,750			
1,420,000	1,430,000	140,000	1,820,000	1,830,000	190,000			
1,430,000	1,440,000	141,250	1,830,000	1,840,000	191,250			
1,440,000	1,450,000	142,500	1,840,000	1,850,000	192,500			
1,450,000	1,460,000	143,750	1,850,000	1,860,000	193,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら 1,287,500円 を控除した金額
1,460,000	1,470,000	145,000	1,860,000	1,870,000	195,000			
1,470,000	1,480,000	146,250	1,870,000	1,880,000	196,250			
1,480,000	1,490,000	147,500	1,880,000	1,890,000	197,500			
1,490,000	1,500,000	148,750	1,890,000	1,900,000	198,750			
1,500,000	1,510,000	150,000	1,900,000	1,910,000	200,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,287,500円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	151,250	1,910,000	1,920,000	201,250			
1,520,000	1,530,000	152,500	1,920,000	1,930,000	202,500			
1,530,000	1,540,000	153,750	1,930,000	1,940,000	203,750			
1,540,000	1,550,000	155,000	1,940,000	1,950,000	205,000			
1,550,000	1,560,000	156,250	1,950,000	1,960,000	206,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら 3,787,500円 を控除した金額
1,560,000	1,570,000	157,500	1,960,000	1,970,000	207,500			
1,570,000	1,580,000	158,750	1,970,000	1,980,000	208,750			
1,580,000	1,590,000	160,000	1,980,000	1,990,000	210,000			
1,590,000	1,600,000	161,250	1,990,000	2,000,000	211,250			
1,600,000	1,610,000	162,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて算 出した金額から 87,500円を控除 した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,287,500円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	163,750						
1,620,000	1,630,000	165,000						
1,630,000	1,640,000	166,250						
1,640,000	1,650,000	167,500						

(備考 税額の求め方)

- (イ) まず、退職所得の収入金額から、
 (イ) 退職の日までの勤続年数が10年以下のときは、200,000円
 (ロ) 退職の日までの勤続年数が10年をこえ25年以下のときは、10年をこえる当該年数を20,000円に乘じて得た金額と200,000円との合計額
 (ハ) 退職の日までの勤続年数が25年をこえるときは、500,000円
 を控除した金額(退職所得の特別控除後の金額という。)を求める。
 (ニ) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表 (第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500	1,000	0	25,000	25,500	2,500	70,000	71,000	8,000	150,000	152,000	20,000
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	8,150	152,000	154,000	20,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	8,300	154,000	156,000	20,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	8,450	156,000	158,000	20,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	8,600	158,000	160,000	21,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	8,750	160,000	162,000	21,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	8,900	162,000	164,000	21,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	9,050	164,000	166,000	22,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	9,200	166,000	168,000	22,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	9,350	168,000	170,000	22,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	9,500	170,000	172,000	23,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	9,650	172,000	174,000	23,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	9,800	174,000	176,000	23,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	9,950	176,000	178,000	23,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	10,100	178,000	180,000	24,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	10,250	180,000	182,000	24,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	10,400	182,000	184,000	24,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	10,550	184,000	186,000	25,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	10,700	186,000	188,000	25,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	10,850	188,000	190,000	25,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	11,000	190,000	192,000	26,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	11,300	192,000	194,000	26,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	11,600	194,000	196,000	26,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	11,900	196,000	198,000	26,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	12,200	198,000	200,000	27,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	12,500	200,000	202,000	27,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	12,800	202,000	204,000	27,900
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	13,100	204,000	206,000	28,300
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	13,400	206,000	208,000	28,700
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	13,700	208,000	210,000	29,100
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	14,000	210,000	213,000	29,500
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,150	112,000	114,000	14,300	213,000	216,000	30,100
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,300	114,000	116,000	14,600	216,000	219,000	30,700
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,450	116,000	118,000	14,900	219,000	222,000	31,300
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,600	118,000	120,000	15,200	222,000	225,000	31,900
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,750	120,000	122,000	15,500	225,000	228,000	32,500
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,900	122,000	124,000	15,800	228,000	231,000	33,100
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	6,050	124,000	126,000	16,100	231,000	234,000	33,700
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	6,200	126,000	128,000	16,400	234,000	237,000	34,300
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	6,350	128,000	130,000	16,700	237,000	240,000	34,900
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,500	130,000	132,000	17,000	240,000	243,000	35,500
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,650	132,000	134,000	17,300	243,000	246,000	36,100
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,800	134,000	136,000	17,600	246,000	249,000	36,700
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,950	136,000	138,000	17,900	249,000	252,000	37,300
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	7,100	138,000	140,000	18,200	252,000	255,000	37,900
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	7,250	140,000	142,000	18,500	255,000	258,000	38,500
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	7,400	142,000	144,000	18,800	258,000	261,000	39,100
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	7,550	144,000	146,000	19,100	261,000	264,000	39,700
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	7,700	146,000	148,000	19,400	264,000	267,000	40,300
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	7,850	148,000	150,000	19,700	267,000	270,000	40,900

(二)

課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
270,000	273,000	41,500	430,000	434,000	73,500	630,000	635,000	120,000	880,000	885,000	182,500
273,000	276,000	42,100	434,000	438,000	74,300	635,000	640,000	121,250	885,000	890,000	183,750
276,000	279,000	42,700	438,000	442,000	75,100	640,000	645,000	122,500	890,000	895,000	185,000
279,000	282,000	43,300	442,000	446,000	75,900	645,000	650,000	123,750	895,000	900,000	186,250
282,000	285,000	43,900	446,000	450,000	76,700	650,000	655,000	125,000	900,000	905,000	187,500
285,000	288,000	44,500	450,000	454,000	77,500	655,000	660,000	126,250	905,000	910,000	188,750
288,000	291,000	45,100	454,000	458,000	78,300	660,000	665,000	127,500	910,000	915,000	190,000
291,000	294,000	45,700	458,000	462,000	79,100	665,000	670,000	128,750	915,000	920,000	191,250
294,000	297,000	46,300	462,000	466,000	79,900	670,000	675,000	130,000	920,000	925,000	192,500
297,000	300,000	46,900	466,000	470,000	80,700	675,000	680,000	131,250	925,000	930,000	193,750
300,000	303,000	47,500	470,000	474,000	81,500	680,000	685,000	132,500	930,000	935,000	195,000
303,000	306,000	48,100	474,000	478,000	82,300	685,000	690,000	133,750	935,000	940,000	196,250
306,000	309,000	48,700	478,000	482,000	83,100	690,000	695,000	135,000	940,000	945,000	197,500
309,000	312,000	49,300	482,000	486,000	83,900	695,000	700,000	136,250	945,000	950,000	198,750
312,000	315,000	49,900	486,000	490,000	84,700	700,000	705,000	137,500	950,000	955,000	200,000
315,000	318,000	50,500	490,000	494,000	85,500	705,000	710,000	138,750	955,000	960,000	201,250
318,000	321,000	51,100	494,000	498,000	86,300	710,000	715,000	140,000	960,000	965,000	202,500
321,000	324,000	51,700	498,000	502,000	87,100	715,000	720,000	141,250	965,000	970,000	203,750
324,000	327,000	52,300	502,000	506,000	88,000	720,000	725,000	142,500	970,000	975,000	205,000
327,000	330,000	52,900	506,000	510,000	89,000	725,000	730,000	143,750	975,000	980,000	206,250
330,000	333,000	53,500	510,000	514,000	90,000	730,000	735,000	145,000	980,000	985,000	207,500
333,000	336,000	54,100	514,000	518,000	91,000	735,000	740,000	146,250	985,000	990,000	208,750
336,000	339,000	54,700	518,000	522,000	92,000	740,000	745,000	147,500	990,000	995,000	210,000
339,000	342,000	55,300	522,000	526,000	93,000	745,000	750,000	148,750	995,000	1,000,000	211,250
342,000	345,000	55,900	526,000	530,000	94,000	750,000	755,000	150,000			
345,000	348,000	56,500	530,000	534,000	95,000	755,000	760,000	151,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から97,500円を控除した金額
348,000	351,000	57,100	534,000	538,000	96,000	760,000	765,000	152,500			
351,000	354,000	57,700	538,000	542,000	97,000	765,000	770,000	153,750			
354,000	357,000	58,300	542,000	546,000	98,000	770,000	775,000	155,000			
357,000	360,000	58,900	546,000	550,000	99,000	775,000	780,000	156,250			
360,000	363,000	59,500	550,000	554,000	100,000	780,000	785,000	157,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から162,500円を控除した金額
363,000	366,000	60,100	554,000	558,000	101,000	785,000	790,000	158,750			
366,000	369,000	60,700	558,000	562,000	102,000	790,000	795,000	160,000			
369,000	372,000	61,300	562,000	566,000	103,000	795,000	800,000	161,250			
372,000	375,000	61,900	566,000	570,000	104,000	800,000	805,000	162,500			
375,000	378,000	62,500	570,000	574,000	105,000	805,000	810,000	163,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から287,500円を控除した金額
378,000	381,000	63,100	574,000	578,000	106,000	810,000	815,000	165,000			
381,000	384,000	63,700	578,000	582,000	107,000	815,000	820,000	166,250			
384,000	387,000	64,300	582,000	586,000	108,000	820,000	825,000	167,500			
387,000	390,000	64,900	586,000	590,000	109,000	825,000	830,000	168,750			
390,000	394,000	65,500	590,000	594,000	110,000	830,000	835,000	170,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から437,500円を控除した金額
394,000	398,000	66,300	594,000	598,000	111,000	835,000	840,000	171,250			
398,000	402,000	67,100	598,000	602,000	112,000	840,000	845,000	172,500			
402,000	406,000	67,900	602,000	606,000	113,000	845,000	850,000	173,750			
406,000	410,000	68,700	606,000	610,000	114,000	850,000	855,000	175,000			
410,000	414,000	69,500	610,000	614,000	115,000	855,000	860,000	176,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から787,500円を控除した金額
414,000	418,000	70,300	614,000	618,000	116,000	860,000	865,000	177,500			
418,000	422,000	71,100	618,000	622,000	117,000	865,000	870,000	178,750			
422,000	426,000	71,900	622,000	626,000	118,000	870,000	875,000	180,000			
426,000	430,000	72,700	626,000	630,000	119,000	875,000	880,000	181,250			

昭和三十三年三月二十九日 参議院会議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

(三)

課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
10,000,000 円	20,000,000 円	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,287,500円を控除した金額	20,000,000 円	30,000,000 円	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,287,500円を控除した金額	30,000,000 円	50,000,000 円	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,787,500円を控除した金額	50,000,000 円以上	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,287,500円を控除した金額	
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することにより5,000円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者に該当する場合には、障害年金)を受ける者であるときは、7,000円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考 税額の求め方)

(イ) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

(1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは、15,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)

を控除した金額を求め、

(ロ) 次に、(イ)により求めた金額から、

(1) 申告された扶養親族がある場合には、

(イ) (ロ)に該当するときを除くほか、第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(ロ) 第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、同項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(2) 申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、それぞれその残額を求める。

(ハ) (ロ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者控除が認められる者については、障害年金)を受ける者である場合には、7,000円)を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
除後の給与		の金額	除後の給与		の金額	除後の給与		の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
113,130円	114,000円	90,500円	167,000円	168,000円	133,600円	222,000円	223,000円	177,600円
113,130	114,000	90,500	168,000	169,000	134,400	223,000	224,000	178,400
114,000	115,000	91,200	169,000	170,000	135,200	224,000	225,000	179,200
115,000	116,000	92,000	170,000	171,000	136,000	225,000	226,000	180,000
116,000	117,000	92,800	171,000	172,000	136,800	226,000	227,000	180,800
117,000	118,000	93,600	172,000	173,000	137,600	227,000	228,000	181,600
118,000	119,000	94,400	173,000	174,000	138,400	228,000	229,000	182,400
119,000	120,000	95,200	174,000	175,000	139,200	229,000	230,000	183,200
120,000	121,000	96,000	175,000	176,000	140,000	230,000	231,000	184,000
121,000	122,000	96,800	176,000	177,000	140,800	231,000	232,000	184,800
122,000	123,000	97,600	177,000	178,000	141,600	232,000	233,000	185,600
123,000	124,000	98,400	178,000	179,000	142,400	233,000	234,000	186,400
124,000	125,000	99,200	179,000	180,000	143,200	234,000	235,000	187,200
125,000	126,000	100,000	180,000	181,000	144,000	235,000	236,000	188,000
126,000	127,000	100,800	181,000	182,000	144,800	236,000	237,000	188,800
127,000	128,000	101,600	182,000	183,000	145,600	237,000	238,000	189,600
128,000	129,000	102,400	183,000	184,000	146,400	238,000	239,000	190,400
129,000	130,000	103,200	184,000	185,000	147,200	239,000	240,000	191,200
130,000	131,000	104,000	185,000	186,000	148,000	240,000	241,000	192,000
131,000	132,000	104,800	186,000	187,000	148,800	241,000	242,000	192,800
132,000	133,000	105,600	187,000	188,000	149,600	242,000	243,000	193,600
133,000	134,000	106,400	188,000	189,000	150,400	243,000	244,000	194,400
134,000	135,000	107,200	189,000	190,000	151,200	244,000	245,000	195,200
135,000	136,000	108,000	190,000	191,000	152,000	245,000	246,000	196,000
136,000	137,000	108,800	191,000	192,000	152,800	246,000	247,000	196,800
137,000	138,000	109,600	192,000	193,000	153,600	247,000	248,000	197,600
138,000	139,000	110,400	193,000	194,000	154,400	248,000	249,000	198,400
139,000	140,000	111,200	194,000	195,000	155,200	249,000	250,000	199,200
140,000	141,000	112,000	195,000	196,000	156,000	250,000	251,000	200,000
141,000	142,000	112,800	196,000	197,000	156,800	251,000	252,000	200,800
142,000	143,000	113,600	197,000	198,000	157,600	252,000	253,000	201,600
143,000	144,000	114,400	198,000	199,000	158,400	253,000	254,000	202,400
144,000	145,000	115,200	199,000	200,000	159,200	254,000	255,000	203,200
145,000	146,000	116,000	200,000	201,000	160,000	255,000	256,000	204,000
146,000	147,000	116,800	201,000	202,000	160,800	256,000	257,000	204,800
147,000	148,000	117,600	202,000	203,000	161,600	257,000	258,000	205,600
148,000	149,000	118,400	203,000	204,000	162,400	258,000	259,000	206,400
149,000	150,000	119,200	204,000	205,000	163,200	259,000	260,000	207,200
150,000	151,000	120,000	205,000	206,000	164,000	260,000	261,000	208,000
151,000	152,000	120,800	206,000	207,000	164,800	261,000	262,000	208,800
152,000	153,000	121,600	207,000	208,000	165,600	262,000	263,000	209,600
153,000	154,000	122,400	208,000	209,000	166,400	263,000	264,000	210,400
154,000	155,000	123,200	209,000	210,000	167,200	264,000	265,000	211,200
155,000	156,000	124,000	210,000	211,000	168,000	265,000	266,000	212,000
156,000	157,000	124,800	211,000	212,000	168,800	266,000	267,000	212,800
157,000	158,000	125,600	212,000	213,000	169,600	267,000	268,000	213,600
158,000	159,000	126,400	213,000	214,000	170,400	268,000	269,500	214,400
159,000	160,000	127,200	214,000	215,000	171,200	269,500	271,000	215,600
160,000	161,000	128,000	215,000	216,000	172,000	271,000	272,500	216,800
161,000	162,000	128,800	216,000	217,000	172,800	272,500	274,000	218,000
162,000	163,000	129,600	217,000	218,000	173,600	274,000	275,500	219,200
163,000	164,000	130,400	218,000	219,000	174,400	275,500	277,000	220,400
164,000	165,000	131,200	219,000	220,000	175,200	277,000	278,500	221,600
165,000	166,000	132,000	220,000	221,000	176,000	278,500	280,000	222,800
166,000	167,000	132,800	221,000	222,000	176,800	280,000	281,500	224,000

昭和三十三年三月二十九日

参議院會議録第二十号

所得に対する租税の特例等に関する法律案外五件及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴

二四〇

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
除後の給与		の金額	除後の給与		の金額	除後の給与		の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	の金額	未	満	の金額	未	満	の金額
281,500	283,000	225,200	356,500	358,000	285,200	431,500	433,000	348,350
283,000	284,500	226,400	358,000	359,500	286,400	433,000	434,500	349,700
284,500	286,000	227,600	359,500	361,000	287,600	434,500	436,000	351,050
286,000	287,500	228,800	361,000	362,500	288,800	436,000	437,500	352,400
287,500	289,000	230,000	362,500	364,000	290,000	437,500	439,000	353,750
289,000	290,500	231,200	364,000	365,500	291,200	439,000	440,500	355,100
290,500	292,000	232,400	365,500	367,000	292,400	440,500	442,000	356,450
292,000	293,500	233,600	367,000	368,500	293,600	442,000	443,500	357,800
293,500	295,000	234,800	368,500	370,000	294,800	443,500	445,000	359,150
295,000	296,500	236,000	370,000	371,500	296,000	445,000	446,500	360,500
296,500	298,000	237,200	371,500	373,000	297,200	446,500	448,000	361,850
298,000	299,500	238,400	373,000	374,500	298,400	448,000	449,500	363,200
299,500	301,000	239,600	374,500	376,000	299,600	449,500	451,000	364,550
301,000	302,500	240,800	376,000	377,500	300,800	451,000	452,500	365,900
302,500	304,000	242,000	377,500	379,000	302,000	452,500	454,000	367,250
304,000	305,500	243,200	379,000	380,500	303,200	454,000	455,500	368,600
305,500	307,000	244,400	380,500	382,000	304,400	455,500	457,000	369,950
307,000	308,500	245,600	382,000	383,500	305,600	457,000	458,500	371,300
308,500	310,000	246,800	383,500	385,000	306,800	458,500	460,000	372,650
310,000	311,500	248,000	385,000	386,500	308,000	460,000	461,500	374,000
311,500	313,000	249,200	386,500	388,000	309,200	461,500	463,000	375,350
313,000	314,500	250,400	388,000	389,500	310,400	463,000	464,500	376,700
314,500	316,000	251,600	389,500	391,000	311,600	464,500	466,000	378,050
316,000	317,500	252,800	391,000	392,500	312,800	466,000	467,500	379,400
317,500	319,000	254,000	392,500	394,000	314,000	467,500	469,000	380,750
319,000	320,500	255,200	394,000	395,500	315,200	469,000	470,500	382,100
320,500	322,000	256,400	395,500	397,000	316,400	470,500	472,000	383,450
322,000	323,500	257,600	397,000	398,500	317,600	472,000	473,500	384,800
323,500	325,000	258,800	398,500	400,000	318,800	473,500	475,000	386,150
325,000	326,500	260,000	400,000	401,500	320,000	475,000	476,500	387,500
326,500	328,000	261,200	401,500	403,000	321,350	476,500	478,000	388,850
328,000	329,500	262,400	403,000	404,500	322,700	478,000	479,500	390,200
329,500	331,000	263,600	404,500	406,000	324,050	479,500	481,000	391,550
331,000	332,500	264,800	406,000	407,500	325,400	481,000	482,500	392,900
332,500	334,000	266,000	407,500	409,000	326,750	482,500	484,000	394,250
334,000	335,500	267,200	409,000	410,500	328,100	484,000	485,500	395,600
335,500	337,000	268,400	410,500	412,000	329,450	485,500	487,000	396,950
337,000	338,500	269,600	412,000	413,500	330,800	487,000	488,500	398,300
338,500	340,000	270,800	413,500	415,000	332,150	488,500	490,000	399,650
340,000	341,500	272,000	415,000	416,500	333,500	490,000	491,500	401,000
341,500	343,000	273,200	416,500	418,000	334,850	491,500	493,000	402,350
343,000	344,500	274,400	418,000	419,500	336,200	493,000	494,500	403,700
344,500	346,000	275,600	419,500	421,000	337,550	494,500	496,000	405,050
346,000	347,500	276,800	421,000	422,500	338,900	496,000	498,000	406,400
347,500	349,000	278,000	422,500	424,000	340,250	498,000	500,000	408,200
349,000	350,500	279,200	424,000	425,500	341,600	500,000	502,000	410,000
350,500	352,000	280,400	425,500	427,000	342,950	502,000	504,000	411,800
352,000	353,500	281,600	427,000	428,500	344,300	504,000	506,000	413,600
353,500	355,000	282,800	428,500	430,000	345,650	506,000	508,000	415,400
355,000	356,500	284,000	430,000	431,500	347,000	508,000	510,000	417,200

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
510,000	512,000	419,000	610,000	612,000	509,000	710,000	712,000	599,000
512,000	514,000	420,800	612,000	614,000	510,800	712,000	714,000	600,800
514,000	516,000	422,600	614,000	616,000	512,600	714,000	716,000	602,600
516,000	518,000	424,400	616,000	618,000	514,400	716,000	718,000	604,400
518,000	520,000	426,200	618,000	620,000	516,200	718,000	720,000	606,200
520,000	522,000	428,000	620,000	622,000	518,000	720,000	722,000	608,000
522,000	524,000	429,800	622,000	624,000	519,800	722,000	724,000	609,800
524,000	526,000	431,600	624,000	626,000	521,600	724,000	726,000	611,600
526,000	528,000	433,400	626,000	628,000	523,400	726,000	728,000	613,400
528,000	530,000	435,200	628,000	630,000	525,200	728,000	730,000	615,200
530,000	532,000	437,000	630,000	632,000	527,000	730,000	732,000	617,000
532,000	534,000	438,800	632,000	634,000	528,800	732,000	734,000	618,800
534,000	536,000	440,600	634,000	636,000	530,600	734,000	736,000	620,600
536,000	538,000	442,400	636,000	638,000	532,400	736,000	738,000	622,400
538,000	540,000	444,200	638,000	640,000	534,200	738,000	740,000	624,200
540,000	542,000	446,000	640,000	642,000	536,000	740,000	742,000	626,000
542,000	544,000	447,800	642,000	644,000	537,800	742,000	744,000	627,800
544,000	546,000	449,600	644,000	646,000	539,600	744,000	746,000	629,600
546,000	548,000	451,400	646,000	648,000	541,400	746,000	748,000	631,400
548,000	550,000	453,200	648,000	650,000	543,200	748,000	750,000	633,200
550,000	552,000	455,000	650,000	652,000	545,000	750,000	752,000	635,000
552,000	554,000	456,800	652,000	654,000	546,800	752,000	754,000	636,800
554,000	556,000	458,600	654,000	656,000	548,600	754,000	756,000	638,600
556,000	558,000	460,400	656,000	658,000	550,400	756,000	758,000	640,400
558,000	560,000	462,200	658,000	660,000	552,200	758,000	760,000	642,200
560,000	562,000	464,000	660,000	662,000	554,000	760,000	762,000	644,000
562,000	564,000	465,800	662,000	664,000	555,800	762,000	764,000	645,800
564,000	566,000	467,600	664,000	666,000	557,600	764,000	766,000	647,600
566,000	568,000	469,400	666,000	668,000	559,400	766,000	768,000	649,400
568,000	570,000	471,200	668,000	670,000	561,200	768,000	770,000	651,200
570,000	572,000	473,000	670,000	672,000	563,000	770,000	772,000	653,000
572,000	574,000	474,800	672,000	674,000	564,800	772,000	774,000	654,800
574,000	576,000	476,600	674,000	676,000	566,600	774,000	776,000	656,600
576,000	578,000	478,400	676,000	678,000	568,400	776,000	778,000	658,400
578,000	580,000	480,200	678,000	680,000	570,200	778,000	780,000	660,200
580,000	582,000	482,000	680,000	682,000	572,000	780,000	782,000	662,000
582,000	584,000	483,800	682,000	684,000	573,800	782,000	784,000	663,800
584,000	586,000	485,600	684,000	686,000	575,600	784,000	786,000	665,600
586,000	588,000	487,400	686,000	688,000	577,400	786,000	788,000	667,400
588,000	590,000	489,200	688,000	690,000	579,200	788,000	790,000	669,200
590,000	592,000	491,000	690,000	692,000	581,000	790,000	792,000	671,000
592,000	594,000	492,800	692,000	694,000	582,800	792,000	794,000	672,800
594,000	596,000	494,600	694,000	696,000	584,600	794,000	796,000	674,600
596,000	598,000	496,400	696,000	698,000	586,400	796,000	798,000	676,400
598,000	600,000	498,200	698,000	700,000	588,200	798,000	800,000	678,200
600,000	602,000	500,000	700,000	702,000	590,000	800,000円以上		給与の金額から 120,000円 を控除した金 額
602,000	604,000	501,800	702,000	704,000	591,800			
604,000	606,000	503,600	704,000	706,000	593,600			
606,000	608,000	505,400	706,000	708,000	595,400			
608,000	610,000	507,200	708,000	710,000	597,200			

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前

の所得税については、なお従前の例による。

3 昭和三十三年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読みかえられる規定	読み替える規定
第八条第一項	五万円	四万七千五百円
第八条第五項第一号	九万円	八万七千五百円
第八条第五項第二号	二十万円	十八万七千五百円
第九条第一項第五号	十分の一	十分の〇・七五
第九条第一項第五号ハ	十二万円	十一万円
第十一条の三第二項第四号	九万円	八万七千五百円
第十一条の七	一万五千円をこえるときは、一万五千円	一万二千円をこえるときは、一万二千円
第十一条の八第一項	五万円	四万七千五百円
第十一条の八第二項	七万五千円	七万二千五百円
第十二条	十万円	九万七千五百円
第三十八条の二第一項	五万円	四万七千五百円
第三十八条の二第二項	九万円	八万七千五百円
第四十条第一項第一号	別表第六	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）附則別表第三号（昭和三十三年法律第 号）附則別表第四号

4 昭和三十三年分の所得税については、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新法第十五条の規定による税額は、総所得金額（新法第十四条の規定

の適用がある場合においては、調整所得金額）に対するものについては、課税総所得金額又は調整所得金額に就いて附則別表第一に定める税額、山林所得の金額に対するも

のについては課税山林所得金額に就いて附則別表第二に定める税額、退職所得の金額に対するものについては、新法第十五条第三項の規定に該当する場合には退職所得の収入金額に就いて附則別表第三に定める税額、同条第四項の規定に該当する場合には課税退職所得金額に就いて附則別表第一に定める税額に、それぞれよめるものとする。

5 新法第一條第二項第五号の規定は、昭和三十三年四月一日以後支払を受けるべき給与、給付及び報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき給与、給付及び報酬については、なお従前の例による。

6 新法第三十八條から第四十條までの規定は、新法第九條第二項の規定により給与所得又は退職所得とみなされる給付については、昭和三十三年四月一日以後支払われるべきものについて適用する。この場合において、昭和三十三年分の当該給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けるべき者については、新法第二十六條第一項ただし書（新法第二十九條第一項又は第二項において準ずるものとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。

7 新法第十條の二第七項（新法の他の条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際これらに規定に該当する者に係る公告及びこの法律の施行後にこれらの規定に該当することとなる者に係る公告について適用する。

8 この法律の施行の際新法第十條

の三第一項に規定する雑所得を生ずべき資産を有する者に対する同条第二項の規定の適用については、その者がこの法律の施行の日において新たに当該資産を取得したものとみなす。

9 新法第十一條の三の規定は、昭和三十三年分の予定納税及び予定申告については適用しない。

10 当分の間、新法第十一條の三第一項の規定を適用する場合において、同項の規定により主たる所得者が自己の所得のほか世帯員の資産所得を有するものとみなして計算した所得金額が三百万円に満たず、かつ、政令で定める要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その該当する資産所得の金額に百分の五を乗じて計算した金額を同項の規定により計算した当該所得金額に対する所得税額から控除する。

11 新法第二十條の規定は、この法律の施行後に同条第二項に規定する重要財産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又は当該重要財産の製造若しくは採掘の設備を増設した個人の当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得（同条第一項の規定により当該所得に含むものとされる所得を含む。）について適用する。

12 この法律の施行の際新法第二十条第二項に規定する重要財産の製造又は採掘を行つて個人がこの法律の施行後同条第一項に規定する期間内にその設備を増設した場合においては、当該個人に対する

同条の規定の適用については、同項ただし書中「減価償却をなすべき資産」とあるのは、「減価償却をなすべき資産のうち昭和三十三年四月一日以後に施設されたもの」とする。

13 この法律の施行前に旧法第二十条第一項に規定する重要財産の製造、採掘若しくは採取の事業を開始した個人又はその製造、採掘若しくは採取の設備を増設した個人のその製造、採掘又は採取の業務から生ずる所得に対する同項の規定による所得税の免除期間がこの法律の施行後にわたる場合においては、その残存期間内に当該業務から生じたこれらの個人の各年分の所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものに対する所得税については、なお従前の例による。この場合において、当該残存期間内に自己が発明し、又は考案した当該重要財産（新法第二十條第二項に規定する重要財産に該当するものに限る。）の製造技術に関する特許権若しくは特許の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供により生ずる所得があるときは、その所得は、当該業務から生じた所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものとみなす。

14 新法第十八條第四項から第六項までの規定は、昭和三十三年四月一日以後に支払われる同条第四項に規定する所得について適用する。

15 昭和三十三年分の所得税については、新法第二十一條の二第一項

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が三千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとする。

納税義務者の昭和三十一年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（昭和三十一年中に譲渡所得、一時所得又は雑所得があつた場合には、新法第二十

定めるところにより、その残額について、附則別表第一により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）の規定により計算した不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額並びに新法の規定により計算した配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十一年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた附則第三項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十一年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十一年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税

額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得又は雑所得に係るものを除く。）前項の規定は、昭和三十三年分

保険料控除額の合計額（昭和三十一年分の所得税につき租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第五条の四の規定による概算所得控除額の控除を受けていたときは、当該合計額に代え、同年分の課税総所得金額の計算上控除された概算所得控除額」とあるのは「社会保険料控除額の合計額」と、二万五千円をこえるときは、一

「万五千円」とあるのは「一万五千円」をこえるときは、一万五千円とこのこえる金額（その金額が一万二千円をこえるときは、一万二千円）の二分の一に相当する金額と

の合計額」と、「附則別表第一」とあるのは「新法第十三条から第十五条までの規定」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」という。）」とあるのは「新法」と、同項第二号中

十三条から第十五条までの規定により計算した税額による。

19 前項の規定は、昭和三十三年に

おいて純損失の金額がある場合において、新法第三十六条の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同項中「旧法第十三条から第十五条まで」とあるのは、「附則第四項」と読み替へるものとする。

20 新法第三十八條の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十三年四月一日以後支給すべき給付所得について適用し、同日前に支給すべき給付所得については、なお従前の例による。

21 附則第三項の規定により読み替
えられた新法第三十八条の二の規
定及び附則別表第三は、昭和三十
二年中に支給すべき退職所得で同
年四月一日以後に支払われるもの
について適用し、同年中に支給す
べき退職所得で同日前に支払われ
たものについては、なお従前の例
による。

22 新法別表第五は、昭和三十三年一月一日以後に支給すべき退職所得について適用する。

23 新法第三十八条の三の規定は、

昭和三十二年四月一日以後に支払われる同条第一項に規定する所得について適用する。

24 新法第四十条の規定並びに新法

別表第六及び附則別表第四は、その年最後に給与の支払をする日がこの法律の施行後（新別表第六については、昭和三十三年一月一日以後）である場合について適用し、その日がこの法律の施行前である場合については、なお従前の例による。

25 新法第四十六條の二の規定は、この法律の施行の際旧法第四十六條の二の規定により更正をするべきことができないこととなつてゐる年分の所得税を除くほか、この法律の施行後に更正をする場合について適用する。

26 新法第四十八條第二項ただし書
(新法第四十九條第三項において
準用する場合を含む。)の規定は、
この法律の施行の際これらの規定
に該当する再調査又は審査の請求
をしている者及びこの法律の施行
後にこれらの再調査又は審査の請
求をする者について適用する。

第十五条第二項の規定は、この法律の施行後に新法第五十四条第二項の規定に該当する申告書の提出又は新法第五十五条第二項の規定に該当する所得税額の納付があつた場合における利子税額について適用し、この法律の施行前に旧法第五十四条第二項の規定に該当する申告書の提出又は旧法第五十五条第二項の規定に該当する所得税額の納付があつた場合における利子税額については、なお従前の例による。

28
新法第三十六條第九項、第四十
八條第三項、第四十九條第一項及
び第九項、第五十三條並びに第六
十一條の規定は、この法律の施行
の後にこれらの規定に該當する事
実が生じた場合について適用し、
この法律の施行の際旧法第六十五
條第四項の規定による通知に係る
事項について旧法第四十八條第三
項の規定により再調査を請求して
いるものについては、なお従前の
例による。

29

新法第五十八條及び第六十二條の二の規定は、この法律の施行後に旧法第五十八條及び第六十二條の二第二項に規定する事実が生じた場合について適用する。

30

新法第九章の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

31

この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき旧法第二十九條第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四條第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

32

前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二條第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二條第三項において準用する新法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

33

昭和三十一年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第三項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、政府に対し、そのこえる額の還付を請求することが出来る。

34

前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十一年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）の規定並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する附則第三項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二第二項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

35

政府は、附則第三十三項の規定による還付の請求により所得税額の還付を受ける場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充當する。

36

証券投資信託（元本の追加信託をすることが出来る証券投資信託

37

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第三十七條の七第二項及び第四項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

38

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二條中「所得税法第九條」の下に「第一項」を加え、「第十一條の三」を「第十一條の四」に改め、同条に次の一項を加える。

39

所得税法第十一條の三第一項の規定の適用がある場合においては、命令の定めるところにより、同項の規定により主たる所得者が自己の所得のほか世帯員の資産所得を有するものとみなして計算した所得金額及び各世帯員が資産所得以外の所得を有する場合における当該所得の金額についてそれぞれ前項の規定を適用する。

40

企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。
第四條第二項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

41

耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第二十六條第一項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

42

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中、「この法律の施行後、この法律の適用により支払を受け、又は国若しくは地方公共団体の職員としてなされた勤務（この法律の施行前に当該職員が退職した場合に限る。）に因り、若しくは官公署の職員の共済組合の組合員であつたこと（昭和二十九年七月一日前に当該組合員でなくなつた場合に限る。）に因り支払を受ける所得税法第九條第五号に規定する給与所得若しくは同条第六号に規定する退職所得又は長期給

43

付のうち退職年金若しくは退職一時金については、これを同法第一條第二項第五号に規定する所得とみなし、当該給与所得若しくは退職所得又は当該退職年金若しくは退職一時金のうちこの法律の施行前に（退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年七月一日前）にその支給期が到来したものについては、その支給期がこの法律の施行の日（退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年七月一日）に到来するものとみなして、所得税法の規定を適用する。この場合において、「を」を「国家公務員又は地方公務員としての勤務により又は当該勤務に係るものとして同法第一條第二項第五号に規定する所得の支払を受ける場合においては、」に改め、附則に次の一項を加える。

44

前項の場合において、同項に規定する個人がこの法律の適用により支払を受ける金額は、その者が国家公務員又は地方公務員としての勤務により又は当該勤務に係るものとして支払を受ける所得税法第一條第二項第五号に規定する所得の金額とみなす。

45

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。
第三十二條第四項及び附則第二十二條中「第九條」の下に「第一項」を加える。

46

第三十五條第三項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

47

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

48

第三十二條第四項及び附則第二十二條中「第九條」の下に「第一項」を加える。

附則別表第一 昭和32年分の所得税の税額表（附則第四項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表）

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ウ)	(ウ) の (イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ウ)	(ウ) の (イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ウ)	(ウ) の (イ) に 対 す る 割 合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500	円未満	0	0	25,000	25,500	2,750	11	70,000	71,000	8,900	12
500	1,000	50	11	25,500	26,000	2,800	11	71,000	72,000	9,060	12
1,000	1,500	110	11	26,000	26,500	2,860	11	72,000	73,000	9,220	12
1,500	2,000	160	11	26,500	27,000	2,910	11	73,000	74,000	9,380	12
2,000	2,500	220	11	27,000	27,500	2,970	11	74,000	75,000	9,540	12
2,500	3,000	270	11	27,500	28,000	3,020	11	75,000	76,000	9,700	12
3,000	3,500	330	11	28,000	28,500	3,080	11	76,000	77,000	9,860	12
3,500	4,000	380	11	28,500	29,000	3,130	11	77,000	78,000	10,020	13
4,000	4,500	440	11	29,000	29,500	3,190	11	78,000	79,000	10,180	13
4,500	5,000	490	11	29,500	30,000	3,240	11	79,000	80,000	10,340	13
5,000	5,500	550	11	30,000	31,000	3,300	11	80,000	81,000	10,500	13
5,500	6,000	600	11	31,000	32,000	3,420	11	81,000	82,000	10,670	13
6,000	6,500	660	11	32,000	33,000	3,540	11	82,000	83,000	10,840	13
6,500	7,000	710	11	33,000	34,000	3,660	11	83,000	84,000	11,010	13
7,000	7,500	770	11	34,000	35,000	3,780	11	84,000	85,000	11,180	13
7,500	8,000	820	11	35,000	36,000	3,900	11	85,000	86,000	11,350	13
8,000	8,500	880	11	36,000	37,000	4,020	11	86,000	87,000	11,520	13
8,500	9,000	930	11	37,000	38,000	4,140	11	87,000	88,000	11,690	13
9,000	9,500	990	11	38,000	39,000	4,260	11	88,000	89,000	11,860	13
9,500	10,000	1,040	11	39,000	40,000	4,380	11	89,000	90,000	12,030	13
10,000	10,500	1,100	11	40,000	41,000	4,500	11	90,000	92,000	12,200	13
10,500	11,000	1,150	11	41,000	42,000	4,620	11	92,000	94,000	12,540	13
11,000	11,500	1,210	11	42,000	43,000	4,740	11	94,000	96,000	12,880	13
11,500	12,000	1,260	11	43,000	44,000	4,860	11	96,000	98,000	13,220	13
12,000	12,500	1,320	11	44,000	45,000	4,980	11	98,000	100,000	13,560	13
12,500	13,000	1,370	11	45,000	46,000	5,100	11	100,000	102,000	13,900	13
13,000	13,500	1,430	11	46,000	47,000	5,220	11	102,000	104,000	14,240	13
13,500	14,000	1,480	11	47,000	48,000	5,340	11	104,000	106,000	14,580	14
14,000	14,500	1,540	11	48,000	49,000	5,460	11	106,000	108,000	14,920	14
14,500	15,000	1,590	11	49,000	50,000	5,580	11	108,000	110,000	15,260	14
15,000	15,500	1,650	11	50,000	51,000	5,700	11	110,000	112,000	15,600	14
15,500	16,000	1,700	11	51,000	52,000	5,860	11	112,000	114,000	15,940	14
16,000	16,500	1,760	11	52,000	53,000	6,020	11	114,000	116,000	16,280	14
16,500	17,000	1,810	11	53,000	54,000	6,180	11	116,000	118,000	16,620	14
17,000	17,500	1,870	11	54,000	55,000	6,340	11	118,000	120,000	16,960	14
17,500	18,000	1,920	11	55,000	56,000	6,500	11	120,000	122,000	17,300	14
18,000	18,500	1,980	11	56,000	57,000	6,660	11	122,000	124,000	17,640	14
18,500	19,000	2,030	11	57,000	58,000	6,820	11	124,000	126,000	17,980	14
19,000	19,500	2,090	11	58,000	59,000	6,980	12	126,000	128,000	18,320	14
19,500	20,000	2,140	11	59,000	60,000	7,140	12	128,000	130,000	18,660	14
20,000	20,500	2,200	11	60,000	61,000	7,300	12	130,000	132,000	19,000	14
20,500	21,000	2,250	11	61,000	62,000	7,460	12	132,000	134,000	19,340	14
21,000	21,500	2,310	11	62,000	63,000	7,620	12	134,000	136,000	19,680	14
21,500	22,000	2,360	11	63,000	64,000	7,780	12	136,000	138,000	20,020	14
22,000	22,500	2,420	11	64,000	65,000	7,940	12	138,000	140,000	20,360	14
22,500	23,000	2,470	11	65,000	66,000	8,100	12	140,000	142,000	20,700	14
23,000	23,500	2,530	11	66,000	67,000	8,260	12	142,000	144,000	21,040	14
23,500	24,000	2,580	11	67,000	68,000	8,420	12	144,000	146,000	21,380	14
24,000	24,500	2,640	11	68,000	69,000	8,580	12	146,000	148,000	21,720	14
24,500	25,000	2,690	11	69,000	70,000	8,740	12	148,000	150,000	22,060	14

昭和三十三年三月二十九日 参議院会議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ) の (イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ) の (イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ) の (イ) に 対 す る 割 合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
150,000	152,000	22,400	14	270,000	273,000	47,300	17	430,000	434,000	85,100	19
152,000	154,000	22,780	14	273,000	276,000	47,960	17	434,000	438,000	86,060	19
154,000	156,000	23,160	15	276,000	279,000	48,620	17	438,000	442,000	87,020	19
156,000	158,000	23,540	15	279,000	282,000	49,280	17	442,000	446,000	87,980	19
158,000	160,000	23,920	15	282,000	285,000	49,940	17	446,000	450,000	88,940	19
160,000	162,000	24,300	15	285,000	288,000	50,600	17	450,000	454,000	89,900	19
162,000	164,000	24,680	15	288,000	291,000	51,260	17	454,000	458,000	90,860	20
164,000	166,000	25,060	15	291,000	294,000	51,920	17	458,000	462,000	91,820	20
166,000	168,000	25,440	15	294,000	297,000	52,580	17	462,000	466,000	92,780	20
168,000	170,000	25,820	15	297,000	300,000	53,240	17	466,000	470,000	93,740	20
170,000	172,000	26,200	15	300,000	303,000	53,900	17	470,000	474,000	94,700	20
172,000	174,000	26,580	15	303,000	306,000	54,620	18	474,000	478,000	95,660	20
174,000	176,000	26,960	15	306,000	309,000	55,340	18	478,000	482,000	96,620	20
176,000	178,000	27,340	15	309,000	312,000	56,060	18	482,000	486,000	97,580	20
178,000	180,000	27,720	15	312,000	315,000	56,780	18	486,000	490,000	98,540	20
180,000	182,000	28,100	15	315,000	318,000	57,500	18	490,000	494,000	99,500	20
182,000	184,000	28,480	15	318,000	321,000	58,220	18	494,000	498,000	100,460	20
184,000	186,000	28,860	15	321,000	324,000	58,940	18	498,000	502,000	101,420	20
186,000	188,000	29,240	15	324,000	327,000	59,660	18	502,000	506,000	102,480	20
188,000	190,000	29,620	15	327,000	330,000	60,380	18	506,000	510,000	103,640	20
190,000	192,000	30,000	15	330,000	333,000	61,100	18	510,000	514,000	104,800	20
192,000	194,000	30,380	15	333,000	336,000	61,820	18	514,000	518,000	105,960	20
194,000	196,000	30,760	15	336,000	339,000	62,540	18	518,000	522,000	107,120	20
196,000	198,000	31,140	15	339,000	342,000	63,260	18	522,000	526,000	108,280	20
198,000	200,000	31,520	15	342,000	345,000	63,980	18	526,000	530,000	109,440	20
200,000	202,000	31,900	15	345,000	348,000	64,700	18	530,000	534,000	110,600	20
202,000	204,000	32,340	16	348,000	351,000	65,420	18	534,000	538,000	111,760	20
204,000	206,000	32,780	16	351,000	354,000	66,140	18	538,000	542,000	112,920	20
206,000	208,000	33,220	16	354,000	357,000	66,860	18	542,000	546,000	114,080	21
208,000	210,000	33,660	16	357,000	360,000	67,580	18	546,000	550,000	115,240	21
210,000	213,000	34,100	16	360,000	363,000	68,300	18	550,000	554,000	116,400	21
213,000	216,000	34,760	16	363,000	366,000	69,020	19	554,000	558,000	117,560	21
216,000	219,000	35,420	16	366,000	369,000	69,740	19	558,000	562,000	118,720	21
219,000	222,000	36,080	16	369,000	372,000	70,460	19	562,000	566,000	119,880	21
222,000	225,000	36,740	16	372,000	375,000	71,180	19	566,000	570,000	121,040	21
225,000	228,000	37,400	16	375,000	378,000	71,900	19	570,000	574,000	122,200	21
228,000	231,000	38,060	16	378,000	381,000	72,620	19	574,000	578,000	123,360	21
231,000	234,000	38,720	16	381,000	384,000	73,340	19	578,000	582,000	124,520	21
234,000	237,000	39,380	16	384,000	387,000	74,060	19	582,000	586,000	125,680	21
237,000	240,000	40,040	16	387,000	390,000	74,780	19	586,000	590,000	126,840	21
240,000	243,000	40,700	16	390,000	394,000	75,500	19	590,000	594,000	128,000	21
243,000	246,000	41,360	17	394,000	398,000	76,460	19	594,000	598,000	129,160	21
246,000	249,000	42,020	17	398,000	402,000	77,420	19	598,000	602,000	130,320	21
249,000	252,000	42,680	17	402,000	406,000	78,380	19	602,000	606,000	131,480	21
252,000	255,000	43,340	17	406,000	410,000	79,340	19	606,000	610,000	132,640	21
255,000	258,000	44,000	17	410,000	414,000	80,300	19	610,000	614,000	133,800	21
258,000	261,000	44,660	17	414,000	418,000	81,260	19	614,000	618,000	134,960	21
261,000	264,000	45,320	17	418,000	422,000	82,220	19	618,000	622,000	136,120	22
264,000	267,000	45,980	17	422,000	426,000	83,180	19	622,000	626,000	137,280	22
267,000	270,000	46,640	17	426,000	430,000	84,140	19	626,000	630,000	138,440	22

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		%
630,000	635,000	139,600	22	880,000	885,000	212,900	24	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に 45%を乗じて 算出した金額 から 813,100 円を控除した 金額	
635,000	640,000	141,050	22	885,000	890,000	214,400	24				
640,000	645,000	142,500	22	890,000	895,000	215,900	24				
645,000	650,000	143,950	22	895,000	900,000	217,400	24				
650,000	655,000	145,400	22	900,000	905,000	218,900	24				
								4,000,000	5,000,000	(イ)の金額に 49%を乗じて 算出した金額 から 478,100 円を控除した 金額	
655,000	660,000	146,850	22	905,000	910,000	220,400	24				
660,000	665,000	148,300	22	910,000	915,000	221,900	24				
665,000	670,000	149,750	22	915,000	920,000	223,400	24				
670,000	675,000	151,200	22	920,000	925,000	224,900	24				
675,000	680,000	152,650	22	925,000	930,000	226,400	24				
								5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に 54%を乗じて 算出した金額 から 523,100 円を控除した 金額	
680,000	685,000	154,100	22	930,000	935,000	227,900	24				
685,000	690,000	155,550	22	935,000	940,000	229,400	24				
690,000	695,000	157,000	22	940,000	945,000	230,900	24				
695,000	700,000	158,450	22	945,000	950,000	232,400	24				
700,000	705,000	159,900	22	950,000	955,000	233,900	24				
								6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に 54%を乗じて 算出した金額 から 768,100 円を控除した 金額	
705,000	710,000	161,350	22	955,000	960,000	235,400	24				
710,000	715,000	162,800	22	960,000	965,000	236,900	24				
715,000	720,000	164,250	22	965,000	970,000	238,400	24				
720,000	725,000	165,700	23	970,000	975,000	239,900	24				
725,000	730,000	167,150	23	975,000	980,000	241,400	24				
								10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に 57%を乗じて 算出した金額 から 1,063,100 円 を控除した金額	
730,000	735,000	168,600	23	980,000	985,000	242,900	24				
735,000	740,000	170,050	23	985,000	990,000	244,400	24				
740,000	745,000	171,500	23	990,000	995,000	245,900	24				
745,000	750,000	172,950	23	995,000	1,000,000	247,400	24				
750,000	755,000	174,400	23								
								20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に 61%を乗じて 算出した金額 から 1,863,100 円 を控除した金額	
755,000	760,000	175,850	23	1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に 34%を乗じて 算出した金額 から 91,100 円 を控除した金額					
760,000	765,000	177,300	23								
765,000	770,000	178,750	23								
770,000	775,000	180,200	23								
775,000	780,000	181,650	23								
								30,000,000	50,000,000	(イ)の金額に 66%を乗じて 算出した金額 から 3,063,100 円 を控除した金額	
780,000	785,000	183,100	23	1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に 35%を乗じて 算出した金額 から 163,100 円を控除した 金額					
785,000	790,000	184,550	23								
790,000	795,000	186,000	23								
795,000	800,000	187,450	23								
800,000	805,000	188,900	23								
								50,000,000 円以上		(イ)の金額に 69%を乗じて 算出した金額 から 5,063,100 円 を控除した金額	
805,000	810,000	190,400	23	1,500,000	2,000,000	(イ)の金額に 39%を乗じて 算出した金額 から 163,100 円を控除した 金額					
810,000	815,000	191,900	23								
815,000	820,000	193,400	23								
820,000	825,000	194,900	23								
825,000	830,000	196,400	23								
830,000	835,000	197,900	23	2,000,000	2,500,000	(イ)の金額に 40%を乗じて 算出した金額 から 183,100 円を控除した 金額					
835,000	840,000	199,400	23								
840,000	845,000	200,900	23								
845,000	850,000	202,400	23								
850,000	855,000	203,900	23								
855,000	860,000	205,400	24	2,500,000	3,000,000	(イ)の金額に 44%を乗じて 算出した金額 から 283,100 円を控除した 金額					
860,000	865,000	206,900	24								
865,000	870,000	208,400	24								
870,000	875,000	209,900	24								
875,000	880,000	211,400	24								

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から 200,000 円(勤続年数が 10 年をこえる場合には、そのこえる年数を 20,000 円に乘じて得た金額を加算した金額(当該金額が 500,000 円をこえることとなるときは、500,000 円とする。))を控除した金額の 50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

附則別表第二 昭和32年分の山林所得に対する所得税の税額表（附則第四項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表）

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	1,000	50	27,500	28,000	3,020	80,000	81,000	8,800
500	1,500	110	28,000	28,500	3,080	81,000	82,000	8,910
1,000	2,000	160	28,500	29,000	3,130	82,000	83,000	9,020
1,500	2,500	220	29,000	29,500	3,190	83,000	84,000	9,130
2,000	3,000	270	29,500	30,000	3,240	84,000	85,000	9,240
2,500	3,500	330	30,000	31,000	3,300	85,000	86,000	9,350
3,000	4,000	380	31,000	32,000	3,410	86,000	87,000	9,460
3,500	4,500	440	32,000	33,000	3,520	87,000	88,000	9,570
4,000	5,000	490	33,000	34,000	3,630	88,000	89,000	9,680
4,500	5,500	550	34,000	35,000	3,740	89,000	90,000	9,790
5,000	6,000	600	35,000	36,000	3,850	90,000	92,000	9,900
5,500	6,500	660	36,000	37,000	3,960	92,000	94,000	10,120
6,000	7,000	710	37,000	38,000	4,070	94,000	96,000	10,340
6,500	7,500	770	38,000	39,000	4,180	96,000	98,000	10,560
7,000	8,000	820	39,000	40,000	4,290	98,000	100,000	10,780
7,500	8,500	880	40,000	41,000	4,400	100,000	102,000	11,000
8,000	9,000	930	41,000	42,000	4,510	102,000	104,000	11,220
8,500	9,500	990	42,000	43,000	4,620	104,000	106,000	11,440
9,000	10,000	1,040	43,000	44,000	4,730	106,000	108,000	11,660
9,500	10,500	1,100	44,000	45,000	4,840	108,000	110,000	11,880
10,000	11,000	1,150	45,000	46,000	4,950	110,000	112,000	12,100
10,500	11,500	1,210	46,000	47,000	5,060	112,000	114,000	12,320
11,000	12,000	1,260	47,000	48,000	5,170	114,000	116,000	12,540
11,500	12,500	1,320	48,000	49,000	5,280	116,000	118,000	12,760
12,000	13,000	1,370	49,000	50,000	5,390	118,000	120,000	12,980
12,500	13,500	1,430	50,000	51,000	5,500	120,000	122,000	13,200
13,000	14,000	1,480	51,000	52,000	5,610	122,000	124,000	13,420
13,500	14,500	1,540	52,000	53,000	5,720	124,000	126,000	13,640
14,000	15,000	1,590	53,000	54,000	5,830	126,000	128,000	13,860
14,500	15,500	1,650	54,000	55,000	5,940	128,000	130,000	14,080
15,000	16,000	1,700	55,000	56,000	6,050	130,000	132,000	14,300
15,500	16,500	1,760	56,000	57,000	6,160	132,000	134,000	14,520
16,000	17,000	1,810	57,000	58,000	6,270	134,000	136,000	14,740
16,500	17,500	1,870	58,000	59,000	6,380	136,000	138,000	14,960
17,000	18,000	1,920	59,000	60,000	6,490	138,000	140,000	15,180
17,500	18,500	1,980	60,000	61,000	6,600	140,000	142,000	15,400
18,000	19,000	2,030	61,000	62,000	6,710	142,000	144,000	15,620
18,500	19,500	2,090	62,000	63,000	6,820	144,000	146,000	15,840
19,000	20,000	2,140	63,000	64,000	6,930	146,000	148,000	16,060
19,500	20,500	2,200	64,000	65,000	7,040	148,000	150,000	16,280
20,000	21,000	2,250	65,000	66,000	7,150	150,000	152,000	16,500
20,500	21,500	2,310	66,000	67,000	7,260	152,000	154,000	16,740
21,000	22,000	2,360	67,000	68,000	7,370	154,000	156,000	16,980
21,500	22,500	2,420	68,000	69,000	7,480	156,000	158,000	17,220
22,000	23,000	2,470	69,000	70,000	7,590	158,000	160,000	17,460
22,500	23,500	2,530	70,000	71,000	7,700	160,000	162,000	17,700
23,000	24,000	2,580	71,000	72,000	7,810	162,000	164,000	17,940
23,500	24,500	2,640	72,000	73,000	7,920	164,000	166,000	18,180
24,000	25,000	2,690	73,000	74,000	8,030	166,000	168,000	18,420
24,500	25,500	2,750	74,000	75,000	8,140	168,000	170,000	18,660
25,000	26,000	2,800	75,000	76,000	8,250	170,000	172,000	18,900
25,500	26,500	2,860	76,000	77,000	8,360	172,000	174,000	19,140
26,000	27,000	2,910	77,000	78,000	8,470	174,000	176,000	19,380
26,500	27,500	2,970	78,000	79,000	8,580	176,000	178,000	19,620
27,000			79,000	80,000	8,690	178,000	180,000	19,860

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
180,000	182,000	20,100	330,000	333,000	41,300	530,000	534,000	74,600
182,000	184,000	20,340	333,000	336,000	41,780	534,000	538,000	75,280
184,000	186,000	20,580	336,000	339,000	42,260	538,000	542,000	75,960
186,000	188,000	20,820	339,000	342,000	42,740	542,000	546,000	76,640
188,000	190,000	21,060	342,000	345,000	43,220	546,000	550,000	77,320
190,000	192,000	21,300	345,000	348,000	43,700	550,000	554,000	78,000
192,000	194,000	21,540	348,000	351,000	44,180	554,000	558,000	78,680
194,000	196,000	21,780	351,000	354,000	44,660	558,000	562,000	79,360
196,000	198,000	22,020	354,000	357,000	45,140	562,000	566,000	80,040
198,000	200,000	22,260	357,000	360,000	45,620	566,000	570,000	80,720
200,000	202,000	22,500	360,000	363,000	46,100	570,000	574,000	81,400
202,000	204,000	22,740	363,000	366,000	46,580	574,000	578,000	82,080
204,000	206,000	22,980	366,000	369,000	47,060	578,000	582,000	82,760
206,000	208,000	23,220	369,000	372,000	47,540	582,000	586,000	83,440
208,000	210,000	23,460	372,000	375,000	48,020	586,000	590,000	84,120
210,000	213,000	23,700	375,000	378,000	48,500	590,000	594,000	84,800
213,000	216,000	24,060	378,000	381,000	48,980	594,000	598,000	85,480
216,000	219,000	24,420	381,000	384,000	49,460	598,000	602,000	86,160
219,000	222,000	24,780	384,000	387,000	49,940	602,000	606,000	86,840
222,000	225,000	25,140	387,000	390,000	50,420	606,000	610,000	87,520
225,000	228,000	25,500	390,000	394,000	50,900	610,000	614,000	88,200
228,000	231,000	25,860	394,000	398,000	51,540	614,000	618,000	88,880
231,000	234,000	26,220	398,000	402,000	52,180	618,000	622,000	89,560
234,000	237,000	26,580	402,000	406,000	52,840	622,000	626,000	90,240
237,000	240,000	26,940	406,000	410,000	53,520	626,000	630,000	90,920
240,000	243,000	27,300	410,000	414,000	54,200	630,000	635,000	91,600
243,000	246,000	27,660	414,000	418,000	54,880	635,000	640,000	92,450
246,000	249,000	28,020	418,000	422,000	55,560	640,000	645,000	93,300
249,000	252,000	28,380	422,000	426,000	56,240	645,000	650,000	94,150
252,000	255,000	28,820	426,000	430,000	56,920	650,000	655,000	95,000
255,000	258,000	29,300	430,000	434,000	57,600	655,000	660,000	95,850
258,000	261,000	29,780	434,000	438,000	58,280	660,000	665,000	96,700
261,000	264,000	30,260	438,000	442,000	58,960	665,000	670,000	97,550
264,000	267,000	30,740	442,000	446,000	59,640	670,000	675,000	98,400
267,000	270,000	31,220	446,000	450,000	60,320	675,000	680,000	99,250
270,000	273,000	31,700	450,000	454,000	61,000	680,000	685,000	100,100
273,000	276,000	32,180	454,000	458,000	61,680	685,000	690,000	100,950
276,000	279,000	32,660	458,000	462,000	62,360	690,000	695,000	101,800
279,000	282,000	33,140	462,000	466,000	63,040	695,000	700,000	102,650
282,000	285,000	33,620	466,000	470,000	63,720	700,000	705,000	103,500
285,000	288,000	34,100	470,000	474,000	64,400	705,000	710,000	104,350
288,000	291,000	34,580	474,000	478,000	65,080	710,000	715,000	105,200
291,000	294,000	35,060	478,000	482,000	65,760	715,000	720,000	106,050
294,000	297,000	35,540	482,000	486,000	66,440	720,000	725,000	106,900
297,000	300,000	36,020	486,000	490,000	67,120	725,000	730,000	107,750
300,000	303,000	36,500	490,000	494,000	67,800	730,000	735,000	108,600
303,000	306,000	36,980	494,000	498,000	68,480	735,000	740,000	109,450
306,000	309,000	37,460	498,000	502,000	69,160	740,000	745,000	110,300
309,000	312,000	37,940	502,000	506,000	69,840	745,000	750,000	111,150
312,000	315,000	38,420	506,000	510,000	70,520	750,000	755,000	112,000
315,000	318,000	38,900	510,000	514,000	71,200	755,000	760,000	112,950
318,000	321,000	39,380	514,000	518,000	71,880	760,000	765,000	113,900
321,000	324,000	39,860	518,000	522,000	72,560	765,000	770,000	114,850
324,000	327,000	40,340	522,000	526,000	73,240	770,000	775,000	115,800
327,000	330,000	40,820	526,000	530,000	73,920	775,000	780,000	116,750

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の實施に伴

(三)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
780,000	785,000	117,700	1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に22%を乗じて算出した金額から60,500円を控除した金額	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から1,565,500円を控除した金額
785,000	790,000	118,650						
790,000	795,000	119,600						
795,000	800,000	120,550						
800,000	805,000	121,500						
805,000	810,000	122,450	1,500,000	2,500,000	課税山林所得金額に24%を乗じて算出した金額から90,500円を控除した金額	20,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に49%を乗じて算出した金額から2,365,500円を控除した金額
810,000	815,000	123,400						
815,000	820,000	124,350						
820,000	825,000	125,300						
825,000	830,000	126,250						
830,000	835,000	127,200	2,500,000	4,000,000	課税山林所得金額に26%を乗じて算出した金額から215,500円を控除した金額	25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から2,615,500円を控除した金額
835,000	840,000	128,150						
840,000	845,000	129,100						
845,000	850,000	130,050						
850,000	855,000	131,000						
855,000	860,000	131,950	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から255,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に54%を乗じて算出した金額から3,815,500円を控除した金額
860,000	865,000	132,900						
865,000	870,000	133,850						
870,000	875,000	134,800						
875,000	880,000	135,750						
880,000	885,000	136,700	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に34%を乗じて算出した金額から455,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に57%を乗じて算出した金額から5,315,500円を控除した金額
885,000	890,000	137,650						
890,000	895,000	138,600						
895,000	900,000	139,550						
900,000	905,000	140,500						
905,000	910,000	141,450	6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から515,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に61%を乗じて算出した金額から9,315,500円を控除した金額
910,000	915,000	142,400						
915,000	920,000	143,350						
920,000	925,000	144,300						
925,000	930,000	145,250						
930,000	935,000	146,200	7,500,000	10,000,000	課税山林所得金額に39%を乗じて算出した金額から815,500円を控除した金額	150,000,000	250,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から15,315,500円を控除した金額
935,000	940,000	147,150						
940,000	945,000	148,100						
945,000	950,000	149,050						
950,000	955,000	150,000						
955,000	960,000	150,950	10,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から815,500円を控除した金額	250,000,000円以上		課税山林所得金額に69%を乗じて算出した金額から26,315,500円を控除した金額
960,000	965,000	151,900						
965,000	970,000	152,850						
970,000	975,000	153,800						
975,000	980,000	154,750						
980,000	985,000	155,700	12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に44%を乗じて算出した金額から1,415,500円を控除した金額			
985,000	990,000	156,650						
990,000	995,000	157,600						
995,000	1,000,000	158,550						

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

附則別表第三 昭和32年分の退職所得に対する所得税の税額表（附則第四項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第三項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	2,750	140,000	142,000	8,900
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,800	142,000	144,000	9,060
2,000	3,000	110	52,000	53,000	2,860	144,000	146,000	9,220
3,000	4,000	160	53,000	54,000	2,910	146,000	148,000	9,380
4,000	5,000	220	54,000	55,000	2,970	148,000	150,000	9,540
5,000	6,000	270	55,000	56,000	3,020	150,000	152,000	9,700
6,000	7,000	330	56,000	57,000	3,080	152,000	154,000	9,860
7,000	8,000	380	57,000	58,000	3,130	154,000	156,000	10,020
8,000	9,000	440	58,000	59,000	3,190	156,000	158,000	10,180
9,000	10,000	490	59,000	60,000	3,240	158,000	160,000	10,340
10,000	11,000	550	60,000	62,000	3,300	160,000	162,000	10,500
11,000	12,000	600	62,000	64,000	3,420	162,000	164,000	10,670
12,000	13,000	660	64,000	66,000	3,540	164,000	166,000	10,840
13,000	14,000	710	66,000	68,000	3,660	166,000	168,000	11,010
14,000	15,000	770	68,000	70,000	3,780	168,000	170,000	11,180
15,000	16,000	820	70,000	72,000	3,900	170,000	172,000	11,350
16,000	17,000	880	72,000	74,000	4,020	172,000	174,000	11,520
17,000	18,000	930	74,000	76,000	4,140	174,000	176,000	11,690
18,000	19,000	990	76,000	78,000	4,260	176,000	178,000	11,860
19,000	20,000	1,040	78,000	80,000	4,380	178,000	180,000	12,030
20,000	21,000	1,100	80,000	82,000	4,500	180,000	184,000	12,200
21,000	22,000	1,150	82,000	84,000	4,620	184,000	188,000	12,540
22,000	23,000	1,210	84,000	86,000	4,740	188,000	192,000	12,880
23,000	24,000	1,260	86,000	88,000	4,860	192,000	196,000	13,220
24,000	25,000	1,320	88,000	90,000	4,980	196,000	200,000	13,560
25,000	26,000	1,370	90,000	92,000	5,100	200,000	204,000	13,900
26,000	27,000	1,430	92,000	94,000	5,220	204,000	208,000	14,240
27,000	28,000	1,480	94,000	96,000	5,340	208,000	212,000	14,580
28,000	29,000	1,540	96,000	98,000	5,460	212,000	216,000	14,920
29,000	30,000	1,590	98,000	100,000	5,580	216,000	220,000	15,260
30,000	31,000	1,650	100,000	102,000	5,700	220,000	224,000	15,600
31,000	32,000	1,700	102,000	104,000	5,860	224,000	228,000	15,940
32,000	33,000	1,760	104,000	106,000	6,020	228,000	232,000	16,280
33,000	34,000	1,810	106,000	108,000	6,180	232,000	236,000	16,620
34,000	35,000	1,870	108,000	110,000	6,340	236,000	240,000	16,960
35,000	36,000	1,920	110,000	112,000	6,500	240,000	244,000	17,300
36,000	37,000	1,980	112,000	114,000	6,660	244,000	248,000	17,640
37,000	38,000	2,030	114,000	116,000	6,820	248,000	252,000	17,980
38,000	39,000	2,090	116,000	118,000	6,980	252,000	256,000	18,320
39,000	40,000	2,140	118,000	120,000	7,140	256,000	260,000	18,660
40,000	41,000	2,200	120,000	122,000	7,300	260,000	264,000	19,000
41,000	42,000	2,250	122,000	124,000	7,460	264,000	268,000	19,340
42,000	43,000	2,310	124,000	126,000	7,620	268,000	272,000	19,680
43,000	44,000	2,360	126,000	128,000	7,780	272,000	276,000	20,020
44,000	45,000	2,420	128,000	130,000	7,940	276,000	280,000	20,360
45,000	46,000	2,470	130,000	132,000	8,100	280,000	284,000	20,700
46,000	47,000	2,530	132,000	134,000	8,260	284,000	288,000	21,040
47,000	48,000	2,580	134,000	136,000	8,420	288,000	292,000	21,380
48,000	49,000	2,640	136,000	138,000	8,580	292,000	296,000	21,720
49,000	50,000	2,690	138,000	140,000	8,740	296,000	300,000	22,060

(二)

退職 所得 の特 金 の 額	税 額	退職 所得 の特 金 の 額	税 額	退職 所得 の特 金 の 額	税 額	退職 所得 の特 金 の 額	税 額	退職 所得 の特 金 の 額	税 額
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
300,000	304,000	22,400	540,000	546,000	47,300	860,000	868,000	85,100	
304,000	308,000	22,780	546,000	552,000	47,960	868,000	876,000	86,060	
308,000	312,000	23,160	552,000	558,000	48,620	876,000	884,000	87,020	
312,000	316,000	23,540	558,000	564,000	49,280	884,000	892,000	87,980	
316,000	320,000	23,920	564,000	570,000	49,940	892,000	900,000	88,940	
320,000	324,000	24,300	570,000	576,000	50,600	900,000	908,000	89,900	
324,000	328,000	24,680	576,000	582,000	51,260	908,000	916,000	90,860	
328,000	332,000	25,060	582,000	588,000	51,920	916,000	924,000	91,820	
332,000	336,000	25,440	588,000	594,000	52,580	924,000	932,000	92,780	
336,000	340,000	25,820	594,000	600,000	53,240	932,000	940,000	93,740	
340,000	344,000	26,200	600,000	606,000	53,900	940,000	948,000	94,700	
344,000	348,000	26,580	606,000	612,000	54,620	948,000	956,000	95,660	
348,000	352,000	26,960	612,000	618,000	55,240	956,000	964,000	96,620	
352,000	356,000	27,340	618,000	624,000	56,060	964,000	972,000	97,580	
356,000	360,000	27,720	624,000	630,000	56,780	972,000	980,000	98,540	
360,000	364,000	28,100	630,000	636,000	57,500	980,000	988,000	99,500	
364,000	368,000	28,480	636,000	642,000	58,220	988,000	996,000	100,460	
368,000	372,000	28,860	642,000	648,000	58,940	996,000	1,004,000	101,420	
372,000	376,000	29,240	648,000	654,000	59,660	1,004,000	1,012,000	102,480	
376,000	380,000	29,620	654,000	660,000	60,380	1,012,000	1,020,000	103,440	
380,000	384,000	30,000	660,000	666,000	61,100	1,020,000	1,028,000	104,800	
384,000	388,000	30,380	666,000	672,000	61,820	1,028,000	1,036,000	105,960	
388,000	392,000	30,760	672,000	678,000	62,540	1,036,000	1,044,000	107,120	
392,000	396,000	31,140	678,000	684,000	63,260	1,044,000	1,052,000	108,280	
396,000	400,000	31,520	684,000	690,000	63,980	1,052,000	1,060,000	109,440	
400,000	404,000	31,900	690,000	696,000	64,700	1,060,000	1,068,000	110,600	
404,000	408,000	32,340	696,000	702,000	65,420	1,068,000	1,076,000	111,760	
408,000	412,000	32,780	702,000	708,000	66,140	1,076,000	1,084,000	112,920	
412,000	416,000	33,220	708,000	714,000	66,860	1,084,000	1,092,000	114,080	
416,000	420,000	33,660	714,000	720,000	67,580	1,092,000	1,100,000	115,240	
420,000	426,000	34,100	720,000	726,000	68,300	1,100,000	1,108,000	116,400	
426,000	432,000	34,760	726,000	732,000	69,020	1,108,000	1,116,000	117,560	
432,000	438,000	35,420	732,000	738,000	69,740	1,116,000	1,124,000	118,720	
438,000	444,000	36,080	738,000	744,000	70,460	1,124,000	1,132,000	119,880	
444,000	450,000	36,740	744,000	750,000	71,180	1,132,000	1,140,000	121,040	
450,000	456,000	37,400	750,000	756,000	71,900	1,140,000	1,148,000	122,200	
456,000	462,000	38,060	756,000	762,000	72,620	1,148,000	1,156,000	123,360	
462,000	468,000	38,720	762,000	768,000	73,340	1,156,000	1,164,000	124,520	
468,000	474,000	39,380	768,000	774,000	74,060	1,164,000	1,172,000	125,680	
474,000	480,000	40,040	774,000	780,000	74,780	1,172,000	1,180,000	126,840	
480,000	486,000	40,700	780,000	786,000	75,500	1,180,000	1,188,000	128,000	
486,000	492,000	41,360	786,000	792,000	76,220	1,188,000	1,196,000	129,160	
492,000	498,000	42,020	792,000	798,000	76,940	1,196,000	1,204,000	130,320	
498,000	504,000	42,680	798,000	804,000	77,660	1,204,000	1,212,000	131,480	
504,000	510,000	43,340	804,000	810,000	78,380	1,212,000	1,220,000	132,640	
510,000	516,000	44,000	810,000	816,000	79,100	1,220,000	1,228,000	133,800	
516,000	522,000	44,660	816,000	822,000	79,820	1,228,000	1,236,000	134,960	
522,000	528,000	45,320	822,000	828,000	80,540	1,236,000	1,244,000	136,120	
528,000	534,000	45,980	828,000	834,000	81,260	1,244,000	1,252,000	137,280	
534,000	540,000	46,640	834,000	840,000	81,980	1,252,000	1,260,000	138,440	

(三)

退職所得の特 別控除後の金			税 額			退職所得の特 別控除後の金			税 額			退職所得の特 別控除後の金			税 額			
以	上	未	満			以	上	未	満			以	上	未	満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら 313,100 円を 控除した金額
1,260,000	1,268,000	139,600	1,750,000	1,760,000	211,400	6,000,000	8,000,000											
1,268,000	1,276,000	140,760	1,760,000	1,770,000	212,900													退職所得の特別 控除後の金額に 24.5%を乗じて 算出した金額か ら 473,100 円を 控除した金額
1,276,000	1,284,000	141,920	1,770,000	1,780,000	214,400													
1,284,000	1,292,000	143,080	1,780,000	1,790,000	215,900													退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 523,100 円を控 除した金額
1,292,000	1,300,000	144,240	1,790,000	1,800,000	217,400													
1,300,000	1,310,000	145,400	1,800,000	1,810,000	218,900	8,000,000	10,000,000											退職所得の特別 控除後の金額に 27%を乗じて算 出した金額から 763,100 円を控 除した金額
1,310,000	1,320,000	146,850	1,810,000	1,820,000	220,400													
1,320,000	1,330,000	148,300	1,820,000	1,830,000	221,900													退職所得の特別 控除後の金額に 28.5%を乗じて 算出した金額か ら 1,063,100 円 を控除した金額
1,330,000	1,340,000	149,750	1,830,000	1,840,000	223,400													
1,340,000	1,350,000	151,200	1,840,000	1,850,000	224,900													退職所得の特別 控除後の金額に 30.5%を乗じて 算出した金額か ら 1,863,100 円 を控除した金額
1,350,000	1,360,000	152,650	1,850,000	1,860,000	226,400	10,000,000	12,000,000											
1,360,000	1,370,000	154,100	1,860,000	1,870,000	227,900													退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら 3,063,100 円 を控除した金額
1,370,000	1,380,000	155,550	1,870,000	1,880,000	229,400													
1,380,000	1,390,000	157,000	1,880,000	1,890,000	230,900													退職所得の特別 控除後の金額に 34.5%を乗じて 算出した金額か ら 5,063,100 円 を控除した金額
1,390,000	1,400,000	158,450	1,890,000	1,900,000	232,400													
1,400,000	1,410,000	159,900	1,900,000	1,910,000	233,900	12,000,000	20,000,000											退職所得の特別 控除後の金額に 38%を乗じて算 出した金額から 1,863,100 円を 控除した金額
1,410,000	1,420,000	161,350	1,910,000	1,920,000	235,400													
1,420,000	1,430,000	162,800	1,920,000	1,930,000	236,900													退職所得の特別 控除後の金額に 40%を乗じて算 出した金額から 3,063,100 円を 控除した金額
1,430,000	1,440,000	164,250	1,930,000	1,940,000	238,400													
1,440,000	1,450,000	165,700	1,940,000	1,950,000	239,900													退職所得の特別 控除後の金額に 42%を乗じて算 出した金額から 5,063,100 円を 控除した金額
1,450,000	1,460,000	167,150	1,950,000	1,960,000	241,400	20,000,000	40,000,000											
1,460,000	1,470,000	168,600	1,960,000	1,970,000	242,900													退職所得の特別 控除後の金額に 45%を乗じて算 出した金額から 1,863,100 円を 控除した金額
1,470,000	1,480,000	170,050	1,970,000	1,980,000	244,400													
1,480,000	1,490,000	171,500	1,980,000	1,990,000	245,900													退職所得の特別 控除後の金額に 47.5%を乗じて 算出した金額か ら 3,063,100 円 を控除した金額
1,490,000	1,500,000	172,950	1,990,000	2,000,000	247,400	40,000,000	60,000,000											
1,500,000	1,510,000	174,400	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17%を乗じて算 出した金額から 91,100 円を控 除した金額													退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額か ら 103,100 円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	175,850																
1,520,000	1,530,000	177,300																退職所得の特別 控除後の金額に 19.5%を乗じて 算出した金額か ら 163,100 円を 控除した金額
1,530,000	1,540,000	178,750																
1,540,000	1,550,000	180,200																退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 183,100 円を控 除した金額
1,550,000	1,560,000	181,650	2,400,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額か ら 103,100 円を 控除した金額	60,000,000	100,000,000											
1,560,000	1,570,000	183,100																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,570,000	1,580,000	184,550																
1,580,000	1,590,000	186,000																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,590,000	1,600,000	187,450																
1,600,000	1,610,000	188,900																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,610,000	1,620,000	190,400	3,000,000	4,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 19.5%を乗じて 算出した金額か ら 163,100 円を 控除した金額	100,000,000 円以上												
1,620,000	1,630,000	191,900																退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 183,100 円を控 除した金額
1,630,000	1,640,000	193,400																
1,640,000	1,650,000	194,900																退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 183,100 円を控 除した金額
1,650,000	1,660,000	196,400																
1,660,000	1,670,000	197,900																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,670,000	1,680,000	199,400																
1,680,000	1,690,000	200,900																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,690,000	1,700,000	202,400																
1,700,000	1,710,000	203,900																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,710,000	1,720,000	205,400	5,000,000	6,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額													
1,720,000	1,730,000	206,900																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額
1,730,000	1,740,000	208,400																
1,740,000	1,750,000	209,900																退職所得の特別 控除後の金額に 22%を乗じて算 出した金額から 283,100 円を控 除した金額

(備考 税額の求め方)

(イ) まず、退職所得の取入金額から、

(イ) 退職の日までの勤続年数が 10 年以下のときは、200,000 円

(ロ) 退職の日までの勤続年数が 10 年をこえ 25 年以下のときは、10 年をこえる当該年数を 20,000 円に乘じて得た金額と 200,000 円との合計額

(ハ) 退職の日までの勤続年数が 25 年をこえるときは、500,000 円

を控除した金額(退職所得の特別控除後の金額という。)を求める。

(ニ) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四 昭和32年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表（附則第三項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表）

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500円	1,000円	0	25,000円	25,500円	2,750円	70,000円	71,000円	8,900円	150,000円	152,000円	22,400円
500	1,000	50	25,500	26,000	2,800	71,000	72,000	9,060	152,000	154,000	22,780
1,000	1,500	110	26,000	26,500	2,860	72,000	73,000	9,220	154,000	156,000	23,160
1,500	2,000	160	26,500	27,000	2,910	73,000	74,000	9,380	156,000	158,000	23,540
2,000	2,500	220	27,000	27,500	2,970	74,000	75,000	9,540	158,000	160,000	23,920
2,500	3,000	270	27,500	28,000	3,020	75,000	76,000	9,700	160,000	162,000	24,300
3,000	3,500	330	28,000	28,500	3,080	76,000	77,000	9,860	162,000	164,000	24,680
3,500	4,000	380	28,500	29,000	3,130	77,000	78,000	10,020	164,000	166,000	25,060
4,000	4,500	440	29,000	29,500	3,190	78,000	79,000	10,180	166,000	168,000	25,440
4,500	5,000	490	29,500	30,000	3,240	79,000	80,000	10,340	168,000	170,000	25,820
5,000	5,500	550	30,000	31,000	3,300	80,000	81,000	10,500	170,000	172,000	26,200
5,500	6,000	600	31,000	32,000	3,420	81,000	82,000	10,670	172,000	174,000	26,580
6,000	6,500	660	32,000	33,000	3,540	82,000	83,000	10,840	174,000	176,000	26,960
6,500	7,000	710	33,000	34,000	3,660	83,000	84,000	11,010	176,000	178,000	27,340
7,000	7,500	770	34,000	35,000	3,780	84,000	85,000	11,180	178,000	180,000	27,720
7,500	8,000	820	35,000	36,000	3,900	85,000	86,000	11,350	180,000	182,000	28,100
8,000	8,500	880	36,000	37,000	4,020	86,000	87,000	11,520	182,000	184,000	28,480
8,500	9,000	930	37,000	38,000	4,140	87,000	88,000	11,690	184,000	186,000	28,860
9,000	9,500	990	38,000	39,000	4,260	88,000	89,000	11,860	186,000	188,000	29,240
9,500	10,000	1,040	39,000	40,000	4,380	89,000	90,000	12,030	188,000	190,000	29,620
10,000	10,500	1,100	40,000	41,000	4,500	90,000	92,000	12,200	190,000	192,000	30,000
10,500	11,000	1,150	41,000	42,000	4,620	92,000	94,000	12,540	192,000	194,000	30,380
11,000	11,500	1,210	42,000	43,000	4,740	94,000	96,000	12,880	194,000	196,000	30,760
11,500	12,000	1,260	43,000	44,000	4,860	96,000	98,000	13,220	196,000	198,000	31,140
12,000	12,500	1,320	44,000	45,000	4,980	98,000	100,000	13,560	198,000	200,000	31,520
12,500	13,000	1,370	45,000	46,000	5,100	100,000	102,000	13,900	200,000	202,000	31,900
13,000	13,500	1,430	46,000	47,000	5,220	102,000	104,000	14,240	202,000	204,000	32,340
13,500	14,000	1,480	47,000	48,000	5,340	104,000	106,000	14,580	204,000	206,000	32,780
14,000	14,500	1,540	48,000	49,000	5,460	106,000	108,000	14,920	206,000	208,000	33,220
14,500	15,000	1,590	49,000	50,000	5,580	108,000	110,000	15,260	208,000	210,000	33,660
15,000	15,500	1,650	50,000	51,000	5,700	110,000	112,000	15,600	210,000	213,000	34,100
15,500	16,000	1,700	51,000	52,000	5,830	112,000	114,000	15,940	213,000	216,000	34,760
16,000	16,500	1,760	52,000	53,000	6,020	114,000	116,000	16,280	216,000	219,000	35,420
16,500	17,000	1,810	53,000	54,000	6,180	116,000	118,000	16,620	219,000	222,000	36,080
17,000	17,500	1,870	54,000	55,000	6,340	118,000	120,000	16,960	222,000	225,000	36,740
17,500	18,000	1,920	55,000	56,000	6,500	120,000	122,000	17,300	225,000	228,000	37,400
18,000	18,500	1,980	56,000	57,000	6,660	122,000	124,000	17,640	228,000	231,000	38,060
18,500	19,000	2,030	57,000	58,000	6,820	124,000	126,000	17,980	231,000	234,000	38,720
19,000	19,500	2,090	58,000	59,000	6,980	126,000	128,000	18,320	234,000	237,000	39,380
19,500	20,000	2,140	59,000	60,000	7,140	128,000	130,000	18,660	237,000	240,000	40,040
20,000	20,500	2,200	60,000	61,000	7,300	130,000	132,000	19,000	240,000	243,000	40,700
20,500	21,000	2,250	61,000	62,000	7,460	132,000	134,000	19,340	243,000	246,000	41,360
21,000	21,500	2,310	62,000	63,000	7,620	134,000	136,000	19,680	246,000	249,000	42,020
21,500	22,000	2,360	63,000	64,000	7,780	136,000	138,000	20,020	249,000	252,000	42,680
22,000	22,500	2,420	64,000	65,000	7,940	138,000	140,000	20,360	252,000	255,000	43,340
22,500	23,000	2,470	65,000	66,000	8,100	140,000	142,000	20,700	255,000	258,000	44,000
23,000	23,500	2,530	66,000	67,000	8,260	142,000	144,000	21,040	258,000	261,000	44,660
23,500	24,000	2,580	67,000	68,000	8,420	144,000	146,000	21,380	261,000	264,000	45,320
24,000	24,500	2,640	68,000	69,000	8,580	146,000	148,000	21,720	264,000	267,000	45,980
24,500	25,000	2,690	69,000	70,000	8,740	148,000	150,000	22,060	267,000	270,000	46,640

(二)

課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
270,000	273,000	47,300	430,000	434,000	85,100	630,000	635,000	139,600	880,000	885,000	212,900
273,000	276,000	47,960	434,000	438,000	86,060	635,000	640,000	141,050	885,000	890,000	214,400
276,000	279,000	48,620	438,000	442,000	87,020	640,000	645,000	142,500	890,000	895,000	215,900
279,000	282,000	49,280	442,000	446,000	87,980	645,000	650,000	143,950	895,000	900,000	217,400
282,000	285,000	49,940	446,000	450,000	88,940	650,000	655,000	145,400	900,000	905,000	218,900
285,000	288,000	50,600	450,000	454,000	89,900	655,000	660,000	146,850	905,000	910,000	220,400
288,000	291,000	51,260	454,000	458,000	90,860	660,000	665,000	148,300	910,000	915,000	221,900
291,000	294,000	51,920	458,000	462,000	91,820	665,000	670,000	149,750	915,000	920,000	223,400
294,000	297,000	52,580	462,000	466,000	92,780	670,000	675,000	151,200	920,000	925,000	224,900
297,000	300,000	53,240	466,000	470,000	93,740	675,000	680,000	152,650	925,000	930,000	226,400
300,000	303,000	53,900	470,000	474,000	94,700	680,000	685,000	154,100	930,000	935,000	227,900
303,000	306,000	54,620	474,000	478,000	95,660	685,000	690,000	155,550	935,000	940,000	229,400
306,000	309,000	55,340	478,000	482,000	96,620	690,000	695,000	157,000	940,000	945,000	230,900
309,000	312,000	56,060	482,000	486,000	97,580	695,000	700,000	158,450	945,000	950,000	232,400
312,000	315,000	56,780	486,000	490,000	98,540	700,000	705,000	159,900	950,000	955,000	233,900
315,000	318,000	57,500	490,000	494,000	99,500	705,000	710,000	161,350	955,000	960,000	235,400
318,000	321,000	58,220	494,000	498,000	100,460	710,000	715,000	162,800	960,000	965,000	236,900
321,000	324,000	58,940	498,000	502,000	101,420	715,000	720,000	164,250	965,000	970,000	238,400
324,000	327,000	59,660	502,000	506,000	102,480	720,000	725,000	165,700	970,000	975,000	239,900
327,000	330,000	60,380	506,000	510,000	103,640	725,000	730,000	167,150	975,000	980,000	241,400
330,000	333,000	61,100	510,000	514,000	104,800	730,000	735,000	168,600	980,000	985,000	242,900
333,000	336,000	61,820	514,000	518,000	105,960	735,000	740,000	170,050	985,000	990,000	244,400
336,000	339,000	62,540	518,000	522,000	107,120	740,000	745,000	171,500	990,000	995,000	245,900
339,000	342,000	63,260	522,000	526,000	108,280	745,000	750,000	172,950	995,000	1,000,000	247,400
342,000	345,000	63,980	526,000	530,000	109,440	750,000	755,000	174,400			
345,000	348,000	64,700	530,000	534,000	110,600	755,000	760,000	175,850	1,000,000	1,200,000	248,900
348,000	351,000	65,420	534,000	538,000	111,760	760,000	765,000	177,300			課税給与所得金額に44%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額
351,000	354,000	66,140	538,000	542,000	112,920	765,000	770,000	178,750			
354,000	357,000	66,860	542,000	546,000	114,080	770,000	775,000	180,200			
357,000	360,000	67,580	546,000	550,000	115,240	775,000	780,000	181,650			
360,000	363,000	68,300	550,000	554,000	116,400	780,000	785,000	183,100	1,200,000	1,500,000	249,900
363,000	366,000	69,020	554,000	558,000	117,560	785,000	790,000	184,550			課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額
366,000	369,000	69,740	558,000	562,000	118,720	790,000	795,000	186,000			
369,000	372,000	70,460	562,000	566,000	119,880	795,000	800,000	187,450			
372,000	375,000	71,180	566,000	570,000	121,040	800,000	805,000	188,900			
375,000	378,000	71,900	570,000	574,000	122,200	805,000	810,000	190,400	1,500,000	2,000,000	250,900
378,000	381,000	72,620	574,000	578,000	123,360	810,000	815,000	191,900			課税給与所得金額に44%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額
381,000	384,000	73,340	578,000	582,000	124,520	815,000	820,000	193,400			
384,000	387,000	74,060	582,000	586,000	125,680	820,000	825,000	194,900			
387,000	390,000	74,780	586,000	590,000	126,840	825,000	830,000	196,400			
390,000	394,000	75,500	590,000	594,000	128,000	830,000	835,000	197,900	2,000,000	2,500,000	251,900
394,000	398,000	76,260	594,000	598,000	129,160	835,000	840,000	199,400			課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額
398,000	402,000	77,020	598,000	602,000	130,320	840,000	845,000	200,900			
402,000	406,000	77,780	602,000	606,000	131,480	845,000	850,000	202,400			
406,000	410,000	78,540	606,000	610,000	132,640	850,000	855,000	203,900			
410,000	414,000	79,300	610,000	614,000	133,800	855,000	860,000	205,400	2,500,000	3,000,000	252,900
414,000	418,000	80,060	614,000	618,000	134,960	860,000	865,000	206,900			課税給与所得金額に44%を乗じて算出した金額から283,100円を控除した金額
418,000	422,000	80,820	618,000	622,000	136,120	865,000	870,000	208,400			
422,000	426,000	81,580	622,000	626,000	137,280	870,000	875,000	209,900			
426,000	430,000	82,340	626,000	630,000	138,440	875,000	880,000	211,400			

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の實施に伴

(三)

課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額	課税給与 所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
3,000,000 円	4,000,000 円	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から313,100 円を控除した金額	5,000,000 円	6,000,000 円	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から523,100 円を控除した金額	10,000,000 円	20,000,000 円	課税給与所得金額に57%を乗じて算出した金額から1,063,100 円を控除した金額	30,000,000 円	50,000,000 円	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,063,100 円を控除した金額
4,000,000 円	5,000,000 円	課税給与所得金額に49%を乗じて算出した金額から473,100 円を控除した金額	6,000,000 円	10,000,000 円	課税給与所得金額に54%を乗じて算出した金額から763,100 円を控除した金額	20,000,000 円	30,000,000 円	課税給与所得金額に61%を乗じて算出した金額から1,863,100 円を控除した金額	50,000,000 円以上		課税給与所得金額に69%を乗じて算出した金額から5,063,100 円を控除した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当すると共に5,000 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者に該当する場合には、障害年金）を受ける者であるときは、7,000 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1 人につき5,000 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (イ) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が15,000 円をこえる場合には、15,000 円とそのこえる金額（その金額が12,000 円をこえるときは、12,000 円）の2分の1に相当する金額との合計額）を控除した金額を求め、
- (ロ) 次に、(イ)により求めた金額から、
- (1) 申告された扶養親族がある場合には、
 - (i) (ロ)に該当するときを除くほか、附則第三項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ii) 附則第三項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、附則第三項の規定により読み替えられた同条第二項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (ハ) (ロ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000 円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者控除が認められる者については、障害年金）を受ける者である場合には、7,000 円）を控除した金額）が、その求める税額である。

附則別表第四の附表

(一)

給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控
除後の給与		の金額	除後の給与		の金額	除後の給与		の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
110,000	111,000	88,000	164,000	165,000	131,200	219,000	220,000	175,200
110,000	111,000	88,000	165,000	166,000	132,000	220,000	221,000	176,000
111,000	112,000	88,800	166,000	167,000	132,800	221,000	222,000	176,800
112,000	113,000	89,600	167,000	168,000	133,600	222,000	223,000	177,600
113,000	114,000	90,400	168,000	169,000	134,400	223,000	224,000	178,400
114,000	115,000	91,200	169,000	170,000	135,200	224,000	225,000	179,200
115,000	116,000	92,000	170,000	171,000	136,000	225,000	226,000	180,000
116,000	117,000	92,800	171,000	172,000	136,800	226,000	227,000	180,800
117,000	118,000	93,600	172,000	173,000	137,600	227,000	228,000	181,600
118,000	119,000	94,400	173,000	174,000	138,400	228,000	229,000	182,400
119,000	120,000	95,200	174,000	175,000	139,200	229,000	230,000	183,200
120,000	121,000	96,000	175,000	176,000	140,000	230,000	231,000	184,000
121,000	122,000	96,800	176,000	177,000	140,800	231,000	232,000	184,800
122,000	123,000	97,600	177,000	178,000	141,600	232,000	233,000	185,600
123,000	124,000	98,400	178,000	179,000	142,400	233,000	234,000	186,400
124,000	125,000	99,200	179,000	180,000	143,200	234,000	235,000	187,200
125,000	126,000	100,000	180,000	181,000	144,000	235,000	236,000	188,000
126,000	127,000	100,800	181,000	182,000	144,800	236,000	237,000	188,800
127,000	128,000	101,600	182,000	183,000	145,600	237,000	238,000	189,600
128,000	129,000	102,400	183,000	184,000	146,400	238,000	239,000	190,400
129,000	130,000	103,200	184,000	185,000	147,200	239,000	240,000	191,200
130,000	131,000	104,000	185,000	186,000	148,000	240,000	241,000	192,000
131,000	132,000	104,800	186,000	187,000	148,800	241,000	242,000	192,800
132,000	133,000	105,600	187,000	188,000	149,600	242,000	243,000	193,600
133,000	134,000	106,400	188,000	189,000	150,400	243,000	244,000	194,400
134,000	135,000	107,200	189,000	190,000	151,200	244,000	245,000	195,200
135,000	136,000	108,000	190,000	191,000	152,000	245,000	246,000	196,000
136,000	137,000	108,800	191,000	192,000	152,800	246,000	247,000	196,800
137,000	138,000	109,600	192,000	193,000	153,600	247,000	248,000	197,600
138,000	139,000	110,400	193,000	194,000	154,400	248,000	249,000	198,400
139,000	140,000	111,200	194,000	195,000	155,200	249,000	250,000	199,200
140,000	141,000	112,000	195,000	196,000	156,000	250,000	251,000	200,000
141,000	142,000	112,800	196,000	197,000	156,800	251,000	252,000	200,800
142,000	143,000	113,600	197,000	198,000	157,600	252,000	253,000	201,600
143,000	144,000	114,400	198,000	199,000	158,400	253,000	254,000	202,400
144,000	145,000	115,200	199,000	200,000	159,200	254,000	255,000	203,200
145,000	146,000	116,000	200,000	201,000	160,000	255,000	256,000	204,000
146,000	147,000	116,800	201,000	202,000	160,800	256,000	257,000	204,800
147,000	148,000	117,600	202,000	203,000	161,600	257,000	258,000	205,600
148,000	149,000	118,400	203,000	204,000	162,400	258,000	259,000	206,400
149,000	150,000	119,200	204,000	205,000	163,200	259,000	260,000	207,200
150,000	151,000	120,000	205,000	206,000	164,000	260,000	261,000	208,000
151,000	152,000	120,800	206,000	207,000	164,800	261,000	262,000	208,800
152,000	153,000	121,600	207,000	208,000	165,600	262,000	263,000	209,600
153,000	154,000	122,400	208,000	209,000	166,400	263,000	264,500	210,400
154,000	155,000	123,200	209,000	210,000	167,200	264,500	266,000	211,600
155,000	156,000	124,000	210,000	211,000	168,000	266,000	267,500	212,800
156,000	157,000	124,800	211,000	212,000	168,800	267,500	269,000	214,000
157,000	158,000	125,600	212,000	213,000	169,600	269,000	270,500	215,200
158,000	159,000	126,400	213,000	214,000	170,400	270,500	272,000	216,400
159,000	160,000	127,200	214,000	215,000	171,200	272,000	273,500	217,600
160,000	161,000	128,000	215,000	216,000	172,000	273,500	275,000	218,800
161,000	162,000	128,800	216,000	217,000	172,800	275,000	276,500	220,000
162,000	163,000	129,600	217,000	218,000	173,600	276,500	278,000	221,200
163,000	164,000	130,400	218,000	219,000	174,400	278,000	279,500	222,400

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
除後の給与		の金額	除後の給与		の金額	除後の給与		の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
279,500	281,000	223,600	354,500	356,000	283,600	429,500	431,000	347,287
281,000	282,500	224,800	356,000	357,500	284,800	431,000	432,500	348,675
282,500	284,000	226,000	357,500	359,000	286,000	432,500	434,000	350,062
284,000	285,500	227,200	359,000	360,500	287,200	434,000	435,500	351,450
285,500	287,000	228,400	360,500	362,000	288,400	435,500	437,000	352,837
287,000	288,500	229,600	362,000	363,500	289,600	437,000	438,500	354,225
288,500	290,000	230,800	363,500	365,000	290,800	438,500	440,000	355,612
290,000	291,500	232,000	365,000	366,500	292,000	440,000	441,500	357,000
291,500	293,000	233,200	366,500	368,000	293,200	441,500	443,000	358,387
293,000	294,500	234,400	368,000	369,500	294,400	443,000	444,500	359,775
294,500	296,000	235,600	369,500	371,000	295,600	444,500	446,000	361,162
296,000	297,500	236,800	371,000	372,500	296,800	446,000	447,500	362,550
297,500	299,000	238,000	372,500	374,000	298,000	447,500	449,000	363,937
299,000	300,500	239,200	374,000	375,500	299,200	449,000	450,500	365,325
300,500	302,000	240,400	375,500	377,000	300,400	450,500	452,000	366,712
302,000	303,500	241,600	377,000	378,500	301,600	452,000	453,500	368,100
303,500	305,000	242,800	378,500	380,000	302,800	453,500	455,000	369,487
305,000	306,500	244,000	380,000	381,500	304,000	455,000	456,500	370,875
306,500	308,000	245,200	381,500	383,000	305,200	456,500	458,000	372,262
308,000	309,500	246,400	383,000	384,500	306,400	458,000	459,500	373,650
309,500	311,000	247,600	384,500	386,000	307,600	459,500	461,000	375,037
311,000	312,500	248,800	386,000	387,500	308,800	461,000	462,500	376,425
312,500	314,000	250,000	387,500	389,000	310,000	462,500	464,000	377,812
314,000	315,500	251,200	389,000	390,500	311,200	464,000	465,500	379,200
315,500	317,000	252,400	390,500	392,000	312,400	465,500	467,000	380,587
317,000	318,500	253,600	392,000	393,500	313,600	467,000	468,500	381,975
318,500	320,000	254,800	393,500	395,000	314,800	468,500	470,000	383,362
320,000	321,500	256,000	395,000	396,500	316,000	470,000	471,500	384,750
321,500	323,000	257,200	396,500	398,000	317,200	471,500	473,000	386,137
323,000	324,500	258,400	398,000	399,500	318,400	473,000	474,500	387,525
324,500	326,000	259,600	399,500	401,000	319,600	474,500	476,000	388,912
326,000	327,500	260,800	401,000	402,500	320,925	476,000	477,500	390,300
327,500	329,000	262,000	402,500	404,000	322,312	477,500	479,000	391,687
329,000	330,500	263,200	404,000	405,500	323,700	479,000	480,500	393,075
330,500	332,000	264,400	405,500	407,000	325,087	480,500	482,000	394,462
332,000	333,500	265,600	407,000	408,500	326,475	482,000	483,500	395,850
333,500	335,000	266,800	408,500	410,000	327,862	483,500	485,000	397,237
335,000	336,500	268,000	410,000	411,500	329,250	485,000	486,500	398,625
336,500	338,000	269,200	411,500	413,000	330,637	486,500	488,000	400,012
338,000	339,500	270,400	413,000	414,500	332,025	488,000	489,500	401,400
339,500	341,000	271,600	414,500	416,000	333,412	489,500	491,000	402,787
341,000	342,500	272,800	416,000	417,500	334,800	491,000	492,500	404,175
342,500	344,000	274,000	417,500	419,000	336,187	492,500	494,000	405,562
344,000	345,500	275,200	419,000	420,500	337,575	494,000	496,000	406,950
345,500	347,000	276,400	420,500	422,000	338,962	496,000	498,000	408,337
347,000	348,500	277,600	422,000	423,500	340,350	498,000	500,000	410,725
348,500	350,000	278,800	423,500	425,000	341,737	500,000	502,000	412,112
350,000	351,500	280,000	425,000	426,500	343,125	502,000	504,000	413,500
351,500	353,000	281,200	426,500	428,000	344,512	504,000	506,000	414,887
353,000	354,500	282,400	428,000	429,500	345,900	506,000	508,000	416,275

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控				
		除後の給与			除後の給与			除後の給与				
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	の金額
円		円		円		円		円		円		円
508,000		510,000		419,900	608,000	610,000		512,400	708,000	710,000		604,900
510,000		512,000		421,750	610,000	612,000		514,250	710,000	712,000		606,750
512,000		514,000		423,600	612,000	614,000		516,100	712,000	714,000		608,600
514,000		516,000		425,450	614,000	616,000		517,950	714,000	716,000		610,450
516,000		518,000		427,300	616,000	618,000		519,800	716,000	718,000		612,300
518,000		520,000		429,150	618,000	620,000		521,650	718,000	720,000		614,150
520,000		522,000		431,000	620,000	622,000		523,500	720,000	722,000		616,000
522,000		524,000		432,850	622,000	624,000		525,350	722,000	724,000		617,850
524,000		526,000		434,700	624,000	626,000		527,200	724,000	726,000		619,700
526,000		528,000		436,550	626,000	628,000		529,050	726,000	728,000		621,550
528,000		530,000		438,400	628,000	630,000		530,900	728,000	730,000		623,400
530,000		532,000		440,250	630,000	632,000		532,750	730,000	732,000		625,250
532,000		534,000		442,100	632,000	634,000		534,600	732,000	734,000		627,100
534,000		536,000		443,950	634,000	636,000		536,450	734,000	736,000		628,950
536,000		538,000		445,800	636,000	638,000		538,300	736,000	738,000		630,800
538,000		540,000		447,650	638,000	640,000		540,150	738,000	740,000		632,650
540,000		542,000		449,500	640,000	642,000		542,000	740,000	742,000		634,500
542,000		544,000		451,350	642,000	644,000		543,850	742,000	744,000		636,350
544,000		546,000		453,200	644,000	646,000		545,700	744,000	746,000		638,200
546,000		548,000		455,050	646,000	648,000		547,550	746,000	748,000		640,050
548,000		550,000		456,900	648,000	650,000		549,400	748,000	750,000		641,900
550,000		552,000		458,750	650,000	652,000		551,250	750,000	752,000		643,750
552,000		554,000		460,600	652,000	654,000		553,100	752,000	754,000		645,600
554,000		556,000		462,450	654,000	656,000		554,950	754,000	756,000		647,450
556,000		558,000		464,300	656,000	658,000		556,800	756,000	758,000		649,300
558,000		560,000		466,150	658,000	660,000		558,650	758,000	760,000		651,150
560,000		562,000		468,000	660,000	662,000		560,500	760,000	762,000		653,000
562,000		564,000		469,850	662,000	664,000		562,350	762,000	764,000		654,850
564,000		566,000		471,700	664,000	666,000		564,200	764,000	766,000		656,700
566,000		568,000		473,550	666,000	668,000		566,050	766,000	768,000		658,550
568,000		570,000		475,400	668,000	670,000		567,900	768,000	770,000		660,400
570,000		572,000		477,250	670,000	672,000		569,750	770,000	772,000		662,250
572,000		574,000		479,100	672,000	674,000		571,600	772,000	774,000		664,100
574,000		576,000		480,950	674,000	676,000		573,450	774,000	776,000		665,950
576,000		578,000		482,800	676,000	678,000		575,300	776,000	778,000		667,800
578,000		580,000		484,650	678,000	680,000		577,150	778,000	780,000		669,650
580,000		582,000		486,500	680,000	682,000		579,000	780,000	782,000		671,500
582,000		584,000		488,350	682,000	684,000		580,850	782,000	784,000		673,350
584,000		586,000		490,200	684,000	686,000		582,700	784,000	786,000		675,200
586,000		588,000		492,050	686,000	688,000		584,550	786,000	788,000		677,050
588,000		590,000		493,900	688,000	690,000		586,400	788,000	790,000		678,900
590,000		592,000		495,750	690,000	692,000		588,250	790,000	792,000		680,750
592,000		594,000		497,600	692,000	694,000		590,100	792,000	794,000		682,600
594,000		596,000		499,450	694,000	696,000		591,950	794,000	796,000		684,450
596,000		598,000		501,300	696,000	698,000		593,800	796,000	798,000		686,300
598,000		600,000		503,150	698,000	700,000		595,650	798,000	800,000		688,150
600,000		602,000		505,000	700,000	702,000		597,500	800,000	円以上		給与の金額
602,000		604,000		506,850	702,000	704,000		599,350				から110,000
604,000		606,000		508,700	704,000	706,000		601,200				円を控除し
606,000		608,000		510,550	706,000	708,000		603,050				た金額

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

昭和三十三年三月二十九日

参議院会議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二六〇

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字は衆議院修正)

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業(○)を営むもの(当該社團又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下人格のない社團等という。は、法人とみなして、この法律を適用する。

第二条中「前条の下に「第一項を加え、「同条を「同項」に改める。

第五条第三項中「第一項を「第一項第二項及び第一項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の規定は、人格のない社團等について、これを準用する。
第五条の二中「法人の清算を「法人(前条第一項各号に掲げる法人、人格のない社團等及び外国法人を除く。の清算」に改める。

第五条の三中「第五条第一項各号に掲げる法人」の下に「及び人格のない社團等」を加える。

第六条を次のように改める。

(重要財産の製造等)についての免稅

第六条 重要財産につき命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し又はその設備を増設した法人で第二十五条に規定する青色申告書を提出するものには、命令の定めるところにより、当該事業を開始し又はその設備を増設した事業年度及びそれそれの翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得(これらの事業年度において、当該法人が発明し又は考案した当該重要財産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの譲渡又は提供に因り生ずる所得があるときは、その所得を含む。以下本条において同じ)につき、各事業年度の所得に対する法人税を免除する。ただし、当該事業年度においてその免除されるべき所得の金額の合計額が、当該事業年度終了の日現在において当該重要財産の製造又は採掘の用に供されている固定資産でその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの(当該事業年度終了の日が本条に規定する期間満了の日後であるときは、同日までに当該重要財産の製造又は採掘の用に供されたものに限り)の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額(当該事業年度前の

事業年度において本文の規定により当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得で法人税を免除されたものがあるときは、その免除を受けた所得の金額の合計額を控除した金額)をこえるときは、この限りでない。

前項の重要財産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る財産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていなく、又は必要の見とおしが困難である等のためその製造又は採掘の事業の開始に当り採掘について著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう。

第一項に規定するもののほか、同項の重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得に対する法人税の免除に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七条第四項中「法人が事業年度の中途において解散し又は「事業年度の中途において法人(第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社團等及び外国法人を除く。が解散し又は法人が」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社團等又は外国法人で清算中のものの残余財産が事業年度の中途において確定した場合においては、その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間を一事業年度とみなす。

第七条第一項中「指定した期間」の下に「若しくは第三項に定める期間」を加え、同条第二項中「外国法人」を「人格のない社團等若しくは外国法人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

人格のない社團等で定款、寄附行為、規則又は規約において事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが前項前段の申告をしなかつた場合においては、当該法人の人格のない社團等の事業年度は、同項後段の規定にかかわらず、その年一月一日(年の中途において新たに設立した法人の人格のない社團等にあつては、その新たに設立した日の属する年)に限り、その新たに設立した月)から十二月三十一日までの期間とする。

第九条第二項中「第四十二条」を第二十六条の二第三項又は第三十三条の二第六項の規定により納付する金額のうち第二十六條の四第六項の規定により加算された金額に相当する部分の金額及び第四十二条に改め、同条第六項中「漁業生産組合」の下に「(当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。を加え、「森林組合」を「輸出水産業組合、森林組合(森林法第八十六条第二項に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。に改める。

第九条の三中「法人」の下に「企業組合、同項の規定の適用を受けない漁業生産組合及び森林組合並びに会員組織の取引所」を加える。

第九条の六第一項中「各事業年度において内国法人の下に「(人格のない社團等を除く。以下本条及び第七條第三項第二号において同じ。を加え、「第二項第一号乃至第三号の規定の一」を「第二項各号の一」に改め、同条第五項を次のように改める。

第二項第三号に規定する合併に因り取得する株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合)には、当該法人の設立の時ににおける資本の金額)を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

第九条の七第二項及び第九條の八第二項中「若しくは新たに外国法人となつた法人」を「新たに外国法人となつた法人、新たに収益事業を開始した第五條第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社團等」に、「若しくは新たに外国法人となつた後」を「新たに外国法人となつた後若しくは新たに収益事業を開始した後」に改める。

第十条に次の一項を加える。
前二項の規定は、人格のない社團等が第五條第三項において準用する同条第一項の収益事業以外の事業に属する資産又は事業から生ずる所得について所得税法第十八條の規定により納付した所得税額については、これを適用しない。
第十条の二中「内国法人」の下に「(人格のない社團等を除く。以下第十二條の四において同じ。を加え、同条に次の一項を加える。
前項の規定は、第五條第一項各号に掲げる法人及び人格のない社團等が同項(同条第三項において準用する場合を含む。の収益事業以外の事業に属する資産について収入した金額で第九條の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二六二

該当する金額については、これを適用しない。

第十條の三第一項中「この法律の施行地外にある資産又は事業を有する」を削り、「当該資産又は事業から生じた所得」を「この法律の施行地外にその源泉がある所得」に改め、同条第二項中「前項を」を「法人が前項の規定の適用を受ける場合において、当該法人が納付する同項」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項の規定は、第五條第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団等がこの法律の施行地外にその源泉がある所得で同項（同条第三項）において準用する場合を含む。）の収益事業以外の事業の所得となるべきものについて納付した外国の法人税については、これを適用しない。

第十七條第一項第一号及び第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項第一号中「第六條第一項に規定する重要財産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同条」を「解散の日の翌日から第六條」に、「までの間に生じた所得」を「までの間に同条第二項に規定する重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得のうち同条の規定に準じて命令の定めるところにより計算した所得」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十二條の四第二項の規定により残余財産の価額に算入する金額

第十八條第七項中「及び第五條第一項各号に掲げる法人」を「又は第九條第一項各号に掲げる法人若しくは

は人格のない社団等」に改め、「第五條第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九條第九項及び第二十條第四項中「第五條第一項各号」を「第五條第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等」に改める。

第二十二條の二第一項中「その合併法人」を「第五條第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人」に、「第七條第四項」を「第七條第五項」に改める。

第二十五條第三項中「又は外国法人の新たに外国法人となつた後」を「外国法人の新たに外国法人となつた後又は第五條第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した後に、「開始の日」から三箇月」を「開始の日、外国法人となつた日又は新たに収益事業を開始した日から三箇月」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人は、青色申告書による申告をやめようとするときは、命令の定めるところにより、政府にその旨を届け出なければならない。

第二十五條の二第一項中「その全員の」の下に「とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。以下第二十六條の三第二項及び第三十九條において同じ。」を加える。

第二十六條の四第一項本文中「申告書の提出と同時に」を「申告書の提出と同時に（政府において特別の事情があることを認める場合においては、第二十三條の規定による申告書で第十

八條第八項又は第二十一條第四項の規定により記載すべき事項を記載したものの提出と同時に、又は解散、合併に因る消滅その他これらに準ずる事由が生じた法人の当該事由の生じた日前一年以内を終了した事業年度及びその日を含む事業年度については、その日から一年以内に」に改め、同条第六項中「請求と同時に提出された申告書の提出期限を」を「請求がなされた日（その日が当該請求の基礎となつた欠損金額が生じた事業年度の第十

八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）に改める。

第二十六條の七第一項及び第二項並びに第二十六條の九第四項前段中「施行地外にある資産又は事業の所得」を「施行地外にその源泉がある所得」に改める。

第三十一條の二第一項中「第二十三條」を「これらの申告書の提出期限から三年以内に提出された第二十三條に、「事業年度分の課税標準」を「課税標準」に改め、「第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に」を削り、「更正又は決定は」の下に「第七章の規定による再調査の請求若しくは審査の請求又は訴訟の提起があつた場合において、その決定又は判決に因る原処分の変更に伴い、当該決定又は判決の対象となつた事業年度の所得又は清算所得に係る課税標準

若しくは法人税額又は欠損金額について前三條の規定による更正又は決定が必要となるべきものを除くほか」を加え、「当該法人税又は当該金額」を「当該申告に係る課税標準、法人税額又は当該還付の請求の基礎となつた欠損金額」に改める。

第三十一條の四第一項中「第二十五條第七項」を「第二十五條第八項」に改める。

第三十四條第三項中「重加算税額については」の下に「国税徴収法第四條ノ一各号の一の事由がある場合において同法の規定による督促又は差押を行うときを除くほか」を加え、「国税徴収法」を「同法」に改め、同条第四項中「第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項」を「又は第二十五條第九項」に改める。

第三十五條第一項中「該当する法人又は同条第七項」を「該当する法人、第四十六條の三第四項の規定による通知を受けた法人又は前条第七項に、「又は同条第七項の規定による決定」を「第四十六條の三第四項の規定による通知に係る事項又は前条第七項の規定による決定」に、「同条第一項若しくは第四項に規定する通知又は同条第七項の規定による通知」を「これらの通知」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

第四十六條の三第四項の規定による通知に係る事項に対する審査の請求について第五項第三号の規定による取消の決定があつた場合においても、当該取消の決定は、その審査の請求の目的となつた処分の日以後当該決定がなされた日までの間に当該取消の対象となつた納税地においてなされた法人の申告、申請、請求、届出及び税金の納付並びに政府の処分（当該取消の決定の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第三十九條中「二百万円」を「千万円」に、「四百万円」を「二千万円」に改める。

第四十二條第二項中「提出した場合においては」の下に「詐欺その他不正の行為により法人税を免かれ又は第二十六條の四第四項の規定による金額の還付を受けた法人が政府の調査に因り第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか」を加える。

第四十六條の四第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

新たに人格のない社団等となつたものは、その人格のない社団等となつた日から二箇月以内に、第五條第三項において準用する同条第一項の収益事業を開始した日、名称、事業目的、その収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。

第四十六條の五の次に次の一条を加える。

（本店移転等の届出）

第四十六條の六 法人（第四條に掲げる法人及び他の法令の規定により法人税を課せられない法人を除く。以下本条において同じ。）が本

となつた納税地においてなされた法人の申告、申請、請求、届出及び税金の納付並びに政府の処分（当該取消の決定の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第三十九條中「二百万円」を「千万円」に、「四百万円」を「二千万円」に改める。

第四十二條第二項中「提出した場合においては」の下に「詐欺その他不正の行為により法人税を免かれ又は第二十六條の四第四項の規定による金額の還付を受けた法人が政府の調査に因り第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか」を加える。

第四十六條の四第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

店又は主たる事務所をその所在地の所轄税務署の管轄区域外に移転したときは、遅滞なく、移転前の所在地を管轄する税務署長及び移転後の所在地を管轄する税務署長に對し、移転前の所在地及び移転後の所在地を届け出なければならぬ。

法人が事業年度を変更したときは、遅滞なく、その変更前の事業年度及び変更後の事業年度を政府に届け出なければならぬ。

第四十八条第一項中「法人の代表者」の下に「人格のない社団等の管理人を含む。以下同じ。」を加える。

第五十一条に次の一項を加える。

人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人税（清算所得に對する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の

同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合（新法第十九条第六項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に對する税額（旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。）は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を営むもの並びに新法第九条の三に規定する漁業生産組合及び森林組合については、新法の規定は、これらの社団若しくは財団又は法人の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人税について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人税については、なお従前の例による。

6 輸出産業組合の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度分の法人税について附則第三項の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の法人税については、新法第十八条の規定を適用せず、新法第二十一条の規定を適用する。

7 新法第五条の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第五条第一項各号に掲げる法人及び新法第二条に規定する外国法人の清算中に終了する事業年度分の法人税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

8 新法第六条及び第十七条第三項第一号の規定は、この法律の施行後に新法第六条第二項に規定する重要財産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又は同項に規定する重要財産の製造若しくは採掘の設備を増設した法人の当該製造若しくは採掘の事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得（同条第一項の規定により当該所得に含むものとされる所得を含む。）について適用する。

9 この法律の施行の際新法第六条第二項に規定する重要財産の製造又は採掘を行つてゐる法人がこの法律の施行後同条第一項に規定する期間内にその設備を増設した場合においては、当該法人に對する同条の規定の適用については、同項ただし書中「固定資産」とあるのは、「固定資産（昭和三十三年四月一日以後にその用に供されたものに限る。）とする。

10 この法律の施行前に旧法第六条第一項に規定する重要財産の製造、採掘若しくは採取の事業を開始した法人又はその製造、採掘若しくは採取の設備を増設した法人のその製造、採掘又は採取の業務から生ずる所得に對する同項の規定による法人税の免除期間がこの法律の施行後にわたる場合においては、その残存期間内に当該業務から生じたこれらの法人の各事業年度の所得又は清算所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものに對する法人税については、なお従前の例による。この場合において、当該残存期間内に当該法人が発明し、又は考案した当該重要財産（新法第六条第二項に規定する重要財産に該當するものに限る。）の製造技術

に關する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供により生ずる所得があるときは、その所得は、当該業務から生じた所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものとみなす。

11 昭和三十三年四月一日以後に旧法第六条第一項の重要財産として指定されたもので新法第六条第二項に規定する重要財産とならなかつたもののうち政令で指定するものの製造、採掘若しくは採取の業務の開始又はその設備の増設のための工事を昭和三十三年一月一日において行つた法人で、この法律の施行の日までにその業務を開始し、又はその設備を増設することができなかつたものが、この法律の施行後一年以内にその業務を開始し、又はその設備を増設した場合においては、当該業務から生じた所得又はその増設した設備から生ずる所得については、旧法第六条及び第十七条第三項第一号の規定は、なおその効力を有する。

12 新法第三十一条の二の規定は、この法律の施行の際旧法第三十一条の二の規定により更正又は決定をすることができないこととなつてゐる事業年度分の法人税及び清算所得に對する法人税を除くほか、この法律の施行後に更正又は決定をする場合について適用する。

13 新法第三十四条第三項（新法第三十五条第二項において準用する

場合を含む。この規定は、この法律の施行の際これらの規定に該當する再調査又は審査の請求をしてい

の他これに準ずる期間を定めて納税地の所轄税務署長に申告しなればならない。その申告をしなかつた法人でない社団又は財団については、同条第三項の規定を適用する。

14 新法第四十二條第二項の規定は、この法律の施行後に新法第二十四條の規定による修正申告書の提出により納付すべき法人税額に係る利子税額について適用し、この法律の施行前に旧法第二十四條の規定による修正申告書の提出により納付すべき法人税額に係る利子税額については、なお従前の例による。

18 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の規定の適用を受けるものは、この法律の施行後新法第十八條の規定により最初に申告書を提出すべき期限までに、新法第九條の七第二項又は第九條の八第二項の規定に準じ、新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項に規定する方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。その届出をしなかつた法人でない社団又は財団については、新法第九條の七第二項後段又は第九條の八第二項後段の規定を適用する。

15 新法第二十五條第七項、第二十六條の四第一項、第三十四條第四項、第三十五條第一項及び第七項、第三十九條並びに第四十六條の六の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に該當する事実が生じた場合について適用し、この法律の施行の際旧法第四十六條の三第四項の規定による通知に係る事項について旧法第三十四條第四項の規定により再調査の請求をしているものについては、なお従前の例による。

21 証券投資信託（元本の追加信託をすることができ、証券投資信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託の一部の解約により分配されるものを除く。）で、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、新法第九條の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合において新法第九條第一項の所得の計算上益金に算入しないこととなる金額の三分の二に相當する金額に限り、当該所得の計算上益金に算入しない。

16 新法第九章の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

22 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

17 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第七條第二項の規定の適用を受けるものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、事業年度を計算して四月以内に、事業年度を

19 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で昭和三十三年四月一日から同年七月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人税について新法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出しようとするものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、同条第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第一條第二項の規定により法人とみなされるものは、この法律の施行

の日から起算して四月以内に、その設立の日、名称、事業目的、収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人でない社団又は財団は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

23 法人でない社団又は財団に属する財産でこの法律の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものにつき改正後の国税徴収法の規定の適用がある場合においては、同法第三條の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、当該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権をもつて担保される債権に對しては、国税は、先取しないものとする。

24 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

16 新法第九章の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第一條第二項の規定により法人とみなされるものは、この法律の施行

の日から起算して四月以内に、その設立の日、名称、事業目的、収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人でない社団又は財団は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

於テハ当該法人ハ第四條ノ三ノ適用アル場合ヲ除クノ外社団等ニ課セラルベキ又ハ社団等ノ納付スベキ国税並社団等ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

ハ分配ヲ受ケタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ当該法人又ハ分配ヲ受ケタル者ヲシテ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ヲ納付セシム

律第二十八号) 第九条第六項の規定の適用を受けるものに限る。)が配当したに改める。

25 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

租税特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

租税特別措置法案

租税特別措置法

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の全部を改正する。
目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条)

第二節 不動産所得及び事業所得(第十条―第十八条)

第三節 減価償却の特例(第十九条―第二十条)

第四節 準備金(第二十一条・第二十三条)

第五節 輸出所得の課税の特例(第二十一条―第二十三条)

第六節 相続税法及び財産税法の特例(第二十一条―第二十三条)

第七節 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

第八節 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

第九節 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

第十節 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

第十一節 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

第四章 農業所得の免税(第二十四条・第二十五条)

第五章 登録税法の特例(第七十二条―第八十四条)

第六章 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)

第七章 物品税法の特例(第八十八条―第九十条)

第八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十二章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十三章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十四章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十五章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十六章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十七章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十二章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十三章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十四章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十五章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十六章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十七章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十二章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十三章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十四章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十五章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十六章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十七章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第四十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第五章 登録税法の特例(第七十二条―第八十四条)

第六章 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)

第七章 物品税法の特例(第八十八条―第九十条)

第八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十二章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十三章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十四章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十五章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十六章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十七章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第十九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十二章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十三章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十四章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十五章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十六章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十七章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第二十九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十二章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十三章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十四章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十五章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十六章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十七章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十八章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第三十九章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第四十章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

第四十一章 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第九十一条―第九十二条)

(用語の意義)

第二章 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第一条第一項又は第二条に規定する居住者又は非居住者をいう。

二 合同運用信託、貸付信託又は証券投資信託 それぞれ所得税法第七条に規定する合同運用信託、貸付信託又は証券投資信託をいう。

三 総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は譲渡所得 それぞれ所得税法第九条第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は譲渡所得をいう。

四 確定申告書 所得税法第二十六条第一項に規定する確定申告書をいう。

五 損失申告書 所得税法第二十六条の二第一項に規定する損失申告書をいう。

六 確定申告書等 所得税法第二十二條の二第五項に規定する予定納税額減額申請書、同法第二十五條第二項に規定する予定納税額更正請求書、同法第二十三条第一項若しくは第二項の規定による七月予定申告書若しくは十一月予定申告書、第四号に規定する確定申告書又は前号に規定する損失申告書をいう。

七 青色申告書 所得税法第二十六条の三第一項に規定する青色申告書をいう。

八 修正申告書 所得税法第二十七条第一項に規定する修正確定申告書及び修正損失申告書をいう。

九 更正の請求 所得税法第二十七条第六項の規定による更正の請求をいう。

一 事業年度 法人税法第七条に定める事業年度をいう。

二 資本積立金額 法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額をいう。

三 積立金額等 法人税法第十六条に規定する積立金額をいう。

四 確定申告書等 法人税法第十八條から第二十一条までの規定による申告書又は同法第二十三条の規定による申告書で同法第十八條から第二十一条までに規定する事項を記載したものをいう。

五 青色申告書 法人税法第二十五条に規定する青色申告書をいう。

六 再評価積立金額 資産再評価法第百二條の規定による再評価積立金の額をいう。

七 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 酒類 酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。

二 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

三 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

四 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

五 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

六 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

七 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

八 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

九 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十一 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十二 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十三 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十四 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十五 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十六 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十七 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十八 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

十九 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

二十 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

二十一 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

二十二 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

二十三 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。

三 揮発油 揮発油税法第二条第

一項に規定する揮発油をいう。

四 保稅地域 関稅法(昭和二十

九年法律第六十一号)第二十九

条に規定する保稅地域をいう。

第二章 所得稅法の特例

第一節 利子所得及び配当

(利子所得の分離課稅及び稅率の

輕減)

第三條 居住者又は所得稅法の施行

地に事業を有する非居住者が昭和

三十二年四月一日から昭和三十四

年三月三十一日までの間に支払を

受けるべき利子所得については、

同法第九條第一項及び第十三條の

規定にかかわらず、他の所得と区

分し、その支払を受けるべき利子

所得の金額に対し、百分の十の稅

率を適用して所得稅を課する。

2 所得稅法の施行地に事業を有し

ない非居住者又は法人(法人でな

い社団又は財團で代表者又は管理

人の定のあるものをいふ。以下この

章において同じ。)が昭和三十三年

四月一日から昭和三十四年三月

三十一日までの間に支払を受ける

べき利子所得に対する所得稅法第

七條又は第十八條第一項若しくは

第二項の規定の適用については、

これらの規定に規定する百分の二

十の稅率は、百分の十の稅率とす

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

る。

4 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその

支払をする者については、所得稅

法第五十九條及び第六十一條中利

子所得に係る部分の規定は、適用

しない。

る。

る。

る。

る金融機関(以下この条において「金融機関」という。)が支払を受ける公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益で次に掲げるものについては、同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条の規定は、適用しない。

一 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第二条第二項又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第三条の規定により登録した公債又は社債の利子(信託業務を兼営する銀行の登録した公債又は社債の利子で政令で定めるものを除く。)でその登録した期間内に生じたもの

二 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)第九条第一項又は普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を兼営する銀行の供託した公債又は社債の利子でその供託した期間内に生じたもの

三 金融機関に対する預金の利子
四 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受託者とする合同運用信託の利益でその委託した期間(貸付信託の利益については、当該貸付信託の受益証券が引き継ぎ記名式であった期間)内に生じたもの

2 金融機関は、前項第一号、第二号又は第四号に規定する利子又は利益の支払を受ける際、大蔵省令で定めるところにより、その利子

又は利益のうち項同の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、利子又は利益の支払の取扱者を經由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項第一号、第二号又は第四号に規定する登録した期間、供託した期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に必要事項は、大蔵省令で定める。

(配当所得の源泉徴収税率の軽減)
第九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得に

対する所得税法第十七条、第十八条第一項若しくは第二項、第三十七条及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 減価償却の特例
(重要機械等の三年間五割増償却)

第十条 青色申告書を提出する個人が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備及び船舶(以下この条において「重要機械等」という。)につき政令で定める期間内に、重要機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は重要機械等を製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合に、当該個人の不動産所得又は事業所得の

計算上、その用に供した日以後三年間に係る当該重要機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該重要機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの書類に重要機械等の減価償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

(合理化機械等の初年度二分の一償却)

第十一条 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営むものが、当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備(以下この条において「合理化機械等」という。)につき政令で定める期間内に、合理化機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該個人の当該事業の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械

等の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその取得価額の二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該合理化機械等を事業の用に供した年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械等により必要な経費に算入する金額とすべき金額(その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ

3 前条第一項の規定は、合理化機械等については適用しない。
4 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

(試験研究用機械設備等の特別償却)
第十二条 企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行う個人で事業を営むものが、同法第四条第一項の規定による承認を受けた場

合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究(当該個人の営む当該事業と関連のある試験研究に限る。)の用に供したときは、その用に供した日以後三年以内の日を含む各年の事業所得の計算上、当該機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、その用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、当該機械設備等を取得し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第十条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。

(新築貸家住宅の割増償却)

第十三条 個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した貸家住宅で政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用(その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項において同じ。)に供した場合に、当該個人の不動産所得又は事業所得の計算上、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当

該貸家住宅の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該貸家住宅について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百（当該貸家住宅についてその新築の時に於いて所得税法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百）に相当する金額とする。

2 第十條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（満期保険に附した漁船の特別償却）

第十四條 個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、その有する総トン数百トン未満の漁船につき漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三條に規定する満期保険の保険料を支払つた場合には、当該各年の事業所得の計算上、当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払つた当該保険料のうち漁船損害補償法第三條の十一に規定する積立保険料に相当する額とする。ただし、当該漁船の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（探鉱用機械設備等の特別償却）

第十五條 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間（以下この条において「指定期間」という。）に、政令で定める探鉱用機械設備を取得し、又は製作して、これを所得税法の施行地にある鉱床でまだ探鉱に着手していないもの（以下この条及び第四十八條において「新鉱床」という。）の探鉱の用に供した場合においては、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該探鉱用機械設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する個人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額（その年十二月三十一日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により探掘可能な鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く。）又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合には、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費

として計算した金額は、当該個人のその支出の日を含む年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

3 青色申告書を提出する個人で金属鉱業（硫黄鉱業を含む。）のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「金属鉱業等」という。）を営むものが、指定期間内の日の属する各年分において第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床（金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額（以下次項において「探鉱費総額」という。）でその年の指定期間内の支出に係るものが基準年分の探鉱費額に当該年の指定期間の月数を乗じ十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該個人の指定期間内の各年の金属鉱業等に係る探鉱の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該探鉱費総額について同項の規定により計算した減価償却費の金額とこの金額との合計額（当該合計額が昭和三十一年十二月三十一日における金属鉱業等に係る探鉱の帳簿価額の合計額に当該年の指定期間の月数を乗じてこれを政令で定める数で除して計算した金額をこえるときは、当該金額）とする。

4 前項に規定する基準年分の探鉱費額とは、同項に規定する個人が昭和三十一年以前三年間において

支出した探鉱費総額の合計額を三十六（当該期間内に金属鉱業等を開始した場合に、その開始した日から同年十二月までの月数）で除して計算した金額に十二を乗じて計算した金額をいう。

5 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたとときは、これを切り捨てる。

6 第四項に規定するもののほか、同項の基準年分の探鉱費額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第十一條第二項の規定は、第一項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「二分の一」とあるのは、「百分の九十」と読み替へるものとする。

8 第十條第二項の規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

（鉱業用坑道等の特別償却）

第十六條 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に探掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に対処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合においては、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その用に供した日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 坑内において掘さくされる坑道

二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置

三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品

2 前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該個人の事業の用に供した場合においては、その用に供した日の属する年以後の各年（当該通気坑道又は排水坑道について第十條第一項又は第十一條第一項の規定の適用を受ける年を除く。）における事業所得の計算上、当該通気坑道又は排水坑道の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、政令で定める年数とその耐用年数として定額法により計算した額（その年において第十一條第二項の規定により通常の減価償却費に加算して必要な経費に算入することができる金額があるときは、当該金額を加算した金額）とすることができる。

3 第十條第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（海外支店用設備等の特別償却）

第十七條 青色申告書を提出する個人で貿易業その他政令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和三十一年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日

までの間に、所得税法の施行地外に事業所を設け、機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で政令で定めるもの（以下この条において「海外支店用設備」という。）を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における事業所得の計算上、当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下とし、当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該海外支店用設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合に、当該個人の事業所得の計算上、その用に供した日以後五年間に係る当該建物及び構築物の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

3 第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は

家屋を賃借するため権利金を支出した場合に、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

4 第十一条第二項の規定は、海外支店用設備の減価償却費の額を計算する場合について準用する。

5 第十条第二項の規定は、前四項の規定を適用する場合について準用する。

（重油ボイラーの改造費の特別償却）

第十八条 青色申告書を提出する個人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律（昭和三十三年法律第五十七号）第四条の規定による指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日まで、同法第二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合には、その改造のために支出した金額のうち当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二款 準備金

（価格変動準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）

第十九条 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十条の二第一項に規定するたな卸をすべき資産（以下この条において

「たな卸資産」という。）の価格の低落による損失に備えるため、その有するたな卸資産の評価方法の区分に従い、次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額（当該合計額がその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をこえるときは、当該金額。以下この条において「繰入限度額」という。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額は、当該個人の当該繰入をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 繰入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産について、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちのいずれか少ない金額の百分の九十二に相当する金額を控除した金額

2 前項第一号又は第二号に掲げる金額は、当該たな卸資産を政令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料、補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるとする。

3 第一項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の額は、その翌年の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書又は損失申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの申告書にその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限って、適用する。

（輸出損失準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）

第二十条 青色申告書を提出する個人が貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の政令で定める事由による損失に備えるため、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年において、その年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額がその年の末日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額。以下次項において「輸出契約高の合計額」という。）の千分の五に相当する金額（その金額が貿易業に係るその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算し

た金額の百分の三十五に相当する金額をこえるときは、当該金額）以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額は、当該繰入をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 前項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額（その日まで次項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額又は前年十二月三十一日までこの項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額を控除した金額）が、その年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

3 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失をうめる目的以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、その提出をやめ、若しくは死亡した場合には、政令で定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

4 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件 二七〇

十四年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに前二項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三款 輸出所得の課税の特例

(輸出所得の特別控除)

第二十一条 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までとの間における次に掲げる取引については、その年中の当該取引による収入金額の百分の三(第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする)に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 他から購入した物品の輸出(対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものを除く。以下第二十三条までにおいて同じ。)

二 自己の製造した設備等(第十五条第二項に規定する設備等をいう。以下この条及び第二十三条において同じ。)の輸出

三 自己の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者への販売(当該輸出を行う者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下第二十三条までにおいて同じ。)

四 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品(設備等を除く。)の輸出

五 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売

六 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下この条及び第二十三条において同じ。)の委託を受けた輸出業者の輸出のために物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売

七 陶磁器の輸出のためにする上給付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売

八 製糸業者、紡績業者又は織業者(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条及び第二十三条において同じ。)の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行つた輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

九 第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行つた当該加工に係る物品の採集加工

十 外国航路において行つた輸出貨物の運送

十一 対外支払手段(第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。)を対価として行つた運送(前号に掲げる運送を除く。)、修理、加工、建設請負又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくはこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。若しくは著作権(映画フィルムの上映権を含む。))の譲渡若しくは提供

2 次の各号に規定する取引が行われた場合には、前項の規定により必要な経費に算入する金額の計算の基礎となる当該取引による収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額によるものとする。

一 輸出業者が前項第二号又は第四号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品について、当該加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上給付を行う者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入したものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織業者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品について、当該加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

3 第一項の規定により必要な経費に算入する金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号、第四号、第十号又は第十一号に掲げる取引

引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地上に給付をしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織業者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品について、当該加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 前項第六号に規定する加工を行う者が当該加工を行つた場合において、当該取引に係る物品について、当該加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

による収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供が対外支払手段を対価としてされたものであることについて、また、所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当する場合における当該年分に係る第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引による収入金額は、これらの号に規定する物品が輸出されたことについて、それぞれ大蔵省令で定めるところにより証明されたものによる収入金額に限るものとする。

4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該申告書に当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

(輸出の証明がされない場合の総収入金額算入)

第二十二条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引

第二十二条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引

第二十二条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引

第二十二条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引

に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該翌年の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

2 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に必要経費に算入した金額がある個人が所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合において、これらの号に掲げる物品のうちこれらに規定する取引の行われた日から同条第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限までに当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該申告書に係る年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

(輸出取引となつた場合の特別控除)

第二十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までとの間に次に掲げる取引（輸出のための販売又は加工を除く。）を行つた場合において、当該取引について当該取引が行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして同項の

規定を適用する。この場合において当該証明が当該取引が行われた日の属する年分に係る確定申告書又は損失申告書の提出後にされたときは、所得税法第二十七条第六項の規定にかかわらず、その証明のされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの申告書の提出期限までに、更正の請求をすることができる。

一 自己の製造した設備等若しくは第二十一条第一項第四号に規定する物品のその輸出を行う者又は輸出業者への販売

二 輸出業者の委託を受けてする物品の加工

三 陶磁器の上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売

四 製糸業者、紡績業者又は織物業者の委託を受けてする繊維製品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

五 輸出業者の委託を受けて物品の加工を行う者の委託を受けてする当該加工に係る物品についての捺染加工

2 前項に規定する取引が行われた日の属する年又はその翌年において所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当する場合における前項の規定による証明又は更正の請求の期限は、政令で定めるところによる。

3 第二十一条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は第二

十三条第一項の規定による請求書」と読み替へるものとする。

第四款 農業所得の免税

(開墾地等の農業所得及び採掘所得の免税)

第二十四条 個人が、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地にある土地を開墾し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに当該個人（その相続人を含む。）の耕作又は採掘（塩専売法（昭和二十四年法律第十二号）第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ。）の用に供したときは、その者には、その耕作又は採掘の用に供した日の属する年及びその翌年から五年間は、当該土地における米、麦その他の政令で定める農産物の栽培又は採掘から生ずる所得に対する所得税を免除する。

2 前項の規定は、確定申告書等による同項の規定の適用を受けようとする旨及び当該所得の明細に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

(土地改良事業施行地の後作所得の免税)

第二十五条 個人が、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基く土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む。）が昭和三十三年十二月三十一日までに水稻の後作として又は菜種の植付をした場合には、その者には、当該土地において当該土地改良事業の実施前三年

間水稻の後作として又は菜種の植付がされてゐた場合で政令で定める場合に該当するときは、当該植付をした日の属する年及びその翌年から三年間は、当該土地における当該菜種又は菜種の植付により生じた所得に対する所得税を免除する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五款 その他の特例

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

第二十六条 医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、次の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合には、その年分の事業所得の計算上、当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）（防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、公共企業体

職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の規定に基く療養の給付（健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。）、助産の給付、更生医療の給付、育成医療の給付又は医療の給付

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定に基く医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産

三 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百三十三号）又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定に基く医療

2 前項の規定は、確定申告書等による同項の規定により所得の金額を計算した旨の記載がない場合には、適用しない。

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二七二

(社会保険診療報酬の源泉徴収税率の軽減)

第二十七条 前条第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき支払を受けるべき金額に対する所得税法第四十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する百分の十の税率は、百分の五の税率とする。

(重要外国技術の使用料についての税率の軽減)

第二十八条 非居住者又は所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が、重要外国技術を提供することにより支払を受ける使用料に対する同法第十七条、第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、大蔵省令で定めるところにより、その所得の支払をする者の備え付ける帳簿にその氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、同項に規定する重要外国技術の使用契約に関する事項その他必要な事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間に限り、適用する。

3 第一項に規定する重要外国技術とは、同項に規定する者の有する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)のうち日本経済の健全な発展のため

に外国技術の導入を緊急に必要とする事業として政令で定めるものの用に直接供するもので所得税法の施行地外で取得したものを用い。

第三節 給与所得

(国内に住所のない特定居住者の給与所得の収入金額の特例)

第二十九条 所得税法の施行地に住所を有しない居住者のうち次の各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年における同法の施行地における勤務により支払を受ける当該各号に掲げる給与所得については、同法の施行地における支払による収入金額を当該給与所得に係る収入金額として、同法の規定を適用する。

一 日本経済の健全な発展に資するものとして大蔵大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が、当該法人その他の団体の専ら支払を受ける給与所得

二 学術の研究、教育の普及その他公益を目的とする事業を行ふ法人その他の団体の国際文化の交流に資するものとして大蔵大臣の指定するものに勤務する者が、当該法人その他の団体の専ら支払を受ける給与所得

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学又は高等学校(学校教育法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科又は専門学校を含む。)の教員が、これらの学校の教員として支払を受ける給与所得

四 牧師その他宗教の布教に従事する者が、その所属する宗教上の組織から支払を受ける給与所得

2 前項に規定する各年において同項各号に規定する者が所得税法の施行地外から送金を受領した場合に、その受領した金額のうち同項各号に掲げる給与所得の収入金額で同法の施行地外において支払われた金額に達するまでの金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払による収入金額とみなす。この場合において、同法第二条第二項の規定との調整に必要なる事項は、政令で定める。

3 第一項各号に規定する者の生活に通常必要な金額として大蔵大臣の定める金額が所得税法の施行地における支払による同項各号に掲げる給与所得の収入金額(前項の規定により所得税法の施行地における支払による収入金額とみなされる金額を含む)とし、その者が総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算の基礎となる同法第九条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第十号までの所得を有するときは、これらの号に規定する所得の金額を、その者が第一項各号に掲げる給与所得以外の給与所得を有するときは、当該給与所得の収入金額を、それぞれ加算した金額とする。)をこえる場合には、そのこえる金額のうち同法の施行地外で支払われた同項各号に掲げる給与所得の収

入金額(前項の規定により所得税法の施行地における支払による収入金額とみなされた金額があるときは、当該金額に相当する金額を控除した金額)は、第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払による収入金額とみなす。

4 第一項各号に規定する者の昭和三十三年から昭和三十五年までの各年の所得税法の施行地における支払による同項各号に掲げる給与所得の収入金額(前二項の規定により所得税法の施行地における支払による収入金額とみなされる金額を含む)がその年中の当該各号に掲げる給与所得の収入金額の百分の六十(昭和三十三年にあつては百分の七十、昭和三十四年にあつては百分の八十、昭和三十五年にあつては百分の九十)に相当する金額に満たない場合には、その満たない金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、当該各年における同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払による収入金額とみなす。

5 第一項各号に規定する者の同項に規定する各年における所得税法第二十六条第一項ただし書(所得税法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものとされる場合を含む。)の規定は、適用しない。

第四節 山林所得及び譲渡

第一款 山林所得の概算経費控除

第三十条 個人が、昭和二十一年三月三日から引き続き所有していた山林を伐採し、又は譲渡した場合において、当該伐採又は譲渡による山林所得の計算上、総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額は、所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十條の四第一項の規定にかかわらず、当該伐採又は譲渡による収入金額(当該伐採又は譲渡に關し、伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める経費を要したときは、当該経費の金額を控除した金額)に第五項の規定により定められた割合を乗じて算出した金額(その控除した金額があるときは、当該金額を加算した金額)とすることができる。

2 前項の規定の適用については、相続、包括遺贈又は被相続人からの遺贈により取得した山林は、相続人又は包括受遺者が引き続き所有していたものとみなす。ただし、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈(包括遺贈を除く。)により取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十

一日までの間に包括遺贈により取得した山林については、この限りでない。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受ける旨の記載がない場合には、適用しない。

4 資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた山林については、適用しない。

5 第一項の規定により同項に規定する伐採又は譲渡による収入金額に乘すべき割合は、山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡により通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて、大蔵省令で定める。

第二款 取用等の場合の譲渡所得等の課税の特例

(取用等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価額の特例)

第三十一条 資産再評価法第三条に規定する基準日において個人の有する資産(所得税法第十条の二第二項に規定するたな卸をすべき資産を除く。以下この条において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に該当することとなつた場合には、当該資産のうち同法第八条第二項又は第九条に規定する資産以外のものがあるときは、これらの規定に規定する資産の譲渡があつたものとみなしてこれらの規定を適用し、これらの資産についてこれらの規定により行われたものとみなされる再評価の再評価額は、当該各号に規定する補償金又は対価の額(第一号又は第二号に掲げる場合において当該資産が所得税法第十条の五に規定する資産であるときは、資産再評価法第四十二条第三項本文に規定する減価の価額を加算した金額)とする。

一 資産が土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、河川法(明治二十九年法律第七十一号)、都市計画法(大正八年法律第三十六号)、不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)、土地改良法、道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他政令で定めるその他の法令(以下第三十三条までに於いて「土地取用法等」という。)の規定に基いて取用され、補償金を取得する場合

二 資産について買取の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基いて取用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき

三 土地、土地の上に存する権利その他の資産が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定に基いて買取され、対価を取得する場合

四 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)第四十条第一号又は第二号に掲げる森林等が同条の規定に基いて買い入れられ、又は同法第六条の規定に基いて買取られ、対価又は補償金を取得する場合

五 資産が土地取用法等の規定により取用された場合(第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む)において、当該資産に關して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき

2 前項第一号、第四号又は第五号に規定する補償金の額は、名義がいずれであるかを問はず、資産の取用、買入、買取又は消滅の対価たる金額をいうものとし、取用、買入、買取又は消滅に際して交付を受ける移転料その他当該資産の取用、買入、買取又は消滅の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける資産の再評価に係る資産再評価法第四十七条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。

(換地処分等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価額の特例)

第三十二条 資産再評価法第三条に規定する基準日において個人が有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する取用、買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等のうちこれらの号に規定する補償金又は清算金の額に對する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、その譲渡があつたものとみなされた部分の土地、土地の上

に存する権利、立木又は森林等について前条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「補償金又は対価」とあるのは、「補償金、対価又は清算金」とする。

一 土地、土地の上に存する権利又は立木につき土地取用法等の規定による取用があつた場合(前条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む)において、土地、土地の上に存する権利又は立木とともに補償金又は対価を取得するとき

二 土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換により清算金を取得するとき

三 保安林整備臨時措置法第四十条第一号又は第二号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合において、当該交換により清算金を取得するとき

(取用等に伴い土地等を取得した場合の譲渡所得等の非課税)

第三十三条 個人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該各号に規定する土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等とともに補償金、対価又は清算金を取得する場合を含む)には、政令で定めるところにより、当該各号に規定する取用、買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等は、所得税法第九条第一項及び資産再評価法第九条の規定の適用については、当該補償金、対価又は清算金の額に對する部分を除くほか、譲渡がなかつたものとみなす。

一 土地、土地の上に存する権利若しくは立木につき土地取用法等による取用があつた場合(第三十一条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む)又は土地区画整理法による土地区画整理事業若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該取用、買取、土地区画整理事業又は土地改良事業に係る土地、土地の上に存する権利又は立木に換えて他の土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するとき

二 保安林整備臨時措置法第四十条各号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合において、当該森林等に換えて他の森林等を取得するとき

(取用等により譲渡した財産に換えて取得した財産の取得価額等)

第三十四条 前条の規定の適用を受けた個人が、同条に規定する取用、買取、換地処分若しくは交換により取得した財産を譲渡し、若しくは遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)若しくは贈与の目的とした場合において、山林所得若しくは譲渡所得を

計算するとき、又は当該財産について資産再評価法第九条の規定により再評価を行うときは、政令で定めるところにより、当該取得、買取、換地処分又は交換により譲渡した財産のうち前条の規定により譲渡がなかつたものとみなされ大部分の取得の時期及び取得価額を、当該譲渡し、又は遺贈若しくは贈与の目的とした財産の取得の時期及び取得価額とみなす。

第三款 居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例

(居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の金額の計算)

第三十五条 個人が、居住用財産、耕作用地又は採掘用地を譲渡し、当該譲渡の日前一年の期間又は当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供するこれらの財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、当該取得の日から一年以内にこれらの用に供した場合(当該期間内にその者のこれらの用に供さなかつた場合を除く)又は供する見込である場合には、政令で定めるところにより、その譲渡したこれらの財産の譲渡による譲渡所得の金額は、次の各号に規定する場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 当該譲渡に係る財産の譲渡による収入金額が当該取得に係る財産の取得価額をこえる場合には、当該譲渡に係る財産のうちそのこえる金額に相当する部分

の譲渡があつたものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 当該譲渡に係る財産の譲渡による収入金額が当該取得に係る財産の取得価額に等しい場合又はその取得価額に満たない場合には、ないものとする。

2 前項の規定は、個人が、その有する同項に規定する財産を譲渡し、その譲渡の日前一年の期間又は当該譲渡の日から一年以内に当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供する当該財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、かつ、当該取得の日から一年以内にこれらの用に供する見込である場合には、大蔵省令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項各号中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の第一項に規定する財産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡した当該財産の譲渡価額、取得し、又は取得しようとする当該財産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

4 第一項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産 居住の用に供する家屋、当該家屋の敷地に供される土地及び当該土地の上に存する権利をいう。

二 耕作用地 耕作の用に供する土地及び当該土地の上に存する耕作に関する権利をいう。

三 採掘用地 塩田、塩田の上に存する採掘に関する権利及び塩田の附属設備で大蔵省令で定めるものをいう。

(居住用財産等を取得した場合の更正の請求、修正申告等)

第三十六条 個人が、前条第一項に規定する居住用財産、耕作用地又は採掘用地を譲渡し、その譲渡の日前一年以内に当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供するこれらの財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、その取得の日から一年以内にこれらの用に供した場合(当該期間内にその者のこれらの用に供さなかつた場合を除く)において、当該譲渡のあつた日の属する年分の所得税の額が当該譲渡したこれらの財産について同項の規定を適用して計算した場合の所得税の額に比して過大となつたときは、同条第二項の規定の適用があつた場合を除くほか、当該個人は、当該財産をこれらの用に供することとなつた日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができ、

2 前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する財産を取得した日から一年以内に、当該財産

をその居住、耕作若しくは採掘の用に供しない場合又はこれらの用に供さなかつた場合には、これらの事由に該当することとなつた日から四月以内に修正申告書を提出しなければならない。

3 前条第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつた場合にあっては、当該財産を取得した日から四月以内に更正の請求をすることができ、

一 前条第一項に規定する財産を取得した場合において、その取得価額が同条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第一項に規定する財産を同項に規定する期間内に、取得せず、その者の居住、耕作若しくは採掘の用に供せず、又はこれらの用に供さなかつたとき。

4 第二項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

(買換に係る居住用財産等の譲渡の場合の取得価額の計算)

第三十七条 第三十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者(前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第四項の規定による更正を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く)が、当該特例を認められる原因となつた第三十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項に規定するその者の取得した財産(以下この条において「取得財産」という)について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該取得の日以後当該財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合には、政令で定めるところにより、当該特例を認められたこれらの規定に規定するその者が譲渡した財産(以下この条において「譲渡財産」という)の取得の時期をその譲渡、遺贈又は贈与があつた取得財産の取得の時期とし、その取得価額は、次の各号に規定する場合に応じ、当該各号に掲げる金額(譲渡財産の譲渡に関する経費があるときは、政令で定めるところにより計算した当該経費の金額を加算した金額)とする。

一 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額をこえる場合には、譲渡財産の取得価額のうちそのこえる金額に対応する部分以外の部分の金額とし

て政令で定めるところにより計算した金額

二 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額に等しい場合には、譲渡財産の取得価額に相当する金額

三 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額に満たない場合には、譲渡財産の取得価額にその満たない金額を加算した金額に相当する金額
(居住用財産等の交換の場合の譲渡所得の非課税)

第三十八条 個人が、所得税法の施行地にある第三十五条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産を同種の他のこれらの財産と交換した場合において、当該交換により金銭その他当該居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産以外の財産の授受が行われなかつたときは、同項の規定を適用せず、所得税法第九條第一項第八号又は資産再評価法第八條第二項若しくは第九條の規定の適用については、当該居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた交換により取得した居住用財産、耕作用財産若しくは採掘用財産について所得税法第十條第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該交換後これらの財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときは、若しくは資産再評価法第八條第二項若しくは第九條に規定する再評価を行うときは、これらの

財産と交換した財産の取得の時期及び取得価額(当該交換に関する経費があるときは、当該経費の金額を加算した金額)をその取得の時期及び取得価額とみなす。
(国有機械等との交換の場合の譲渡所得の非課税)

第三十九条 個人がその機械又は器具を国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第九條第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合に、所得税法第九條第一項第八号の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換により取得した機械若しくは器具について所得税法第十條第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該機械若しくは器具の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときに適用する。この場合において、当該交換に際して当該交換により譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他の財産を提供したときは、当該交換により取得した機械又は器具の取得価額は、当該交換の時に、当該金銭その他の財産の価額に相当する金額の増額がされたものとみなす。

第四十條 国又は地方公共団体に對し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五條の二第一項並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の贈与又は遺贈(当該法人を設立するためとする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものについても、また同様とする。

2 前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与若しくは遺贈を受けた法人が同項に規定する政令で定めるものに該当しないこととなつた場合又は当該贈与若しくは遺贈に係る財産が当該財産を受けた法人の目的とする事業の用に供されないこととなつたときは、大蔵大臣は、その承認を取り消すことができる。この場合には、その承認が取り消された時において、政令で定めるところにより、同項に規定する贈与又は遺贈があつたものとみなす。

(物納による譲渡所得等の非課税)
第四十一條 個人がその財産を相続税法の規定により物納した場合に、所得税法第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、当該財産の譲渡がなかつたものとみなす。

第三章 法人税法の特例
第一節 減価償却の特例
(重要機械等の三年間五割増償却)
第四十二條 法人(法人税法第一條

第二項に規定する人格のない社団等)で同法の適用を受けるものを含む。以下この章において同じ。)で青色申告書を提出するものが、第十條第一項に規定する政令で定める機械その他の設備及び船舶(以下この条において「重要機械等」という。)につき同項に規定する政令で定める期間内に、重要機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は重要機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該重要機械等の償却額(これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該重要機械等の償却額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

2 前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度(当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。)において当該重要機械等についてした償却の額が同項の規定により計算した償却額(この項の規定による償却不足額があるときは、

当該償却不足額を加算する前の金額)に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの所得の計算上、総益金から控除されなかつた金額とする。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却額範囲の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。
(合理化機械等の初年度二分の一償却)
第四十三條 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第六條に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営むものが、第十一條第一項に規定する政令で定める機械その他の設備(以下この条において「合理化機械等」という。)につき同項に規定する政令で定める期間内に、合理化機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却額範囲は、これらの規定にかかわらず、当該合理化機械等の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前条第一項の規定は、合理化機械等については適用しない。
3 前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(試験研究用機械設備等の特別償却)

第四十四条 企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行う法人が、同法第四条第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取壊し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の当該機械設備等の償却範囲額は、法人税法及び同法に基く命令の規定にかかわらず、その用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、当該機械設備等を取壊し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

2 前項の月数は、箇に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第四十二条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(協同事業用機械等の三年間五割増償却)

第四十五条 青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合(企業組合を除く)、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合(法人税法第九条第六項の規

定の適用を受けない森林組合を除く。以下第五十九条第一項において同じ。及び森林組合連合会が、昭和三十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に、協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で政令で定めるもの(以下この項において「協同事業用機械等」という。)のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の百五十に相当する金額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(新築貸家住宅の増償却)

第四十六条 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十三条第一項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用(当該法人の従業員の居住の用を含む。以下この項において「同じ。に供した場合)には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基く命令の規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定により計算される当該貸家住宅の償却範囲額(これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の二百(当該貸家住宅についてその新築の時に於いて法人税法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百)に相当する金額(その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額)とする。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替へるものとする。

(満期保険に附した漁船の特別償却)

第四十七条 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、その有する総トン数百トン未満の漁船につき漁船損害補償法第三条に規定する満期保険の保険料を支払つた場合に

において、その支払つた金額のうち同法第十三条の十一に規定する積立保険料に相当する金額がその支払つた日を含む事業年度における法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該漁船の償却範囲額をこえるときは、当該漁船の当該事業年度の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その支払金額のうち当該積立保険料に相当する金額とする。

2 第四十二条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(探鉱用機械設備等の特別償却)

第四十八条 青色申告書を提出する法人で探鉱を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間(以下この条において「指定期間」という)に、第十五条第一項に規定する政令で定める探鉱用機械設備を取得し、又は製作して、これを新鉱床の探鉱の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該探鉱用機械設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に相当する金額とする。

2 前項に規定する法人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額(当該金額を支出した日を含む事業年度終了の日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により探掘可能な鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために当該事業年度において支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く)又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合において、その支出した金額につき一円を下らない価額を帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 青色申告書を提出する法人で金属鉱業(硫黄鉱業を含む。)のうち政令で定めるもの(以下この項において「金属鉱業等」という。)を営むものが、指定期間内の日を含む各事業年度において、第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床(金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額(以下次項において「探鉱費総額」という)で当該事業年度の指定期間内の支出に係るものが基準年度の探鉱費総額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度の期間のうち指定期間の金属鉱業等に係る鉱業権の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とこのこえる金額との合計額(当該合計額

において、その支払つた金額のうち同法第十三条の十一に規定する積立保険料に相当する金額がその支払つた日を含む事業年度における法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該漁船の償却範囲額をこえるときは、当該漁船の当該事業年度の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その支払金額のうち当該積立保険料に相当する金額とする。

2 第四十二条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(探鉱用機械設備等の特別償却)

第四十八条 青色申告書を提出する法人で探鉱を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間(以下この条において「指定期間」という)に、第十五条第一項に規定する政令で定める探鉱用機械設備を取得し、又は製作して、これを新鉱床の探鉱の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該探鉱用機械設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に相当する金額とする。

2 前項に規定する法人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額(当該金額を支出した日を含む事業年度終了の日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により探掘可能な鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために当該事業年度において支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く)又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合において、その支出した金額につき一円を下らない価額を帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 青色申告書を提出する法人で金属鉱業(硫黄鉱業を含む。)のうち政令で定めるもの(以下この項において「金属鉱業等」という。)を営むものが、指定期間内の日を含む各事業年度において、第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床(金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額(以下次項において「探鉱費総額」という)で当該事業年度の指定期間内の支出に係るものが基準年度の探鉱費総額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度の期間のうち指定期間の金属鉱業等に係る鉱業権の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とこのこえる金額との合計額(当該合計額

に至らなかつた場合における当該探鉱のために当該事業年度において支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く)又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合において、その支出した金額につき一円を下らない価額を帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 青色申告書を提出する法人で金属鉱業(硫黄鉱業を含む。)のうち政令で定めるもの(以下この項において「金属鉱業等」という。)を営むものが、指定期間内の日を含む各事業年度において、第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床(金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額(以下次項において「探鉱費総額」という)で当該事業年度の指定期間内の支出に係るものが基準年度の探鉱費総額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該事業年度の期間のうち指定期間の金属鉱業等に係る鉱業権の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とこのこえる金額との合計額(当該合計額

昭和三十二年四月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における金属鉱業等に係る鉱業権の帳簿価額の合計額に指定期間内の日を含む当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを政令で定める数で除して計算した金額をこえるときは、当該金額」とする。

4 前項に規定する基準年度の探鉱費額は、同項に規定する法人が昭和三十三年四月一日を含む事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度において支出した探鉱費総額の合計額を当該各事業年度の月数の合計で除して計算した金額に十二を乗じて計算した金額をいう。

5 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 第四項に規定するもののほか、同項の基準年度の探鉱費額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第四十二条第三項の規定は、第一項又は第三項の規定を適用する場合について準用する。

8 第二項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出金額の損金算入に關する申告の記載がない場合には、適用しない。

(鉱業用坑道等の特別償却)

第四十九条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に、探掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に対処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し又は製作し

て、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該法人が損金に算入したものは、その用に供した日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 坑内において掘さくされる坑道

二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置

三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該通気坑道又は排水坑道について第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該通気坑道又は排水坑道の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、政令で定める年数をその耐用年数として定額法により計算した額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とすることができる。

3 前条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、第四十二条第三項の規定は、第二項

の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(造林費の特別償却)

第五十条 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に、天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林をいう。）に転換するため、又は原野に造林を行うために必要な地ごしらえ若しくは治山の工事をし、又は造林のために使用される歩道を設けた場合には、これらの工事をした日を含む事業年度及びその翌事業年度以後の各事業年度において、これらの工事のために支出した金額につき政令で定めるところにより固定資産の償却額の計算に準じて計算した金額以下の金額で当該法人が損金に算入したものは、これらの事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する地ごしらえ及び治山の工事並びに歩道の範囲は、政令で定める。

3 第四十八条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(海外支店用設備等の特別償却)

第五十一条 青色申告書を提出する法人で第十七条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に、法人税法の施行地外に事業所を設け、同項に規定する政令で定める機械及び装置、車両及び運搬具その他の

の資産（以下この項において「海外支店用設備」という。）を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合に、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

3 第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出した金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出した金額と

したときは、その支出した金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第四十二条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替へるものとする。

5 第四十二条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定を適用する場合について、第四十八条第八項の規定は、第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(重油ボイラーの改造費の特別償却)

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律第四条の規定による指定に基いて、昭和三十三年三月三十一日までに、同法第二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合には、その改造のために支出した金額のうち当該法人がその支出の日を含む事業年度の費用として損金に算入した金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 第四十八条第八項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二節 準備金
(価格変動準備金勘定への繰入金額の損金算入)

第五十三条 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散又は合

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二七八

併により消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。において、法人税法第九条の七に規定するたな卸をすべき資産(有価証券を除く。以下この条において「たな卸資産」という。)又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券(以下この条において「有価証券」という。)の価格の低落による損失に備えるため、その有するたな卸資産又は有価証券の評価方法の区分に従い次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額(当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をこえるときは、当該金額。以下この条において「繰入限度額」という。以下この条において「繰入限度額」という。)に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 繰入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産及びたな卸をすべき有価証券について、次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

ロ 当該事業年度終了の日におけるたな卸をすべき有価証券

の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額(証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額。以下この項において同じ。)の百分の九十六(株式については、百分の九十二)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産及びたな卸をすべき有価証券については、次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちいずれか少い金額の百分の九十二に相当する金額を控除した金額

ロ 当該事業年度終了の日におけるたな卸をすべき有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十六(株式については、百分の九十二)に相当する金額を控除した金額

三 たな卸をすべき有価証券以外の有価証券については、当該事業年度終了の日における有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十六(株式については、

百分の九十二)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

2 前項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな卸資産を政令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料、補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができ、そのうち、同項第一号ロ、第二号ロ又は第三号に掲げる金額は、当該有価証券を株式と株式以外の有価証券とに区分して計算するものとする。

3 第一項の規定により法人税法の所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法の規定による所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書等に価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(輸出損失準備金勘定への繰入金額の損金算入)

第五十四条 青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、第二十条第一項に規定する政令で定める事由による損失に備えるため、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からそ

の事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額(その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額)の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少い金額以下金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに次項の規定により益金に算入すべきであつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)が、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額に十二を乗じ当該事業年度の月数で除して計算した金額(その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額)の千分の十に相当する金額(当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における積立金額の合計額をこ

える場合には、当該合計額に相当する金額)をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失をうめる目的以外の目的に支出し、青色申告書の提出の承認を取り消され、その提出をやめ、若しくは解散した場合(合併により解散した場合を除く。)には、政令で定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日以後二年以内の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに前二項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

5 第二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三節 輸出所得の課税の特例

第五十五条 青色申告書を提出する

法人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日まで
の間に掲げる次の取引について、その各事業年度の当該取引による収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする。）に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 他から購入した物品の輸出（対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものを除く。以下第五十七条までにおいて同じ。）

二 当該法人の製造した設備等の輸出

三 当該法人の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者への販売（当該輸出を行う者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下第五十七条までにおいて同じ。）

四 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、繁殖その他これらに準ずる行為により取得した物品（設備等を除く。）の輸出

五 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売

六 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の委託を受けて行う当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売

七 陶磁器の輸出のためにする上給付を行う者への当該法人の製造した陶磁器の素地の販売

八 製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条及び第五十七条において同じ。）の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

九 第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行う当該加工に係る物品の捺染加工

十 外国航路において行う輸出貨物の運送

十一 対外支払手段（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行う運送（前号に掲げる運送を除く。）、修理、加工、建設請負又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。若しくは著作権（映画フィルム）の

上映権を含む。）の譲渡若しくは提供

2 前項第二号から第四号までに規定する設備等とは、次の各号に掲げる物品でその輸出契約の契約金額が千円をこえる場合における当該物品をいう。

一 一の鉱工業生産設備、発電及び変電設備、ガス貯蔵及び供給設備（導管を除く。）、石油貯蔵設備、建設用機械設備、農業用機械設備、蒸気発生設備、通信機械設備又は荷役設備の全部又は一部を構成する機械又は装置

二 建物用、橋りょう用又は鉄塔用の鉄骨（一の輸出契約に係るものを組み立てることにより建物用若しくは橋りょう用の鉄骨構造物又は鉄塔の全部又は大部分を構成することとなるものに限る。）、発電用水圧鉄管、油井管及び送油管、鉄道用又は軌道用の軌条、送電用のケーブル並びに送電用特別高圧導子

三 船舶、航空機、鉄道用、軌道用若しくは産業用の車両、鉄道用若しくは軌道用の車両の輪軸又は自動車（自動二輪車及び自動三輪車を除く。）、

3 次の各号に規定する取引が行われた場合には、第一項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる当該取引による収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額によるものとする。

一 輸出業者が第一項第二号又は第四号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上給付を行う者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上給付をしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引に係る物品について、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第一項第六号に規定する加工を行う者が当該加工を行つた場合において、当該取引に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

4 第一項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号、第四号、第十号又は第十一号に掲げる取引による収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供が対外支払手段を対価としてされたものであることについて、大蔵省令で定めるところにより証明されたものによる収入金額に限るものとする。

5 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については、所得の金額に含まれるものとし、同法第十七条の二第二項の規定の適用については、所得の金額に含まれないものとする。

(輸出の証明がされない場合の益金算入)

第五十六条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し損金に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらに掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該損金に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

して政令で定めるところにより計算した金額は、当該解散の日を含む事業年度又は合併法人の当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

(輸出取引となつた場合の特別控除)

第五十七条 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に次に掲げる取引(輸出のための販売又は加工を除く)を行つた場合において、当該取引について当該取引の行われた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして同項の規定を適用する。

この場合において、当該証明が当該取引の行われた日を含む事業年度分の法人税に係る法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限後にされたときは、当該取引の行われた事業年度分の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額について、これらの額の更正の請求をすることが出来る。

2 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し損金に算入した金額がある法人が前項に規定する期間内に解散し、又は合併により消滅した場合において、解散した場合にあつては同項に規定する事業年度終了の日(その日までに残余財産が確定した場合)は、その確定の日)までに、合併により消滅した場合にあつてはこれらの号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日を含む合併法人の事業年度終了の日までに、当該取引に係る物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、同項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分と

四 製糸業者、紡績業者又は織物業者の委託を受けてする繊維製品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

五 輸出業者の委託を受けて物品の加工を行つた者の委託を受けてする当該加工に係る物品についての接装加工

2 前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3 第五十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は第五十七条第一項の規定による請求書」と読み替へるものとする。

第四節 協同組合の課税の特例

(非出資組合の非課税)

第五十八条 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については、昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、各事業年度の所得に對する法人税は、課さない。

(再建整備を行つた協同組合の留保所得の非課税)

第五十九条 各事業年度開始の日において、農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)に基き再建整備又は農林漁業組合連

合会整備促進法(昭和二十八年法律第九十号)に基き整備を行つて出資組合である農林漁業組合(農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会)をいう。以下この条において同じ。が、昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度から農林漁業組合再建整備法第四条に規定する条件をみたした日又は農林漁業組合連合会整備促進法第四条に規定する条件をみたした日(当該農林漁業組合が再建整備と整備とをあわせて行つて行つた場合には、これらの日のうちいずれか遅い日。以下この条において「整備終了の日」という。)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額)当該事業年度において留保した金額を含む。以下第六十一条までにおいて同じ。が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。については、当該事業年度の所得に對する法人税は、課さない。

十二年度四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日(当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつてゐる場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、また、当該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において、当該連合会の整備終了の日又は当該農林漁業組合の日又は当該農林漁業組合の日であるときは、当該整備終了の日とする。)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。については、当該事業年度の所得に對する法人税は、課さない。

3 前二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこれらの規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内を開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうちこれらの規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

2 前項の規定の適用を受ける農業協同組合連合会、森林組合連合会又は漁業協同組合連合会(以下この項において「連合会」という。)の直接又は間接の構成員たる出資組合である農林漁業組合が、昭和三十

(事業協同組合等の留保所得の非課税)

第六十条 中小企業等協同組合法

(昭和二十四年法律第八十一号)

の規定による事業協同組合又は協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会を除く。)で次の各号のいずれにも該当するものが、第二号に規定する確認を受けた日を含む事業年度から同号に規定する整備計画が完了することとなつて日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日ににおける積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。)については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。ただし、当該事業年度前の事業年度において当該整備計画の目標を達成している場合には、この限りでない。

一 当該事業協同組合又は協同組合連合会の昭和三十一年四月一日における有形固定資産及び無形固定資産並びに貸付金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る。)の帳簿価額の合計額が昭和三十一年四月一日における出資総額、資本積立金額、再評価積立金額及び積立金額並びに借入金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る。)の金額の合計額(昭和三十一年四月一日において繰越欠損金があるときは、その繰越欠損金の額を控除した金額)をこえること。

二 当該事業協同組合又は協同組合連合会が、企業合理化促進法第十二條の規定による勧告に基づいて前号の超過額を昭和三十一年三月三十一日までに解消するための整備計画を樹立し、及び昭和三十一年六月三十日までにその整備計画が当該勧告の旨を達成するために必要かつ適当であることについて当該勧告をした者の確認を受けたものであること。

2 前条第三項の規定は、前項本文の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

(消費生活協同組合等の留保所得の非課税)

第六十一条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が、昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十一年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日ににおける積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。)については、当該各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。ただし、当該事業年度においてその組合員その他政令で定める者以外の者にその事業を利用させた場合には、この限りでない。

2 第五十九条第三項の規定は、前項本文の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

第五節 交際費等の課税の特例

(交際費等の損金不算入)

第六十二条 法人が昭和三十一年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く。)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数に乗じてこれを十二で除して計算した金額の百分の六十に相当する金額(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

一 基準年度の交際費額がない場合(次号に掲げる場合を除く。)

又又は当該百分の六十に相当する金額が当該法人の営む主たる事業の区分及び取引金額に応じて政令で定める金額に満たない場合

合 当該政令で定める金額

二 基準年度の交際費額がなく、かつ、当該法人の当該事業年度から最初の日前一年以内を開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開始した最初の事業年度開始の日以後に基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における

額、資本積立金額及び再評価積立金額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額とのいずれが多い金額

2 前項の規定は、同項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千円に満たない法人及び政令で定める資本又は出資のない法人については、適用しない。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(基準年度の交際費額の意義)

第六十三条 前条第一項に規定する基準年度の交際費額とは、法人が昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の前一年以内を開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額をいう。

2 前条第一項及び前項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの(もつぱら従業員慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く。)をいう。

3 昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開始した最初の事業年度開始の日以後に基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における

当該合併法人の基準年度の交際費額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

第六節 その他の特例

(収用等の場合の所得計算上の再評価の特例)

第六十四条 資産再評価法第三条に規定する基準日において法人の所有する資産(法人税法第九條の七第一項の規定によりたな卸をすべき資産を除く。以下この条において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該法人は、当該資産について当該基準日に帳簿価額があるかどうか及び資産再評価法の規定により再評価を行つたかどうかを問はず、当該各号に規定する事由の生じた日を含む事業年度開始の日現在において再評価を行うことができる。

一 資産が土地収用法等(第三十一条第一項第一号に規定する土地収用法等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合

二 資産について買取の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて収用されることがある場合において、当該資産が買収され、対価を取得するとき

三 土地又は土地の上に存する権利が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合

四 保安林整備臨時措置法第四條第一号若しくは第二号に掲げる

法の施行地外において履行すべき大蔵省令で定める債務で昭和二十一年八月十五日において存したものがあるときは、当該債務の金額は、当該相続に係る相続税の課税

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続に係る相続税法第二十七条の規定による申告書に同項の規定の適用による債務控除の金額に算入しない。

用を受けようとする旨及び在外財産等の明細に関する事項の記載がない場合には、適用しない。
(在外財産等の価額が算定可能となつた場合の修正申告等)
第七十条 前条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する相続又は

遺贈に係る申告書を提出した者（その者の相続人及び包括受遺者を今含む）は、同項の規定の適用を受けた在外財産等について同項に規定する大蔵省令で定めるところによりその価額を算定することができることとなつた場合には、そ

の算定することができることとなつた日の翌日から四月以内に、相続税法第三十一条の規定により修正申告書を提出しなければならぬ。

た財産について同項に規定する大蔵省令で定めるところによりその価額を算定して相続税の課税価格に算入することにより相続税法第二十七条の規定による申告書を提出すべきこととなつた場合には、

その算定することができることとなつた日の翌日から四月以内に、同法第三十条の規定により申告書を提出しなければならぬ。

3 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、税務署長は、相続税法第三十五条の規定により課税価格及び相続税額を更正し、又は決定する。

4 前三項の場合における相続税法第五十一条から第五十四条までの規定の適用については、第一項又は第二項に規定する期間の末日をこれらの規定に規定する申告書の提出期限とする。

(復活外貨債に係る課税の更正)
第七十一条 個人が相続税又は財産税を課せられた場合において、これらの課税価格の計算の基礎に算入された財産のうち旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)第三十一条第一項の規定によりその証券が有効なものとなつた外貨債の旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号)第二十一条第一項の規定による借換に際し当該外貨債に代えて発行された国債、地方債又は社債があるときは、税務署長は、その者が当該外貨債に代えて発行された当該国債、地方債又は社債で相続税又は財産税の課税価格の計算の基礎となつたものを有していなかつたものとし、その者が当該外貨債を有していたものとみなして、当該相続税又は財産税の課税価格

及び税額の更正をすることができる。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者がその旨並びに同項に規定する国債、地方債又は社債及び外貨債の名称、数量及び価額を記載した申請書を当該相続税又は財産税に係る納税地の所轄税務署長に提出しない場合には、適用しない。

第五章 登録税法の特例

(新築住宅の保存登記の税率の軽減)

第七十二条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限る。その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

2 家屋につき前項に規定する期間内に増築をし、増築後の当該家屋を同項に規定する政令で定める家屋に該当するものである場合には、その増築による床面積の増加に係る登記については、当該期間内に登記を受けるものに限る。その登記の登録税の額は、当該増築による床面積が増加した部分の価格の千分の一とする。

(地方公共団体の新築住宅の保存登記の非課税)

第七十三条 地方公共団体が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で

定めるものにつき当該地方公共団体が受ける所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限る。登録税を課さない。地方公共団体が当該期間内に家屋につき増築をし、増築後の家屋が当該政令で定める家屋に該当する場合において、その増築による床面積の増加につき当該期間内に当該地方公共団体が受ける登記についての登録税についても、また同様とする。

(建売住宅の所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十四条 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は家屋を建築して譲渡することを業とする者が政令で定めるものが昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをこれらの者から取得した場合においては、その所有権の取得の登記の登録税の額は、当該期間内に登記を受けるものに限る。登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

(住宅新築資金の貸付に係る抵当権取得の登記の税率の軽減)

第七十五条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に住宅の用に供する家屋で第七十二条第一項に規定する政令で定めるものの新築(当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が当該政令で定める家屋に該当する場合における当該増築を含む)のための資金が貸し付けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

2 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は前条に規定する政令で定める者が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で前条に規定する政令で定めるものをこれらの者から取得するための資金が貸し付けられる場合には、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

(更生保護事業用施設の所有権の保存又は取得の登記の免税)
第七十六条 民法第三十四条の規定により設立した法人で更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第五条第一項の規定により更生保護事業を営むことについて法務大臣の認可を受けたものが同法第六条の規定により行う事業の用に供する土地又は家屋の所有権の保存又は取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該事業の用に供するものであること

の証明がされたもの限り、登録税を免除する。

(農地等の交換による所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十七条 次の各号に規定する交換が行われた場合には、その交換による所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に登記を受けるものに限る。登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

一 耕作を目的とする土地の所有権の交換で農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六十二条第二項の規定に基く農業委員会のあつせんによるもの。

二 塩専売法第十条の規定に基く日本専売公社の指示による塩田の所有権の交換

(国有林野との交換による所有権の取得又は保存の登記の免税)

第七十八条 保安林整備臨時措置法第四条第一号又は第二号に掲げる森林等に該当する国有林野と国有林野の交換による所有権の取得又は当該交換のために所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの限り、登録税を免除する。

(外航船舶の保存登記又は抵当権取得の登記の税率の軽減)

第七十九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造した外国航路に就航

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二八四

する船舶で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、その登記の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号の規定にかかわらず、当該船舶の価格の千分の二とする。

2 前項に規定する期間内に新造する外国航路に就航する船舶で政令で定めるものの建造のための資金が貸し付けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る、登録税法第三条第一項第七号の規定にかかわらず、債権金額の千分の三とする。

(再評価積立金の資本組入による増資の登記の税率の軽減)

第八十条 法人が資産再評価法第九条の規定により再評価積立金を資本又は出資に組み入れる場合には、その組入による資本又は出資の増加の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第二号、第四号又は第八号ノ三の規定にかかわらず、増加資本又は出資の金額の千分の一・五とする。

(勧告によつてする登記の税率の軽減)

第八十一条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして、行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示によつてされたもの

であるときは、当該登記の登録税の額は、政令で定めるところにより、登録税法の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額による。

一 会社の設立 金銭の出資による払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と金銭以外の財産の出資による払込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額

二 会社資本の増加 金銭の出資による増資払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と金銭以外の財産の出資による増資払込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額

三 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業の設備の譲受の場合における不動産又は船舶の権利の取得 当該不動産の価格の千分の六又は当該船舶の価格の千分の四

(電源開発株式会社等の登記の免税)

第八十二条 電源開発株式会社が次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の資本増加
二 電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供す

る土地又は家屋に関する権利の取得又は所有権の保存

2 電源開発株式会社が発行する社債で商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十三条の規定による払込があつた日(売出の方法により発行した場合)は、売出満了の日)から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第十一号の規定にかかわらず、払込金額の千分の一・五とする。

(石油資源開発株式会社の登記の免税)

第八十三条 石油資源開発株式会社が次に掲げる事項について登記又は登録を受ける場合には、その登記又は登録の登録税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の資本増加(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。)

二 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。)

(日本航空株式会社等の登記の免税)

第八十四条 日本航空株式会社、日本海外移住振興株式会社及び株式会社科学研究所がその資本の増加について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

第六章 酒税法の特例

第一節 酒税法の特例

第八十五条 酒類製造者が特殊用途酒類をその製造場から移出する場合には、その移出により徴収されるべき酒税の税率は、酒税法第十二条の規定にかかわらず、同条に定める税率の百分の七十(焼酎については、百分の八十)に相当する税率とする。

2 酒税法第九条の規定により酒類の販売免許を受けた者が特殊用途酒類として引渡を受けた酒類を特殊用途酒類以外の酒類として引き渡した場合(その引渡前に飲用に供した場合を含む、酒類の製造場に移入された場合を除く。)には、当該酒類については、その者を酒類製造者とみなし、その引渡を酒類の製造場からの移出とみなして、酒税法を適用する。この場合には、当該酒類に対する酒税の税率は、同法第二十二条の規定にかかわらず、同条に定める税率の百分の三十(焼酎については、百分の二十)に相当する税率とする。

3 前二項に規定する特殊用途酒類とは、清酒、合成清酒、焼酎又はビールのうち生産の奨励その他の用途に供するもので大蔵省令で定めるものをいう。

(二重課税の税率の軽減)

第八十六条 酒類製造者が製造する焼酎のうちアルコール分が二十度以下のものに対する酒税の税率は、

酒税法第二十二条の規定にかかわらず、焼酎のうち甲類については一石につき一万三百円、焼酎のうち乙類については一石につき九千円とする。

(外航船等の旅客用酒類の免税)

第八十七条 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶又は航空機で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「外航船等」という)の旅客の飲用に供する目的をもつて外航船等に積み込むために酒類製造者が酒類の製造場から移出する酒類及び保税地域から引き取る酒類で旅客の数、航行の日数その他の事情を勘案して相当と認められるものについては、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込を輸出とみなし、酒類の引取者が保税地域から引き取る当該酒類にあつては、酒類製造者が酒類の製造場からこれを移出するものとみなし、所轄税関長を所轄税務署長とみなして、酒税法を適用する。この場合には、同法第二十九条第六項又は第五十八条第一項第三号の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類が最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該外航船等の船長又は機長が当該各号に掲げる酒類を保税地域から引き取つたものとみなして、酒税法を適用する。この場合には、同法第二十四条第二項及び第二十六条第二項の規定にかかわらず、当該酒類に

ついでこれらの規定に規定する申告書の提出期限及び酒税の納期は、当該外航船等が大蔵省令で定める一航路の終了後本邦の港（関税法第二十一条第一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条において同じ。）に入港した日（第四号に掲げる酒税については、同号に掲げる場合に該当することとなつた日）から起算して三日を経過した日とし、当該申告書の提出先は、その入港した場所（第四号に掲げる酒税については、同号に掲げる場合に該当することとなつた場所）の所轄税関長とする。

一 本邦の領土、領海又は領空において消費された場合、その消費された酒税

二 外航船等の旅客の飲用以外の目的のために消費され、又は当該旅客以外の者に譲渡された場合、その消費され、又は譲渡された酒税

三 大蔵省令で定める一航路を終了して本邦の港に入港した外航船等に現存する場合、入港する前又は入港の日から起算して三日以内に税関職員により前項の規定の適用を受けたものであることの表示（以下この項において「免稅表示」という。）を施されない酒税

四 外航船等が外航船等でないかつた時に当該船舶又は航空機に現存する場合、その現存する酒税（当該船舶若しくは航空機が再び外航船等となる見込がある場合又は当該酒税が他の外航船

等に積み換えられる場合において税関職員により免稅表示を施されたものを除く。）

五 税関職員により施された免稅表示を破棄された場合（公海又は領空以外の空において破棄された場合を除く。）その免稅表示を破棄された酒税

三 外航船等の船長又は機長は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定の適用を受けた酒税の受払に關する事実を帳簿に記載し、これを当該外航船等に保管し、その号を当該外航船等が本邦の港に入港した日から起算して三日を経過した日までにその港の所轄税関長に提出しなければならない。

第二節 物品税法の特例

（外航船等の旅客用物品の免稅）

第八十一条 外航船等の旅客の飲用に供する目的をもつて外航船等に積み込むために物品税法第一条に規定する物品のうち政令で定めるもの（以下この条において「指定飲料」という。）の製造者がその製造場から移出する指定飲料及び保税地域から引き取る指定飲料で旅客の飲用、航行の日数その他の事情を勘案して相当と認められるものについては、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込を輸出とみなして、物品税法第十三条ノ二第一項の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。

二 前条第二項及び第三項の規定は、指定飲料について準用する。

この場合において、同条第二項中「酒税法」とあるのは「物品税法」と、「第二十四条第二項」とあるのは「第八十一条第二項」と、「第二十六条第二項」とあるのは「第十条第一項ただし書」と、「酒税」とあるのは「物品税」と、それぞれ読み替へるものとする。

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例

（航空機の燃料用揮発油の免稅）

第八十九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までとの間に、航空機の燃料用に供する揮発油のうち政令で定める規格を有するもので、政令で定めるところによりその製造場（保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその製造場又は保税地域から引き取られるものについては、当該引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

（証明がない場合の揮発油税等の徴収）

第九十条 揮発油税法第七条第三項の規定は、前条の承認を受けて引き取つた揮発油で、政令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期間内に同条に規定する用途に供されたことの証明のないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税をあわせて徴収する。

第四節 その他の税の特例

（納税準備金通帳の印紙税の非課税）

第九十一条 納税準備金通帳（第五十二条に規定する納税準備金の通帳をいう。）には、印紙税は課さない。

（航空機の乗客の通行税の軽減）

第九十二条 航空機の乗客に対する通行税法第二条の規定の適用については、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までとの間は、同条に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（旧法に基いてした課税標準に係る計算等の効力）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）の規定を適用する場合において、新法の規定でこれに相当する改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）の規定があるものについては、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、旧法の規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は旧法の規定の適用を受けるための手続は、それぞれ新法の相当規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は新法の相当規定の適用を受けるための手続とみなす。

（所得税の特例に關する経過規定の原則）

第三条 新法第二章の規定は、次条から附則第十条までに特別の定めがあるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に關する経過規定）

第四条 新法第二章第一節の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき利子所得（新法第七条第二項に規定する貸付金債権の利子を含む。以下この項において同じ。）及び配当所得について適用し、同日前に支払を受けるべきであつた利子所得（無記名の公債若しくは社債の利子又は貸付債権若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額）については、なお従前の例による。

（無記名の公債若しくは社債又は貸付債権若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける利子所得及び無記名株式又は元本の追加信託をすることができ、証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額）については、なお従前の例による。

二 無記名の公債若しくは社債又は貸付債権若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける利子所得及び無記名株式又は元本の追加信託をすることができ、証券投資信託の無記名受益証券につき受ける配当所得のうち、施行日前にその支払期日が到来しているもので同日において支払を受けていないものについては、これらを無記名でないものとみなし、なお旧法第二条の二（利子所得の非課税）又は第二条の四（配当所得の源泉徴

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二八六

収税率の軽減)の規定の例による。

3 旧法第二条の三(長期預金等の利子所得の分離、五パーセント課税)の規定は、次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について支払を受けるべき利子所得については、なおその効力を有する。ただし、新法第四条の規定の適用を妨げない。

一 昭和三十一年三月三十一日までに発行された公債又は社債(昭和三十一年一月三十一日まで償還期限が到来する公債及び社債を除く)で国債に關する法律第二条第二項又は社債等登録法第三条の規定により引き続きその者の登録している期間が一年以上であるもの

二 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該預金に係る契約において定める預入期間が一年以上であるもの(昭和三十一年一月三十一日までに払戻の期日が到来するものを除く)のうち政令で定めるもの

三 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く合同運用信託(貸付信託を除く)で当該信託に係る契約において定める信託期間が一年以上であるもの(昭和三十一年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く)のうち政令で定めるもの

四 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く貸付信託の受益証券で引き続きその

者のものとして記名されている期間が一年以上であるもの(昭和三十一年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く)。

4 施行日前に支払を受けるべきであつた証券投資信託(元本の追加信託を除く)が、その証券投資信託を除外する(証券投資信託期間中に分配される収益(証券投資信託契約の一部の解約により分配されるものを除く)については、なお旧法第二条の五(証券投資信託の期中分配金の所得区分の特例)の規定の例による。

5 昭和三十年分及び昭和三十一年分の所得税についての配当控除額については、なお旧法第二条の六(配当控除額の特例)の規定の例による。

第五條 新法第十条及び第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第十条第一項に規定する重要機械等又は新法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却額の計算について適用し、個人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の五第一項(機械等の特別償却)に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項(指定事業用機械の特別償却)に規定する指定事業用機械の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

の用に供していない旧法第五条の五第一項に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内のその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の減価償却額の計算については、旧法第五条の五又は第五条の七の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第十二条の規定は、試験研究を行う個人が施行日以後に企業合理化促進法第四条の規定により承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算について適用し、当該個人が同日以前に当該承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

4 個人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、貸家の用(その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ)に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第一項(貸家住宅の五年間五割増償却)に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

5 個人が、昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第二項(貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却)に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十三年十二月三十一日までに貸家の用に供した

場合における当該家屋の減価償却額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 個人が昭和三十三年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の三第一項(満期保険に附した漁船の特別償却)に規定する漁船につき支払つた同項に規定する満期保険の保険料は、新法第十四条の規定の適用を受ける保険料とみなす。

7 個人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の八第一項(探鉱用機械設備の特別償却)に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

8 個人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の八第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 個人が昭和三十三年四月一日前に支出した旧法第七条の八第二項(探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却)に規定する支出金額の必要経費算入については、なお従前の例による。

(個人の準備金に關する経過規定) 第六條 個人の昭和三十三年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和三十一年十二月三十一

日における価格変動準備金勘定の金額と昭和三十三年十二月三十一日における旧法第五条の九第二項(価格変動準備金勘定への繰入金額の必要経費算入)の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額とのうちいずれか少い金額が、同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九条第一項の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額 二 前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額 (個人の輸出所得に關する経過規定) 第七條 個人が昭和三十三年四月一日前にした旧法第七条の六第二項

各号又は第七項(輸出所得の特別控除)に規定する取引は、新法第二十一条第一項各号又は第二十三条第一項各号に規定する取引とみなして、新法第二章第二節第三款の規定を適用する。
(社会診療報酬の源泉徴収に関する経過規定)

第八条 新法第二十七条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条に規定する報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。
(外国技術使用料課税に関する経過規定)

第九条 新法第二十八条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する重要外国技術の使用料について適用し、同日前に支払を受けるべきであつた旧法第三条の二第二項(外国技術使用料の税率の軽減)に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものに係る所得については、なお従前の例による。
2 昭和二十八年三月三十一日まで

に締結された契約に基づき、旧法第三条の二第一項(外国技術使用料の非課税)に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものにつき、同項に規定する非居住者又は法人が施行日前に支払を受けるべきであつた同項に規定する所得及び施行日以後に支払を受ける同項に規定する所得については、同条第一項、第三項及

び第四項の規定は、なおその効力を有する。

第十条 新法第三十一条及び第三十二条の規定は、昭和三十一年一月一日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日前に旧法第十四条(取用等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価の特例)の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。
2 新法第四十条第二項(国等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する承認があつたものについて適用する。

3 昭和三十一年分以前の所得税について旧法第五条の四第一項(概算所得控除)の規定の適用を選択した個人の同年分以前の所得税については、なお従前の例による。
4 旧法第十三条(長期の耐用年数の資産に関する旧再評価税の延納)の規定は、個人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価税の納付については、なおその効力を有する。

5 旧法第二十条の二第一項(国有林野と交換した山林の山林所得の計算の特例)の規定の適用を受けた交換により取得した立木又は立木の存する土地については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。
(法人税の特例に関する経過規定の原則)
第十一条 新法第三章の規定は、次

条から附則第十八条までに特別の規定があるものを除くほか、法人の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税(清算中の事業年度に係る法人税を含むものとし、法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等と同法の適用を受けるものについては、昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税とする。)について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税(清算中の事業年度に係る法人税を含むもの)については、なお従前の例による。
(法人の減価償却に関する経過規定)

第十二条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十二条第一項に規定する重要機械等又は新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の六第一項(機械等の特別償却)に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項(指定事業用機械の特別償却)に規定する指定事業用機械の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第五条の六第一項に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内

にその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の償却範囲額の計算については、旧法第五条の六又は第五条の八の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十四条の規定は、試験研究を行つた法人が施行日以後に企業合理化促進法第四条の規定により承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、当該法人が同日前に当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条の規定は、同条に規定する法人の昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算について適用し、旧法第七条の五第一項(協同事業用機械等の特別償却)に規定する法人の昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 旧法第七条の五第一項に規定する法人が、昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない同項に規定する協同事業用機械等を同日から一年以内に当該法人の事業の用に供した場合における当該協同事業用機械等の償却

範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までとの間に、貸家の用(当該法人の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。)に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第二項(貸家住宅の五年間五割増償却)に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

7 法人が、昭和三十年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までとの間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第二項(貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却)に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十一年三月三十一日までに貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

8 法人が昭和三十一年四月一日を含む事業年度(同日から開始する事業年度を除く)開始の日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の四第一項(満期保険に附した漁船の特別償却)に規定する漁船につき支払つた同項に規定する満期保険の保険料は、新法第四十七条の規定の適用を受ける保険料とみなす。

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二八八

9 法人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七條の九第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

10 法人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七條の九第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

11 法人が昭和三十三年四月一日前に支出した旧法第七條の九第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の損金算入については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過規定）第十三條 昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額と改正事業年度終了の日において旧法第五條の十第一項（価格変動準備金勘定への繰入金額の損金算入）の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額とのうちいずれか少ない金額が、同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる

る法人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三條第一項の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額（法人の輸出所得に関する経過規定）

第十四條 法人の昭和三十三年四月一日前にした旧法第七條の六第一項各号又は旧法第七條の七第五項（輸出所得の特別控除）に規定する取引は、新法第五十五條第一項各号又は第五十七條第一項各号に規定する取引とみなして、新法第三章第三節の規定を適用する。

第十五條 新法第五十九條第三項

（新法第六十條第二項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度以後の各事業年度において留保した所得で新法第五十九條第一項又は第六十一條第一項の規定の適用があつたものの同日以後に支出した金額について適用する。

（法人の交際費の課税に関する経過規定）第十六條 新法第六十二條の規定は、法人の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度において支出した同条第一項に規定する交際費等について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において支出した旧法第五條の十二第二項（法人の交際費等の損金不算入）に規定する交際費等については、なお従前の例による。

（増資配当の免税に関する経過規定）第十七條 昭和二十八年十二月一日から昭和三十三年一月三十一日までとの間に旧法第五條の十一第一項（増資配当に対する法人税の免除）に規定する増資を行つた法人（旧法第五條の十一第一項に規定する当該法人の合併法人を含む。）が、当該増資の行われた日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において、当該増資により増加した資本又は出資に対し、当該事業年度の所得のうちからする利益の配当又は剰余金の分配（当該法人の合併法人が当該合併により継承した資本又は出資でその増資により増加した資本又は出資からなる部分についてする利益の配当又は剰余金の分配を含む。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該法人が同項の規定の適用を受けることとなる要件としての減価償却資産の償却範囲額の計算の基礎となる償却範囲額は、法人税法及び同法に基く命令の規定に定める償却不足額及びこの法律の規定の適用により増加することとなる減価償却費の額を含まないで計算した場合の償却範囲額とする。

（法人に関するその他の経過規定）第十八條 旧銀行等の債券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項（旧銀行等の債券発行等に関する法律第十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法人が施行日以後にその利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に対してする配当又は剰余金の分配については、旧法第五條の十三（優先株式等に対する配当の免税）の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第六十四條及び第六十五條の規定は、施行日を含む事業年度開始の日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日前に旧法第十五條（取用等の場合の所得の計算上の再評価の特例）の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。

3 旧法第十三條の二（長期の耐用年数の資産に関する旧再評価税額の延納）の規定は、法人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価税の納付については、なおその効力を有する。

（相続税法の特例に関する経過規定）第十九條 新法第四章の規定は、施行日以後に開始した相続に係る相続税について適用し、同日前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録税法の特例に関する経過規定）第二十條 次に掲げる登記の登録税については、なお従前の例による。

一 昭和二十七年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新築した旧法第九條の二第二項（新築住宅の登録税の軽減）に規定する家屋の所有権の保存の登記及び当該期間内に増築した家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記

二 昭和三十三年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、旧法第九條の二第二項に規定する者が新築した同項に規定する家屋をその者から取得した場合の所有権の取得の登記

三 前二号に規定する家屋の取得のための資金の貸付がされた場合における当該貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記

四 昭和三十三年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間

に、地方公共団体が新築し、又は増築した旧法第九條の二第四項に規定する家屋の所有権の保存の登記

五 昭和二十八年八月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新築した船舶で旧法第九條の四第一項（外航船舶の登録税の軽減）に規定する船舶の所有権の保存の登記

六 昭和二十七年十一月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新築した船舶で旧法第九條の四第二項に規定する船舶の建造のための資金の貸付がされた場合にその貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記

七 旧法第九條の五に規定する船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基く持分で国に引き継がれたものを当該船舶所有者が国から譲り受けた場合の所有権の取得の登記
（酒税法等の特例に関する経過規定）

第二十一條 施行日前に移出し、又は引き取つた旧法第二十五條第一項（特殊用途酒類の酒税の軽減）に規定する特殊用途酒類及び旧法第二十五條の二（二十度焼酎）の酒税の軽減）に規定する焼酎又は旧法第二十六條第一項（航空機用揮発油の免税）に規定する揮発油については、なお従前の例による。

（他の法律の一部改正等）
第二十二條 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「租税特別措置法を、旧租税特別措置法」に改める。

第二十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一号中「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二條の二第一項又は第二條の三第一項」を「租税特別措置法（昭和三十三年法律第 号）第三條又は同法附則第四條第三項」に改める。

第七十二條の十四第一項ただし書中「租税特別措置法第七條の七」を「租税特別措置法第五十五條から第五十七條まで」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「租税特別措置法第七條の六」を「租税特別措置法第二十一條から第二十三條まで」に改める。

第二百九十二條第五号中「租税特別措置法第二條の二第一項又は第二條の三第一項」を「租税特別措置法第三條又は同法附則第四條第三項」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第二項若しくは第三項」を「第二項」に改める。

2 前項の規定による改正後の地方税法第二十三條及び第二百九十二條の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の道府県民税及び市町村民税について適用し、個人の昭和三十三年度分以前の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第七十二條の十四の規定

は、法人の昭和三十三年四月一日を含む事業年度分以後の事業税について、同法第七十二條の十七の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の事業税について適用し、法人の当該事業年度前の事業年度分の事業税、個人の昭和三十三年度分以前の事業税については、なお従前の例による。ただし、地方税法第七十二條の十六第二項の規定の適用を受ける事業税については、第一項の規定による改正後の地方税法第七十二條の十七の規定は、昭和三十三年一月一日以後の同項に規定する所得に対して課する事業税について適用し、同日以前の同項に規定する所得に対して課する事業税については、なお従前の例による。

第二十四條 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第四條第二項から第五項までを次のように改める。

2 前項の規定により承認を受けた者の当該承認を受けた機械設備等については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第 号）の定めるところにより、特別償却を行ふことができる。

第六條中「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）」を「租税特別措置法」に改める。

第二十五條 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二條の二、第二條の三、第三條及び第三條の二」を「租税特別措置法（昭和三十三年法律第 号）第三條から第七條まで及び第二十八條並びに同法附則第四條第三項」に改める。

（廣瀬久忠君登壇、拍手）
○廣瀬久忠君 ただいま議題となりました六つの法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

今国会において、わが国とスウェーデンとの間に、二重課税の回避及び脱税を防止するための条約が別途承認されております。本法律案は、この条約に規定せられておる事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものにつきまして、必要な立法措置を講じようとするものであります。

以下その内容について簡単に申し上げます。第一点は、使用料、配当または利子に対する所得につきまして、特例を設けませんという、百分の三十の課税となるのでありますが、条約の結果に基きまして、これを軽減するた

めの特例として、この法律を設けまして、百分の十五としたところの第一点であります。第二点は、特許権、意匠権等の譲渡により生ずる所得についても同様でありまして、現行法のままで行きますと、個人の場合でも法人の場合でも、この種の所得に一般税率によつて課税せられるのでありますが、今度の条約によつて軽減をはかるために、百分の十五の税率をこの法律によつて定めようとするものでございます。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御了承願います。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

漁船乗組員給付保険の政府の再保険事業に生じた損失は、従来、一般会計からの繰入金をもつてこれをうめることになっておりましたが、以来、抑留漁夫の増加、抑留の長期化等のために、昭和三十年度の決算において、なお約五百六十二万二千円の損失が残り、さらに昭和三十一年度において、本年二月末までに約八千九百八十七万七千円の損失を生ずることとなりましたので、この損失をうめるために、昭和三十一年度において九千四百八十八万九千円を限り、一般会計からこの会計の給付保険勘定に繰入金をしようとするものでございます。

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二九〇

委員会における審議の詳細は、會議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

補助金等の整理については、昭和二十九年年度以降、法的措置を必要とするものについて補助金等の臨時特例等に関する法律を制定し、それぞれ停止または減額の措置を講じて参つたのであります。補助金制度の合理化は、政府において今なお検討を要します。で、本法律案は、国立公園法に基く補助金を除く他の補助金について、昭和三十三年三月三十一日まで、引き続き一年間、従来の法律を延長して行こう、本法の有効期限を延長しよう、というものであります。

委員会の審議の詳細は會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入り、またところ、平林委員より、「補助金等の特例措置は、急場しのぎの措置であり、一時的のものである、一年ごとにそれを延期して今日まで参つて、今日に至るも、いまだ政府において合理的の結論を見出しておられない」ということは、まことに遺憾である。これは政府の怠慢と言わなければならない、よつて賛成することができない」という旨の反対意見が述べられました。

採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近のわが国の経済情勢及び国民の税負担の非常に重い状況にかんがみ、臨時税制調査会の答申を尊重したとして、税制改正の重要な一環として、所得税について大幅の減税を、本年四月一日から行おうとするものであります。

以下、内容のおもなるものを申し上げます。

第一に、基礎控除、扶養控除、それから勤労控除等の諸控除を引き上げるといふことによつて、低所得者の税負担を軽減するとともに、税率の累進性の緩和といふことに重点をおき、中所得者を中心とする税負担の一般の軽減をはかりたいと存じます。

これが第一であります。第二に、貯蓄奨励の見地から、生命保険料の控除限度額を引き上げることとし、現行の限度額一萬五千元を、三萬五千元までの金額の二分の一相当額までの払い込み保険料について所得控除を行ふこととしております。第三に、配当控除制度の合理化をはかるため、課税所得一萬円までの配当所得については二割、一萬円をこえる部分の配当所得については一割の控除率を適用することとしております。第四に、所得課税制度の不合理的な点を是正するため、資産所得について、世帯主の総所得額と世帯員の利子所得、配当所得及び不動産所得との合算額が二百萬円をこえる場合、一定の条件を付して合算課税を行うことにいたしてあります。第五に、税制の簡素合理化に資するため、簡易税額表の適用範囲を課税所得百萬元に引き上げること、及び予定納税基準額が三千円に満たない場合には予定納税の義務がないこと等を規定いたしました。

本案の審議におきましては、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法案とともに、この所得税の改正法案は非常に重要でありますから、この三案を合わせて、公聴会を特に開いて慎重に審議することとしたのであります。

なお、委員会におきましては、まず所得税法につきましても、重要な多くの質疑がなされ、これに対して答弁がなされたのであります。その主たるものを申し上げます。

また、重要物産免税制度につきましても、重要物産の概念をはつきりするといふ意味から、国民経済上重要な新規産業であつて、かつその育成が必要であるものに限定して、一定期間内に新増設された設備から生じた所得について、三年間免税措置を講ずるとともに、免税所得額に一定の限度を設けるといふことにいたしました。

さらにまた、法人格のない社団または財団で収益事業を営むものの所得については、従来、税務上の取扱ひにおいて、非常に多くの疑問を生じておつたのであります。この実情にかんがみ、政令で特定するものについて法人税を課すること等、所要の規定整備を行うことといたしてあります。

お、本案については、衆議院において、人格なき社団等の営む収益事業の規定を明確にする旨の修正議決がなされております。

以上は、所得税について申し上げたのであります。

次に、法人税の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の審議に当りましては、人格なき社団、財団等の課税問題、この問題について、非常に熱心なる重要な議論が展開されました。それは立法の趣旨は一体どこにあるのかといふ点、これが非常に問題になりました。こういうワケ、法律的に非常にあいまいなものを対象として、そして立法をする、しかもこれは多くは零細のものに課税されることになりはしないかといふ、立法の趣旨について多くの議論が展開され、かつ一人法人なき社団、財団について、法律上これをどういふ工合に見るか、一体その実態はどこにあるのか、どれだけのものかといふような点について非常に熱心なる議論がなされました。ことにいよいよこの法律が通過した場合において、この適用範囲拡大をどうしてつかまえるか、納税者に非常な不安を与へはしないかといふこと、またあいまいであるがゆゑに、この執行の任に当たるところの税務官吏の態度といふものが、また税務行政の態度といふものが、国民に不安を与へるといふようなことはないかといふような点においても非常に議論がせられました。なおかつ、この問題については厳重な罰則適用があるが、これは果して適當であるかどうか、憲法上の問題にまでも及ぶのではないかといふような議論も展開されたのであります。この種の人格なき社団、財団を課税拡大するといふ問題についての議論のほか、なお、収益事業といふものを行うものに課税するといふのであるが、一体その収益事業といふのは、どういふ工合に政府はそれを考えるのか、その意義はどこにあるのかといふこと、またその範囲をどう見るかといふこと、これも非常に重要な問題であつて、これまた非常に熱心なる質疑がかわされたのであります。その詳細は會議

録によつて御承知願います。

録によつて御承知を願いたいと思ひます。

次に、租税特別措置法案について申し上げます。

本案は、今次の税制改正の一環として、いわゆる租税上の特別措置といふものについて、その整理をはかるという方針に基いて、一面には廃止をする、一面には内容の充実をするという観点に立つて行われた改正であります。が、廃止については、たとえば概算除制度の廃止といふものがあります。また充実の面については、貯蓄の増強、輸出の奨励、設備の近代化等の緊要性ある特別措置、これらについてはその内容の充実をはかる等、現行法の全文について規定を整備して、本年四月一日から施行しようとするものであります。

内容について概略を申し上げます。

第一に、貯蓄奨励の見地より、今後二年間、預貯金等の利子所得については、一割の税率によつて分離課税を行うこととするが、一年以上の長期預貯金の利子所得については、一定期間非課税とすることとし、また配当所得に対する源泉徴収税率は、今後二年間現行通り一割の軽減税率を適用することとしたしております。第二に、輸出促進をはかるため、現行の輸出所得の特別除税制度については、その適用期限を今後二年間延長するとともに、プラント輸出の範囲を拡大することとしたしております。第三に、設備の合理化、近代化を促進するため、現行の特別償却制度を充実合理化し、新たに鉱業及び法人の営む造林業について、その特殊性に応じた特別償却を認めることとしたしております。第四に、価格

変動準備金制度については、現行の繰り入れ限度額を二割引き下げると共に、欠損を生じてまで積み立てをするがごときことができないようにいたしております。第五に、交際費については、今後二年間、資本金一千万円以上の法人について、損金算入の限度を二割程度引き下げることとしたしております。第六に、協同組合課税を適正化する、航空機の乗客に対する通行税の軽減措置及び航空機燃料揮発油の免税措置をそれぞれ延長するほか、農地等を交換する場合の登録税法の特例を規定しております。

本案審議に当りましては、特別措置の整理といふことについて、政府の態度は、はなはだ不徹底ではないかといふことが強く論ぜられました。なお、概算所得控除の廃止といふことは、減税をやるこの際、妥当性がないではないかといふような点について熱心なる質疑がかわされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了し、三案一括して討議に入りましたところ、大矢正委員より、「所得税法については、現在まで累次行われてきた税制改正は、いずれも資本蓄積の美名に隠れて、大企業、高所得者のための減税措置であつて、従来の税制改正は決して大衆が喜ぶような減税措置とは思われぬ。現在、一般大衆の年平均標準生活費は三十万円であるから、今回の改正により、課税最低限が二十六万円となつても、まだ生活のうちに税金が入つておるのであつて、生活はこれでは苦しいのである。これでは貧富の差が顕著とならざるを得ない。従つて、この課税

最低限の引き上げといふこと、年所得五十万円以下の低所得者階級に対する税率の引き下げをはかるべきであると思ふ。また、法人税法については、一方において大企業に対して恩恵を与えながら、人格なき社団等のごとき、零細な利益を吸い上げるような措置を講ずることは正しい政治とは思ふない」との反対意見が述べられました。

次いで、苦学地英後委員より、「終戦以来すでに七回の税制改正が行われておる。その減税額は約四千五百億に達し、しかも基礎控除、扶養控除、給与所得控除を中心とする方法によつて、低所得者階級に重点を置いた減税を実施したといふことは明瞭なる事実である。この結果、中所得者階級と低所得者階級との負担の均衡が破れたので、これを是正し、中小企業等の発展をはかるための措置が今回の改正によつて講ぜられたのである。また租税上の特別措置も、貿易など、世界経済との関連から見て、今回の改正は妥当なものであると思はれる。だから賛成である」といふことが述べられ、最後に、杉山昌作委員より、「本案は臨時税制調査会の答申に基いたものであるから、大体において満足すべきものであるが、予想以上に自然増収が生じた現在においては、やはり消費的性質を持つ施策を切り詰めて、大部分を減税に充てるべきである。特に概算所得控除制度の廃止は、中小の多数納税者に非常な打撃を与えるものである。この点、政府は大いに考慮すべきであると思ふ。さらにまた、人格なき社団等の取扱ひについても、本法の執行の際には、紛争など起すことのないよう親切にかつ慎重に配慮されたい」との希望を付しまして賛成意見が述べられました。

○議長(松野鶴平君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。椿葉夫君。

○椿葉夫君 私は、ただいま議題となつております租税三法に対して、日本社会党を代表して反対の討論を行わんとするものであります。

現内閣は、前石橋内閣の予算案、法律案を、そのまゝすべて踏襲することとを聲明して成立した政府でございます。このから、ことにその公約のうち、一、千億の減税、一、千億の施策といふことに對して、国民は多大の期待を寄せてきたのであります。しかるに、議題となつておりますこの三法案の内容をしっかりと検討いたしますと、この三法に共通する特徴は、大企業と高所得者には、名目だけの減税に終つておるというところを指摘しなければなりません。(拍手)特に法人税法改正法案の中におきましては、これまで無税であつたものに対してさへ、新たに法人税を課せられるような増税の内容を持つておるものも含まれておるのでございまして、私はこの点を明らかにしつつ、反対の意思を表明いたしましたと思ふのであります。

納税者の側から申しますと、直接税で、かりに一千億の減税が行われたといつても、間接税が別の法律で二百五十億も増税になつておる。それういたしますと、差引、これは七百五十億の減税になるというのをまづ明らかにしなければなりません。その上、目下審議中の鉄道運賃が三割三分の値上げとなつて、三百六十億の増収を政府は別に考へておる。揮発油税の法律改正を行ふことによつて二百二十八億の増収を考へておる。こういうことは、自然、国民生活の上にはね返つて参りますから、こういうことをあわせて、今回の減税案と比べて見ますと、は、まことにあいまいなものとなつてくるのであります。こういう点を検討しないで、この三法に対して私は、賛成する立場の論議、まことにあいまいであると言わなければならぬのであります。

第二は、今度の税制改革が、税率の是正に重点が置かれ、控除の引き上げが軽視されておる点であります。なるほど低所得者にも基礎控除の引き上げを行い、減税を行つておると言いますけれども、これを検討して見ますと、年収三十万円から、特に五十万円以上の高所得者の税率軽減が行われて、三十万円以下の低所得者の減税は、全く第三義的に取り扱はれておる。と言わなければならぬのであります。千億減税の割り振りを、大体五十万円以上百万円程度の高所得者層に、税率調整を中心としたしまして、一千億のうち七百億の減税を行い、低所得者層、すなわち五十万円以下の層に對して、わずかに三百億の減税にし、か相なつていないのであります。ところで、給与所得者の納税人員を考へて

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議第二十号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外五件

二九二

みますると、五十万円以下の低所得層の人が、全体の九二%を占めております。五十万円以上の人はわずかに八%にすぎないのであります。きわめて少数の階層の人が、一千万減税のうち七百億円までこの減税の恩恵に浴することに相なっておるものが、この所得税法の本体でございます。

第三は、前述の所得階層の分布から見て、控除額引き上げ中心の税制改革を行うべきであるということ、私ども同僚とともに強く主張してきたのであります。試みに免税点である課税最低限を各国と比較して見まじやう。わが国は、標準家族で二十四万七千円、アメリカは百二十万円、英国は七十万円となっておりますが、平均の国民所得は、わが国が三十八万七千円、アメリカが三百五十万一千円、これを英米の例にとりて見ますと、百五十四万九千円となっております。今度の改正が行われたといはしても、わが国の課税最低限は二十六万八千円余となるにすぎないのでございます。給与所得年額百万円につき、所得税の負担を比較すると、同じく標準家族でわが国は二三・三%となり、英国は五%、西ドイツにこれをとりましますと六・三%となつて、アメリカは諸控除が適用されてすべて無税となります。これを単純に計算いたしますと、わが国の税負担は、イギリスに比べて四・七倍の高い税金となるのであります。同じような経済条件にある西ドイツにこれを比べて見ますといふと、三・七倍となつておるのであります。しかも、これらの諸国でさえ、税をもっと安くし

なければならぬという、執拗な強い国民運動が起つておりますことは、諸君御存じの通りであります。給与所得階層の中で最も多いのは、年取二十万円ないし三十万円の人が多いのであります。この階層のエンゲル係数は四五%であつて、税金により最も強く家計が圧迫されておる階層であります。

ところで、今回の所得税法の改正によつて、五人世帯で年所得二十七万円以下で初めて免税となり、昭和三十年度内閣統計局の調査によつて、消費支出は五人世帯で全国平均二十九万一千五百七十七円と報告をいたしております。これによつて今回の最低限とを比較いたしますと、今なお二万円も税金が生活費に食い込んでゐることが明らかであります。われわれが年取三十二万円まで免税とすることを主張いたしました点はここにあるのであります。前述いたしました欧米諸国と比較しても、いかにわが国の税負担が重いかといふことがおわかりいただけるだらうと存じます。減税率において年取五十万円から百万円の所得者が優遇されておることく申しましたが、さらに百万円をこえる高額所得者の人たちが優遇されておるといふことを見逃してはならぬと思ひます。

それは減税率でなく、手取り増加率で計算してみると明らかにになるのであります。身近に例をとつて、その軽減率を見ますと、月取二十万円の夫婦と子供一人の高額所得者は、今回の改正案によつて月三万円の軽減となり、月取二十万円の者はわずかに三万五千円の軽減にしかすぎないといふ、不合理きわまる数字がここに明らかになつてくるのでございます。税率の不均衡を是

正しなければならぬというのが政府提案のおもなる趣旨でございますが、実際に検討すると、こゝういふ内容になるのでございます。それから、まことに政府の意図、那邊にありやと理解に苦しんだ次第でございます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案についてであります。中小企業税の負担を軽くするために、法人税の百分の三十五の軽減率の適用範囲を拡張して、年五十万円をこえ、百万円までの所得に対してもこれを適用するものとしております。すなわち百万円までは四〇%となつておりましたが、これをよく検討して見るとき、中小法人に対するまだまだ配慮が欠けておることを申し上げなければなりません。

第二に、先ほど委員長からも詳細御報告がございましたが、人格なき社団法人と個人の中間に位置する団体にも、収益事業を営むものには原則として法人税を課するといふ包括的な規定を行なつております。しかも、その細則を政令にゆだねておるのは、私も断じて了解のできないところでございます。

(拍手)こゝういふことを政令にゆだねます結果は、官僚支配を助長することになります。ひいては汚職を生む結果となります。ですから、できるだけ課税の客体を法律によつて明らかにしたければならぬことを強調いたしましたのでございます。けれども、ついに政令に多くをゆだねなければならぬこととなり、また、人格なき社団法人、財団と呼ばれたものの中には、PTAもございまして、文化団体、青年団、職場の共済会などがある。これらの団体が代表者や

管理人を置いて収益事業を営むものは、法人とみなして法人税を課するといふが、しかも、その収益事業を営むという判定の基準をどこに置こうとするのであるか、何回も大蔵大臣にも、この局長にもたがひましたけれども、この基準の判定が明らかにならないのであります。はつきりした基準の定められない限り、この改正案の目的である法の盲点を修正し、脱税を防ぐという目的から出たこの法律案も、きわめて危険なものになるおそれを多分に含んでおることを申し上げなければなりません。かかる包括的な規定は、釈迦に説法になるかも知れませんけれども、租税法主義の原則に反するものであるのみならず、法案審議の過程におきましては、政令の内容がもちろん明らかになりませんでした。またその課税団体を具体的に例示し、でき得る限りその課税範囲を縮めるべきでありますし、課税すべき対象を明確に把握しないので罰則を規定することが、憲法の定める罪刑法定主義の原則を否定するものでございますから、われわれの断じて容認し得ないところであります。

次に、租税特別措置法であります。これは朝鮮事変以後、臨時にできたものであるが、これを全面的に今回改正をいたし、半ば恒久法化しようとするものであり、強力な経済政策を遂行するために、税制上の特別措置をとることの必要な場合もございすけれども、しかし、これを創設した当時に比べてみると、その後、経済も次第に正常化し、戦後経済の再建も着々と成り、神武以来の好況とさえ言われておる今日、この減免措置を整理し、合理

化するべく、臨時税制調査会も答申をいたしておるのであります。これに基いて今回の政府案を出したといふのでございすけれども、内容を検討すると、まことに不徹底であります。今回の特別措置、すなわち税軽減の整理によつて、初年度二百億、平年度三百五十五億の増収を見込んでおられますが、未整理による大企業への特典は、三十二年度八百五十五億、平年度に七百億の減免の特例をなお温存しておるのであります。すなわち貯蓄の奨励と称し、利子所得にはなお九十一億を非課税とし、配当所得には五十五億の特例を残し、企業資本の充実、そつう名目で増資配当には七十八億を免税し、内部留保の充実といつて、特定の業種に三十八億の恩恵を残しながら、概算所得控除のごとき、中小企業を初め一般の低所得階層にも影響の大きい特例は、これを大胆に廃止の英断をふつております。初年度総額二百億の整理中、七十九億の増収をこの概算所得控除の整理によつてはかつておるのであります。大企業と小企業間の納税の不均衡を、政府の言うことは全く反対に、ますます拡大しておるものと

言わなければならぬのであります。今回の税制改正による不合理は、ひとり国税にとどまりません。地方税率の改正にも、これを指摘することができるのであります。税体系の簡素化と称して、芸者の花代を現行の百分の三十を百分の十五に引き下げて、彼らを優遇し、その反面、勤労者の飲食三百円をこえ五百円以下のものに對しては、百分の五を百分の十に改めるなど、まことに何人のための減税である

かと言わなければならぬのであります。(拍手)

三十二年の自然増収も、大蔵大臣によりまして、一千百億と言われております。今回、第一、第二の補正の財源として四百五十億を計上してありますから、この自然増収だけでも六百五十億の剰余金を繰り越すこととなります。現状におきましては、来年度の自然増収見込みも二千億をはるかに突破するであろうという事は、今日明らかになって参りました。願わくば、今後、内閣がどのようにかわりましようとも、良識ある国民から指弾されるような、租税特別措置法による大企業と高額不労所得者に、国家の名において保護と恩恵を与えておるような特典をすみやかに廃止をして、本年度と来年度の自然増収によって剰余金が出ます部分で、すみやかに第二の減税計画を企画するなり、食糧特別会計の百四十一億の赤字などをすみやかに補てんするような対策をせられることとなるようにしなければならぬと考えておるところであります。(拍手)

以上申し述べて、三法に対する反対の理由を明らかにした次第であります。御清聴を感謝いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 苦米地英俊君。〔苦米地英俊君登壇、拍手〕

○苦米地英俊君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法案の三法案に対して、賛成の討論を行わんとするものであります。

本税制改革の第一は、平年度千二百五十億、三十二年は千九百億に上る大幅な減税を行い、税負担を軽減するとともに、その不均衡を是正すること、第二は、税法上の各種の特別措置の整理、合理化を行うこと、第三は、その他税制の調整、簡素化を行うこととあります。

賛成の第一の理由は、今度の減税は、産業の育成、国際経済における競争力の培養に置かれていた点にあります。これとともに、個人事業と法人事業との間の税負担の不均衡、中堅階層に対するきわめて重過ぎる不均衡を是正し、中小企業に対しては特に政治的配慮を加えて、所得税のほかに法人税、住民税及び事業税をも軽減して、現在お著しく過重かつ不公平になっておる租税の軽減、合理化によって、国民の勤労意欲を高揚し、他面、民間資本の蓄積を促進し、健全な財政金融政策と相俟って産業を育成拡大し、もって国際経済における競争力を培養強化しようとする点にあります。

第二の理由は、減税が普遍的であり、全般的施策を歩調を合わせてある点にあるのであります。終戦以来すでに七回にわたって減税が行われ、その累計は四千五百四十億をこえておりますが、今回の減税は、これらと全く性格を異にして、従来の減税は、低額所得者に主眼を置いて、基礎控除、扶養控除、勤労控除に重点を置き、他方、課税の累進率を緩和するという点になつたのであります。そこで今回は、各層の控除を行うとともに、重点が累進率の緩和に移されたので、断じて高額所得者に厚く、低額所得者に薄

い改正ではございません。免税点以下の階層に対して、減税に何らの恩恵がないことは事実であります。これに対しては、物品税の増徴を行わず、他面、生活保障、社会福祉などの諸施策によって、できる限りの努力が払われております。国鉄運賃の値上げは、私鉄運賃、トラック、バス等の料金の値上げを誘致し、米価もおおそれ早かれ引き上げられるから、低額所得者の生活を脅威するという説がござい

ます。理由がないとは申し上げません。しかし、国鉄運賃や米価は、全く別個の問題であつて、減税があらうとなかつても、別個に考慮せらるべき性質のものであります。これを減税にからませて、今回の減税は欺瞞で、低所得者の方に負担を転嫁したものであるとするのは、まことに不可解な解釈であります。むしろ経済の正常化、産業の隆路打開が、コストを引き下げ、今後の減税に寄与するかどうかという観点からこれを考えるのが常識であると私は存するのであります。

第三の理由は、インフレなき経済の拡大、好況の持続を信ずるからであります。反対論者は、予算編成の出発点である政府の経済予測、財政規模の見方が甘過ぎ、大幅の減税と積極政策とをあわせ行わんとすることは暴挙であり、設備投資の過剰、ベース・アップ、減税によって生ずる余裕が消費に流れ、インフレを招来するおそれがあるとしておられます。また、一般社会も最大の関心をここに集中していることは、私も承知しておりますが、私は、これらの危険性があるという事を否定するものではありません。四千百二十五億円の巨額が、予算

で産業投資に計上された面だけを見れば、かような危険を感ずるものであります。一応ごもつともであります。また、アメリカやヨーロッパ各国の最近の情勢に敏感なわが国民がインフレを心配するの無理からないことと存じます。しかし、二十九年以来諸君の精力的な攻撃と批判を受けましたあの緊縮財政、一兆億円予算は、経済を安定し、通貨価値に対する国民の信頼が高まり、預貯金も本年度一兆二千三百四十七億という膨大な額に上つたやうであります。さらにこの情勢を伸ばすために、長期預金利子所得を非課税にし、利子所得の分離課税、配当所得に対する源泉課税率、配当控除の合理化、生命保険料控除額の引き上げ、国民貯蓄組合の非課税限度の引き上げなど、貯蓄奨励の措置が多分に講ぜられておるのでありますから、預貯金の増大に十分期待を持ち得ると信じます。この預貯金を基調として、弾力的金融政策が運用されれば、収支均衡のとれた健全財政のもとに、繁栄の持続、拡大に対しては、大いに期待が持てるかと私は信ずるのであります。

最後に、租税特別措置法は、必ずしも一から十まで賛成するものではありません。しかし、その大部分は、貯蓄の増大、産業の合理化、企業の健全化の構想がその中に織り込まれてあり、資本の蓄積、資本の構成の改善、輸出貿易振興に欠くことのできない措置であり、かつ、他方、税制の急激なる変革が、財界、産業界に及ぼす甚大な影響を十二分に考慮に入れてあるのではありませんから、私は、これに賛意を表するの、けだし当然なことであると存するのであります。

法人税についての問題点は、人格なき社団、財団に対する課税であります。これが今日まで見のがされてきたのは、むしろ不思議とさえ考えられます。こゝろに思ふに、非常な税をのがれて、暴行をむさぼつておることは周知の事実であります。しかし、収益事業の限界をいかにきめるか、そのきめ方によつては、また税を取り扱う税務官吏の、公務員の態度によつては、角をためて牛を殺すおそれもあるにしもあらずと考えられます。しかしこの点は、当局から十分慎重に行うという話もありますので、私は、その通りであつてほしいと念願いたしますのであります。

以上をもつて、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより六案の採決をいたします。まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴

る所得に対する租税の特例等に関する法律案外五件

昭和三十二年三月二十九日 参議院会議録第二十号

二九三

二九三

二九三

二九三

二九三

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 国土開発縦貫自動車道建設法案外一件

- 四 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に関し調査審議すること。
- 五 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に関し調査審議すること。
- 六 その他第一条の目的を達成するために必要な事項に関し調査審議すること。
- (組織)
- 第十三条 審議会は、会長及び委員二十八人以上をもつて組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 一 大蔵大臣
 - 二 農林大臣
 - 三 通商産業大臣
 - 四 運輸大臣
 - 五 建設大臣
 - 六 国家公安委員会委員長
 - 七 自治庁長官
 - 八 経済企画庁長官
 - 九 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 八人
 - 十 参議院議員のうちから参議院の指名した者 五人
 - 十一 学識経験がある者のうちから内閣総理大臣が任命する者 八人以上
- 4 前項第十〇号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることが出来る。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第十四条 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきくことができる(資料の提出)

第十五条 国の関係行政機関の長は、審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
中央自動車道	東京都中央市	東京都中央市	神奈川県津久井郡相模湖町附近 富士吉田市附近 静岡県安倍郡井川村附近 飯田市附近 中津川市附近 小牧市附近 大垣市附近 大津市附近 京都市附近
東北自動車道	東京都青森市	青森市	浦和市附近 館林市附近 宇都宮市附近 福島市附近 仙台市附近 盛岡市附近 秋田県鹿角郡十和田町附近
北海道自動車道	函館市	稚内市	札幌市附近 札幌市附近
中国自動車道	次田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町附近 津山市附近 三次市附近 山口市附近
四国自動車道	徳島市	松山市	徳島県三好郡池田町附近 高知市附近
九州自動車道	門司市	鹿兒島市	福岡市附近 鳥栖市附近 日田市附近 熊本市附近 小山市附近

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 住宅金融公庫は、前二項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

第二条中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「本号において」を削り、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 中高層耐火建築物 主要構造部を耐火構造とした建築物又は外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物

物で、地上階数三以上を有するものをいう。

第六条第二項第六号中「理事」を「副総裁又は理事」に改める。

第九条中「総裁一人」の下に、「副総裁一人」を加え、「理事五人以内」を「理事四人以内」に改める。

第十条第二項中「総裁を補佐して」を「総裁及び副総裁を補佐して」に、「総裁に事故があるときには」を「総裁及び副総裁に事故があるときには」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の事務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

第十一条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

第十二条、第十三条及び第十四条中「総裁」の下に、「副総裁」を加える。

第十七条第四項中「貸付金に係る」を「主として貸付金に係る」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 公庫は、地震、暴風雨、こり水、火災その他の災害で主務省令で定めるものにより、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。以下本項において同じ)が滅失し、又は損傷した場合において、当該災害の当時当該家屋を所有し、若しくは

賃借し、又は当該家屋に居住してゐた者が当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために、当該災害発生の日から二年以内に、人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの(以下「災害復興住宅」といふ)を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に対し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修又は当該災害復興住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十七条第六項を削り、同条第七項中「第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、」を「第一項第二項に掲げる目的を達成するため、」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、第一項第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物並びに防火建築帯(耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)第四条第一項の規定により指定された防火建築帯をいう)の区域内において相当の住宅部分を有し、且つ、主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定する構造とした二階建の建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付の業務を行ふ。

第十七条第八項第一号中「基礎主要構造部(第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいう。以下同じ。)」を「中高層耐火建築物等(前項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる建築物をいう。以下同じ。)」に改め、同項第四号中「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改める。

第十八条中「及び第四項から第六項まで」を、第四項、第五項及び第六項に、「第五項若しくは第六項」を、若しくは第七項に改め、「事業の内容」の下に、「工事の計画」を加える。

第十九条中「百平方メートル」の下に「(貸付が住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、百二十平方メートル)」を加える。

第十九条の二の見出し中「多層家屋等」を「中高層耐火建築物等」に改め、同条中「多層家屋及び第十七条第六項の規定による貸付金に係る家屋(以下「多層家屋等」といふ。)」を「中高層耐火建築物等」に、「当該家屋内の住宅」を「当該中高層耐火建築物等内」に改める。

第二十条第二項を次のように改める。

2 第十七条第一項第二号から第四号までの規定に該当する者で土地を所有するものが当該土地に中高層耐火建築物を建設する場合において、当該中高層耐火建築物内の住宅の建設について同条第一項の規定による貸付を受けるとき(あわせて同条第二項の規定による貸

付を受ける場合を除く)は、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該住宅の建設費及び当該住宅の建設に通常必要な土地の取得に必要な費用(当該土地の取得に必要な費用が当該住宅の建設費の一割七分をこえる場合においては、当該住宅の建設費の一割七分に相当する金額)を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

第二十一条第一項の表区分の欄中「多層家屋等内」を「中高層耐火建築物内の耐火構造」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改め、同条第三項中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「五分五厘」を「六分五厘」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

4 第十七条第五項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、政令で定める。

3 第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては十五年(すえおき期間を含む)以内、補修に係るものについては八年(すえおき期間を含む)以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算し、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修に係るものについては一年以内とする。

5 第十七条第七項の規定による貸付金の金額の限度は、中高層耐火建築物等の住宅部分についてはその建設費(第十七条第一項又は融通法第七条第一項の規定による貸付金に係る部分があるときは、当

該建設費からその部分の建設費を差し引いた額)、住宅部分以外の部分については住宅部分の床面積と等しい床面積の部分(住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分)の建設費のそれぞれ七割五分に相当する金額とする。

21 公庫は、第十七条第五項又は第六項の規定による貸付を受けた者が、災害復興住宅又は土地に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号中「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第四号中「貸付を受けた者」を第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するものを「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者」同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するものに、「第六項」を「第七項」に改め、「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅及びこれに」を「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれに」に改め、同項第七号中「住宅」の下に、「災害復興住宅」を加え、同項第八号中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「家屋の人の居住の用に供する部分」を「中高層耐

付金に係る部分があるときは、当該建設費からその部分の建設費を差し引いた額)、住宅部分以外の部分については住宅部分の床面積と等しい床面積の部分(住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分)の建設費のそれぞれ七割五分に相当する金額とする。

21 公庫は、第十七条第五項又は第六項の規定による貸付を受けた者が、災害復興住宅又は土地に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号中「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第四号中「貸付を受けた者」を第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するものを「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者」同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するものに、「第六項」を「第七項」に改め、「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅及びこれに」を「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれに」に改め、同項第七号中「住宅」の下に、「災害復興住宅」を加え、同項第八号中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「家屋の人の居住の用に供する部分」を「中高層耐

当該災害の発生の日から二年以内に、住宅(同条第一項第一号の規定に該当する者が建設する住宅に限る)又は中高層耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第七項の規定により、これらの者の住宅若しくは中高層耐火建築物等の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

第二十一条の三第三項ただし書中「当該住宅又は土地」を「当該住宅、災害復興住宅又は土地」に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号中「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第四号中「貸付を受けた者」を第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するものを「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者」同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するものに、「第六項」を「第七項」に改め、「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅及びこれに」を「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれに」に改め、同項第七号中「住宅」の下に、「災害復興住宅」を加え、同項第八号中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「家屋の人の居住の用に供する部分」を「中高層耐

火建築物等の住宅部分」に改め、同項第九号中「貸付を受けた者で第七十条第一項第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定によ

る貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者で当該貸付金に係る災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等内

の住宅を賃貸するものに、「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改め、同項第十号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を、「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に改め、「同条第四項の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改める。

第二十三條第一項

第二十三條第一項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅」に、「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改め、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「並びに公庫の第十七條第五項及び第七項の規定による貸付に関する申込の受理及び審査並びに同條第五項の規定による貸付に関する資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務並びに当該貸付に関する貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分」を加える。

第二十四条第二項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅又は中高層耐火建築物等」に改め、「又は基礎主要構造部」を削る。

第二十七条第二項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「同項」を「第

一項」に、「及び納付の手續」を、並びに納付金の納付の手續及びその帰属する會計」に改める。

第三十三條第一項中「受託者たる金融機關」の下に「若しくは地方公共団体」を加え、「貸付を受けた者で第十七條第一項第三号」を「第十七條第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号」に改める。

第三十四条第二項中「住宅若しくは基礎主要構造部」を「住宅、災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等」に改める。

第三十五条中「貸付を受けた者で
第十七条第一項第三号の規定に該当

するもの」を第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条第五項又は第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る災害復興住宅又は中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、家賃その他の賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十五条の二中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る中高層耐火建築物等内の住宅を他人に譲渡するときは、譲渡価額その他譲渡の条件に関し主務省令で

定める基準に従つてしなければならない。

第三十九条中「法律第七十六号」を法律第七十六号に改める。

第四十九條第五号中「第二十條第一項から第五項まで」を「第二十條第一項から第六項まで」に改め、同案第六号中「第二十條第七項」を「第二十條第八項」に改める。

附 則

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

改正後の住宅金融公庫法第十七
条第五項の規定及び同法中同条同
項の規定に係る部分は、この法律
の公布の日以降に発生した災害か

は第六項の規定により住宅金融公庫が昭和三十一年度以前の事業計画に係る資金の貸付の申込を受理したものについては、なお従前の例による。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項の淺区分の欄中に「第二條第五号」を、「第二條第四号」に、「第二條第六号」を、「第二條第五号」に改め、同條第二項中「第二條第五項」を「第二條第六項」に、「第二條第六項及び第七項」を「第二條第七項及び第八項」に改め、同條第三項中「第十七條第

一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若

しくは第六項の規定による貸付を受けた者」を「第十七条第一項若

しくは第二項の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者」に、

「産業労働者住宅資金融通法」を「貸付を受けた者で産業労働者住宅資金融通法」に改める。

第十二条中「第二十五条第一項」

を「第二十五条」に改める。
 第十六条第三号中「第二十条第

五項」を「第二十条第六項」に、同条第四号中「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。
（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条（定義）第五号」を「第二条（定義）第四号」に、「同条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第二項の表区分の欄中、多額家屋等（公庫法第十九条の

二に規定する多層家屋等をいう。
以下本条において同じ。」を「中高層耐火建築物（公庫法第二条第六

号に規定する中高層耐火建築物をいう。以下本条において同じ。』」に、「多層家屋等内の防寒住宅」を「中高層耐火建築物内の防寒住宅であつて、且つ、耐火構造の住宅であるもの」に改め、同条第三項中「多層家屋等内の防寒住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受け

るときを、中高層耐火建築物内のある住宅の建設について同法第十七条第一項の規定による貸付を受ける場合（あわせて同条第二項の規定による貸付を受ける場合を除く。）に改め、同条第五項中「第六、二十条第五項」を「第二十、二十六項」に、同条第六項及び第七項を「同条第七項及び第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等)

第八条の二 公庫が、公庫法第七
七条第五項の規定により、北海

道の区域内において災害復興住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ、災害復興住宅は、北海道の気象に適した防寒的な構造及び

設備を有する家屋であり、且つ、簡易耐火構造又は耐火構造の家屋でなければならない。

2 公庫が北海道の区域内において災害復興住宅を建設し、又は当該災害復興住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対し、公庫法

第十七条第五項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度は政令で定めるものとし、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の償還期間は二十五年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算して三年以内とする。

3 公庫が、公庫法第十七条第七項の規定により、北海道の区域内において中高層耐火建築物等の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ、中高層耐火建築物等の住宅は、防寒住宅でなければならぬ。

第九條第四項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項及び第七項」を「第二十条第七項及び第八項」に改める。
第十一條中「第八條」の下に「第八條の二」を加える。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君 たいだいま議題となりました国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、衆議院議員提出にかかり、第二十二回国会に上程、衆議院可決、本院に送付、本院において第二十四回国会まで審査を継続いたし、同国会において修正可決、衆議院に送付いたしましたところ、今国会、再び修正を加え本院に送付されたものであります。本院に再送付されました衆議院修正案は、昭和三十三年度における事業の円滑なる遂行をはかるため必要最小限度にとどめるものであります。すなわち修正案の第一点は、国土開発縦貫自動車道建設法案の別表予定路線中、小牧市付近より吹田市付近に至る区間につきましては、すでに調査完了し、昭和三十三年度予算案にも事業費の一部が計上せられておりますので、この区間に関しては、別に本法案に規定せ

られていた所要の立法措置をとらず、本法案自体でこれを決定すること。第二点は、国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員に、道路交通取締上の観点から、国家公安委員会委員長を加えることであります。

本委員会における質疑のおもなる点は、国会に提出すべき法律案の内容たるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線の決定並びに予定路線の建設に関する基本計画の立案決定は、内閣総理大臣の権限と定められているが、事実上、これらの立案並びに立案のための調査については、建設大臣並びに運輸大臣が担当するものと思ふが、この法案の内容で調査に支障はないかという点についてであります。これについて、提案者衆議院議員二階堂進君及び中島巖君から、「後日、運用上支障を来たすようなことがあれば再考慮したい」との言明があり、南條国務大臣からも同様の発言がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りまし

たところ、緑風会を代表して村上委員から、「衆議院の修正は時宜に適した措置であること、また、調査立案の運営については危惧される点もあるが、重大な支障がある場合には、事前に適切な方策がとられるのであるから賛成する」との御発言があり、次いで、自由民主党を代表して石井委員、社会党を代表して重盛委員からも、同趣旨の発言があり、特に国土開発縦貫自動車道建設の促進をはかるよう希望が述べられました。

以上、御報告申し上げます。次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年六月設立以来、今日までに約四十万戸の住宅建設資金を融通し、住宅不足の緩和に貢献して参つたのであります。このたび、その業務を拡張して、災害により滅失損傷した住宅の復興に必要な資金の貸付を行うことができるようになり、また、土地の合理的利用及び災害防止のために、中高層耐火建築物の建設に必要な資金の貸付を行い、住宅不足の緩和に寄与しようとするのが本法案の趣旨であります。

以下、おもなる内容について申し上げますと、第一は、災害住宅の融通についてであります。すなわち従来は、災害により損傷した住宅を補修するために必要な資金を融通する道がなく、また、公庫融資によつて建設する場合に、貸付金の償還期間の三年据置の特別措置のほかは、一般の貸付と同様の手続によつておりましたのを、補修資金について新たに融通の道を開くとともに、小規模な住宅の復興に必要な資金の貸付を行うこととしたわけでありました。この場合、金額の限度は政令で定めることといたしました。また、これらの貸付の条件は年利五分五厘、償還期間は据置期間を含め、補修にあつては八年以内、建設については十五年以内としております。また、災害発生の場合、災害復興住宅の建設または補修を、罹災地の実情に即して、貸付及び回収に関する業務の一部を府

県、市町村にも委託することができるよういたしましたのであります。

第二は、都市における中高層耐火建築物の建設に関する融資措置についてであります。すなわち従来は、地上三階以上の耐火構造の家屋で、その床面積の三分の二以上が住宅部分であるものについて、耐火建築促進法に基く防火建築帯内に建設される場合及び特に必要と認められる場合に限り、非住宅部分についても、主要構造部の建設に必要な標準建設費を貸し付けることができるようになっておりました。今回の改正は、地上三階以上の耐火構造及び簡易耐火構造の建築物並びに防火建築帯内に建設される耐火構造の建築物で、相当の部分の住宅を有するものに限り、住宅部分並びに住宅部分の床面積に相当する商店、事務所等の非住宅部分に対し、それらの標準建設費の七割五分を貸し付けることにしたわけでありました。この場合の利率は、年六分五厘、償還期間は十年であります。

第三に、公庫の行う宅地造成事業にかける住宅の建設のために必要な資金の貸付を行なつてきたのであります。が、今後は、貸付金にかかる住宅のための宅地造成にあわせて、地方公共団体または公益法人等の建設する住宅のための宅地造成事業についても、資金の貸付を行うことにしております。その他、増築貸付の場合の対象家屋の一戸当たり床面積の引き上げ、公庫の役員等について改正をいたしてあります。

次に、委員会における質疑のおもなる点について申し上げますと、「中高層耐火建築物に対する融資が、住宅部分について年六分五厘で十年償還では、

従来より後退ではないか」という点であります。これについては、「産業労働者住宅資金融通の考えと同趣旨であり、個人住宅または協会住宅等、公益法人の供給する住宅については、一般貸付によるよりすすめて行きたい」とのことでありました。次に、「中高層耐火建築物の促進をどのように行かせるか」という点につきましては、公庫総裁から、「六大都市の中心市街地並びに中小都市の防火建築帯の指定地域に重点を置いて行きたい」と、また、業務については慎重を要するので、公庫で行う考えであるが、実情を勘案して善処して行きたい」との発言があり、政府からは、「市側の要望もあり、府県とも連絡の上、能力のあるところには業務の一部を委託するよう指導をして行きたい」との答弁がありました。その他、災害復興住宅に関する貸付業務の市町村委託の場合における措置、役員等について質疑が行われましたが、詳細は会議録で御承知を願いたいと思ひます。

かくて質疑を終り、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野平三) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、国土開発縦貫自動車道建設法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

日程第十、信用保証協会法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長松澤兼人君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ三の次に次の一条を加える。

第六条ノ四 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十五億圓増加シ之ヲ千五百萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス

第八条ノ三の次に次の一条を加える。

第八条ノ四 政府ハ第六条ノ四ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十五億圓ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十八条第一項第五号中「所属組合又ハ其ノ構成員ノ為ニ」を削る。

第二十八条ノ三に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ前項ノ規定ニ依リ國、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機關ノ業務ヲ代理シテ所屬組合又ハ其ノ構成員以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リテ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得

第二十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業等協同組合又ハ其ノ構成員ノ事業ノ発達ヲ圖ル為必要ナル施設ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ為スコト

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八条ノ四の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和

三十三年度において出資するものとす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

信用保証協会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(国の融資)

第二十条の二 政府は、協会に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による保証について、保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするため必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の利率は、年三分五厘以内において、政令で定める。

3 政府は、第一項の規定による貸付をする場合において、その貸付を行う目的を達成するため必要が

あるときは、貸付に条件を附するものとす。

第三十九条に次の一項を加える。

2 第二十条の二第一項の規定による貸付及び同条第三項の規定による条件の附加は、通商産業大臣が行ふものとする。但し、通商産業大臣は、その貸付又は条件の附加を行おうとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議題となりました中小企業金融関係の二法律案について、商工委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機関として、中小企業金融の重要な一翼をになつておりますが、この際その機能の強化充実をはかり、中小企業の組織化の推進、中小企業金融の円滑化に資するために、本法

律案が提案されたのであります。

本法律案の内容を御説明申し上げます。まず、第一点は、商工中金に対する政府出資金を昭和三十三年度において十五億圓増加することであり、商工中金の貸出金利は、最近における数回の引き下げにもかかわらず、なお割高であり、一その引き下げをはかることが当面の問題でありますので、政府出資金の増加によつて、貸出金利の引き下げをはかることとすものであります。

第二点は、内閣為替業務に関する制限を撤廃することであり、現在、商工中金が行う為替業務の範囲は、所屬組合またはその構成員のために行うものだけに制限されておりましたが、この制限を除いて、員外者のためにも内閣為替業務をすることができるようにするものであります。

第三点は、商工中金が金融機関等の貸付業務を代理したときは、その貸付につき員外者のためにも債務の保証をすることができるとすることとすものであります。これは、同金庫が中小企業金融公庫の貸付業務を代理した場合、必要に応じ員外者にも貸付を行うことができる道を開いたものでありまして、商工中金の機能を十分活用しようとする趣旨によるものであります。

第四点は、商工中金がその余剰金を運用できる範囲を拡大することとすものであります。同金庫の余剰金の運用の範囲については、法律に列挙されておりましたが、今回、新たに中小企業等協同組合またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人、たとえば中小企業等協同組合中央会、共販会社等に対しても短期貸付をすることができるとすることとすものであります。

以上が、本法律案の概要であります。が、本委員会におきましては、慎重に審議を行い、今回の商工中金に対する政府出資金の増加により、同金庫の貸出金利がどのくらい低下されるか、また、他の中小企業金融専門機関との貸出金利の比較、商工中金の貸出金利をさらに引き下げる方策、資金運用部からの直接貸付の問題、あるいは員外者にも代理貸付できるようにしたこと、は、中小企業の組織強化と矛盾しない

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 厚生省設置法の一部を改正する法律案外一件

であるとかどうか等の問題が質疑応答の中心となりましたが、その詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。質疑を終了し、討論に入りましたところ豊田委員から、次の付帯決議を付して賛意が表明されました。その付帯決議を申し上げます。

政府は、商工組合中央金庫の中小企業組織化に果すべき使命にかんがみ、左記の事項につき特段の配慮を加うべきである。

一、商工組合中央金庫の資金源充実に努め、さらに金利低下をはかるため、資金運用部より直接低利資金の貸付を行ひ得るよう、すみやかに必要な措置を講ずること。

二、商工組合中央金庫の組合員外者に対する公庫代理業務は、中小企業組織化の目的に背馳せざるよう特に注意すること。

三、信用組合の育成強化に努め、あわせて商工組合中央金庫の資金源の拡充と金利引下げに資せしむること。

と、このとおりであります。

討論を終り、採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、豊田委員から提案されました付帯決議案も、これまた全会一致をもって原案通り本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、信用保証協会法の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

信用保証協会は、御承知の通り、債務の保証を通じて中小企業の信用補完のため重要な役割を果すものであります。

して、昭和二十八年に制定の信用保証協会法により特殊法人となりまして、現在、全国で五十二に達し、その債務保証承諾額の累計は、昨年末までに約三千五百億円に上っておりますが、その基金は、ほとんど地方公共団体の財政援助に依存しているものであります。

しかるに、中小企業のうちでも、特に零細企業の金融を円滑にするには、この保証協会の機能を拡充する必要が強く認められておりますが、今後その資金的な援助を地方公共団体のみにゆだねますことは、現状から押して困難と思われましますので、政府が同協会に対して、低利資金の貸付ができるようにする措置が必要となつて参りました。

よつて本改正法案の提出を見た次第であります。

次に、本改正案の要点は、第一に、政府が信用保証協会に対して、保証能力の拡充のために、必要な長期及び短期の資金を融通できるようにすること、第二に、この貸付金の利息を年三分五厘以内とすること、第三に、この貸付に際しては、主務大臣は必要に応じて条件をつけ得ること、第四に、右の融資業務は、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して実行すること、以上であります。

なお、当委員会の審議中における政府当局との質疑応答のおもなものは次の通りであります。すなわち、信用保証協会の一元化については、「当初、中央機構の充実について考慮したが、さらに検討するつもりである」との答へがあり、「保証基金の増大については、将来とも増加させる方針である」との答へがありました。「十億円を各保証協会へ配分する基準に

関しては、過去の実績などによる一律貸付を避けて、提出される計画案等に基いて効果的に行う」旨の答へがありました。

また、「政府貸付金の利息については、長期、短期ともに極力低いものにするよう善処する」との答へがあり、次に、「銀行が貸付の対象として了解したものではないれば、保証協会が保証しないという事例が多いと聞くが、それでは協会の自主性が無いではないか」との質問に対しては、「確かにそうした例は多いが、一面において協会が保証して銀行に貸出をあっせんする、いわゆるあつせん保証を行なっているが、今後はこれが多くなるよう積極的に指導する」との答へがありました。

次に、「銀行の退職者が保証協会の役員になるなどという人的な関係から、両者間に種々な利害を生じていないか」との質問に対しては、「今回の政府貸付によつて協会の監督がよりよくなるから、十分に注意する」との答へがありました。その他、保証協会が、弱小業者からも担保をとっていることに

関しては、「なるべく対人信用で行くべきであるが、放漫な保証にならぬよう考慮している」との答へがありました。したが、詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、阿具根委員より、次のような付帯決議を付けて本改正案に賛成する旨の意見開陳がありました。すなわち、

本改正によつて信用保証協会に対し資金貸付を実施するに当り、政府は零細金融の円滑化をはかるため、

特に左記の諸点につき配慮すべきである。

一、信用保証協会においては、短期小口保証に重点を置き、長期大口保証は中小企業信用保険に移すよう指導すること。

二、信用保証協会をして、堅実にして物的担保に不足する小企業者の信用補完に徹せしめるよう行政措置を積極化すること。

三、信用保証制度の固期的拡充強化と自主性の確保をはかるため、今後、政府資金貸付額の増大、貸付金利の引下げはもろろん、適切な根本的施策をすみやかに樹立すること。

討論を終つて、まず、本改正案に対して採決に入りましたところ、全会一致をもって、本改正案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、阿具根委員より提出された付帯決議案につきましても、全会一致をもちまして、原案通り委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもちて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十二、建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀田得治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十六号を次のように改める。

第三十六 水道及び下水道の終末処理場に関する事務を行うこと。

第七條中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条第一項及び第二項として次のように加える。

大臣官房に、官房長を置く。
2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。
第九條第一項第十七号を次のように改める。
十七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。

第十五条中「国立身体障害者更生指導所」を「国立身体障害者更生指導所」に、「国立立教養院」を「国立精神薄弱児施設」に改める。

第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(国立ろうあ者更生指導所)
第二十六条の二 国立ろうあ者更生指導所は、身体障害者福祉法第三十条の二に規定するろうあ者更生施設として、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う機関とする。

2 国立ろうあ者更生指導所は、前項に規定する業務のほか、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の相談に応じ、その更生に必要な治療及び訓練を行うことができる。

3 国立ろうあ者更生指導所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十七条第一項を次のように改める。

国立立教養院は、病的性格等により性状が特に不良な児童であつて児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入院させて、その教養をつかさどり、あわせて全国の教養院における教養の向上に寄与する機関とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(国立精神薄弱児施設)
第二十七条の二 国立精神薄弱児施設は、精神薄弱の程度が著しい児童又は盲(強度の弱視を含む)若しくはろうあ(強度の難聴を含む)。

である精神薄弱児であつて児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入院させて、その保護及び指導をつかさどり、あわせて全国の精神薄弱児施設における精神薄弱の児童の保護及び指導の向上に寄与する機関とする。

附則

この法律中第五条、第七条、第九條及び第二十七条第一項の改正規定は、昭和三十三年四月一日から、その他の規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年三月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 産業開発青年隊に関すること。

第三條第七号を次のように改める。

七 下水道に関すること(終末処理場に関するものを除く)。

第三條第二十六号の二中「又は日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社、原子燃料公社、日本原子力研究所又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会(以下「公共団体等」という。))」に改め、同条第二十六号の三中「公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社」を、「公共団体等」に、「所管行政に係る事項に関する技術者」と、所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等に改め、同条第二十六号の五中「その敷地及び建築資材」を、「その敷地、建築資材及び建設工事用機械」に改め、同条第二十九号中「技術者」を、「建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等」に改める。

第四條第二項中「及び第二十六号の三」を、「第二十六号の三及び第二十九号」に改め、「同条第二十九号に規定する事務(附属機関の所掌に属するものを除く)」を削り、同条第三項中「前条第一号の下に「第一号の二」を加え、並びに同条第二十号」を、「同条第二十号に、並びに同条第二十三号の五」を、「同条第二十三号の五」に改め、「に係るもの」に「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を加え、同条第七項中「及び同条第二十六号の二」を「並びに同条第二十六号の二及び第二十六号の五」に改める。

第六條中「建築研究所」を「建設研究所」に改める。

第七條第一項中、同条第二十六号の二を、「並びに同条第二十六号の二に改め、並びに同条第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち測量に関する技術者の養成及び訓練に関するもの」を削る。

第八條第一項中「河川工作物」の下に「及び建設工事用機械」を加え、「並びに技術者の養成及び訓練」を削る。

第九條の次に次の一条を加える。

(建設研修所)
第九條の二 建設研修所は、第三條第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等の養成及び訓練に関するものをつかさどる機関とする。

2 建設研修所は、東京都に置く。

3 建設研修所の内部組織は、建設省令で定める。

第十條第一項の表中道路審議会の項の次に次のように加える。

河川審議会

建設大臣の諮問に応じて河川及び海岸に関する重要事項で建設省の所管に係るものを調査審議し、又は建設大臣に建議すること。

第十二條第二号中「公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社」を「公共団体等」に改め、同条第二号の三を

第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 委託に基き、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行う営繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

第十二條第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 産業開発青年隊事業の実施に関すること。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

〇亀田得治君 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、社会保障制度の著しい進展に伴ひ、厚生省の所管する事務が量、質ともに著しく拡充されたが、これらの事務を一体的に処理するとともに、官房事務の効率的な運用をはかるがため、大臣官房に官房長を置く点であります。

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議第二十号 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

の福祉の向上をはかるため、厚生省に付属機関として、国立ろうあ者更生指導所を設置する点であります。

その第三点は、精神薄弱児のうち、特にその程度が著しい児童または盲もしくはろうあとの二重の障害を持つ児童に對しましては、一般の精神薄弱児とは別個に、特別の保護及び指導を行う必要があるもので、これらの児童を収容し、早期より一貫した保護及び指導を行い、その福祉の向上をはかるため、厚生省に付属機関として国立精神薄弱児施設を設置する点であります。

その第四点は、水道及び下水道の事務は、従来、厚生、建設両省の共管となっておりましたが、今回この権限の分界を明らかにし、水道及び下水道に関する事務のうち、水道及び下水道の終末処理場を厚生省において、また、終末処理場以外の下水道を建設省において、それぞれ処理する政府の方針が決定いたしましたのに伴い、この際、この点に関する厚生省の権限及び所掌事務に所要の改正を加える点であります。

なお、本法律案に伴う昭和三十三年度の予算におきましては、国立ろうあ者更生指導所の設置費及び運営費として五千七百六十八万八千円、国立精神薄弱児施設の設置費及び運営費として五千七百六十四万九千円が計上されております。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、その間、神田厚生大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その詳細は委員会会議録に譲ります。

かくて、昨日の委員会におきましては、質疑を終り、次いで討論に入ります。

したところ、緑風会を代表して竹下委員、自由民主党を代表して上原委員、日本社会党を代表して片岡委員、最後に八木委員より、それぞれ本法律案に賛成の旨の討論がなされました。かくて討論を終り、直ちに本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられました。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正のおもな点を申し上げますと、第一に、建設省の付属機関として建設研究所を設置すること、第二に、同じく付属機関として河川審議会を設置すること、第三に、水道及び下水道に関する権限の規定を改めること、第四に、産業開発青年隊に関する規定を整備すること等の諸点であります。

内閣委員会は、委員会を三回開きまして、本法律案の審議に当りました。その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、別に討論もなく、よって直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言がなければ、これより本案の採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十三、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

三〇二

すべき特別交付税の額の合算額を控除した額を限度とし、当該限度内の額を昭和三十一年度内に交付しない、これを地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条第二項の当該年度の前年度以前の交付税で、まだ交付していない額として、昭和三十一年度の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 ただいま議題となりました昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、別途、所得税及び法人税の増収を財源として、昭和三十一年度地方交付税を百十億円だけ増加する予算補正が行われたのに伴い、その総額から、昭和三十一年度内に緊急措置を必要とする額、すなわち交付税の増額に伴い当然に交付すべきこととなる普通交付税の調整減額復活分と、昨年末の期末手当の増額支給に伴い必要を生じた財源所要額との合計約二十四億円を除いた八十六億円を、昭和三十一年度内に交付しない、三十一年度の地方交付税の総額に加算して交付することとができるという特例を設けるものであります。

地方行政委員会におきましては、二月二十八日、田中首相より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ねましたが、その中で、この

の特例の結果、本来ならば、当然昭和三十一年度において交付を期待される交付税の額に累及することにならない、かという問題が論議の焦点となりましたので、特に池田大蔵大臣、田中自治庁長官の出席を求めてこれをたぐす等、きわめて熱心、慎重な審査を行なったのであります。その詳細は会議録によつてごらんを願います。

三月二十八日、討議に入り、鈴木委員は日本社会党を代表して、「本法案の内容は、本来、地方固有の財源たる地方交付税を、将来の補てんを約束しないまま、先食いするものであつて、政府の呼号する公債費対策としては、まさに羊頭狗肉とも言うべきさききわまるものである等の理由で、本法案に反対する」旨を述べられ、大沢委員は、「本法案には、不満足な点も多いが、本案によつて八十六億円が現実に公債償還費の財源として地方に交付されることは、政府の公債費対策に一步を踏み出すだけの意義はあるものとして、本法案に賛成する」旨を述べられ、その際、次の付帯決議案を提出されました。

大沢委員提出の付帯決議案は、本特例は、深刻な公債費問題の対策としては、きわめて不明確不十分、かつ不合理であつて、とうてい満足できない。よつて、政府はこの際、進んで公債費処理の根本的方策を樹立して昭和三十三年以降地方財政の確立を期すべきである。

右決議する。

という内容であります。

かくて採決の結果、本法案は、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、大沢委員提出の付帯決議案は、全会一致をもって、これを本委員会の決議とすることに決した次第であります。

以上、御報告を終ります。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 本案に対し、討論の通告がございす。発言を許します。鈴木壽君。

(鈴木壽君登壇、拍手)

○鈴木壽君 たいま議題となつております昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に關する法律案につきまして、私は日本社会党を代表いたしまして、反対の意見を述べざるものでございす。

本案の内容とするとところは、ただいま委員長報告にもありましたように、第一次、第二次補正による地方交付税増額交付分百十億圓から、二、三の財源所要額を差し引いた八十六億圓をもって、近年とみに地方財政に対する庄迫の度を加え、明年度以降さらにその重圧が予想されます公債費に對する措置を講じようとして、明年度の地方債の元利償還費の一部に充てようとするものであります。政府は、これをもつて年々地方債の元利償還費に悩む地方団体の窮状を打開、緩和し、地方財政健全化のための効果的な措置であるとして、いわゆる公債費対策成れりと、大いに自慢をいたしてございす。これ努めておるところでございす。が、しさいに検討をいたしました場合、われわれは、とうていこれには賛成の意を表するわけには参らないのでございす。

すが、今や地方団体の大部分のものは、赤字の重圧のもとに呻吟し、地方自治体としての本来の機能を喪失し、あるものは再建団体の指定を受け、あるものは自主再建と称して、ともにあらゆる部面におきまところの行政水準の切り下げと住民生活の大きな犠牲において、この苦境を切り抜けようとして、必死の努力を続けていることは御承知の通りでございす。しかししてわれわれは、この地方財政の逼迫、危機をもたらし原因の大きなものとして、公債費問題のあることを見がしてはならないのでございす。累年増高を続けてきた地方債の額は、三十一年度末におきまして、普通会計分のみでも五千二百七十億圓という驚くべき巨額に達してあり、従つてその元利償還費も年々増大の一途をたどるありさまでございす。昭和二十九年におきまして三百五十四億圓であつたものが、三十一年度におきましては四百九十六億圓、三十二年度は六百二十四億圓とふえて参り、三十二年七百七十八億圓、三十三年度におきましては八百二十七億、かくして数年後におきましては、一千億をこすものと推定されるに至つたのでございす。従つて地方団体の中では、数年ならずして公債費の額が年間の総税収入と、ほとんど同じう、まことに憂慮にたえぬ事態に立ち至ること明かであるという団体も現れてゐるのでございす。

一体、公債費の問題が、今日のごときまことに憂うべき事態を招来した原因は何であらうか。この責任の所在は、どこにありやと考へた場合、私は、過去の歴代の保守党政府のとり来つた地方財政に対する誤まれる施策の累積が、今日このような結果を招来したものと指摘せざるを得ないのでございす。従つて、公債費問題の大半の責任は、現在の政府におきまして、当然背負うべきものと断ぜざるを得ないのでございす。(拍手)昭和二十五年、かの平衡交付金制度がございまして以来、地方財政計画の策定に當りましては、交付金のワケをできるだけ圧縮し、ために不当に地方財政の規模が縮小され、ゆがめられてきたのみならず、そのゆがめられた計画における収支のバランスを、地方債のワケの拡大という、ゆがめられた不合理な措置によつて、ようやく保持させてきたのであります。かような実情に大きな過誤を繰り返してきた事實は、何びとといへども、これを否定することはできないのであります。昭和二十六年、二十七年年度におきまして、赤字補てん及び給与費の増加に要する経費についてすら、一般財源を与えることなく、百三十億に上る起債によつてまかなつた事實、また、公共事業費の起債充當率を満額近くまで引き上げることによつて、財政収支のつじつまを合はせるといふ措置さえもあつてきたこと等、その具体的な例でございす。従つて地方債は財源補てん的な意味において配分せられ、一般財源が乏しく、償還能力の弱い弱小団体に多く配分されるという、およそ起債本来の意義と姿とは、かけ離れた変形的な状態が続けられてきておつたのであります。かくのごとく不正常的形において措置させ、問題の解決を後日に持ち越してきたものであり、この負担が地方団体の財政においては、とうていささげえきれない重荷になつておるやう

今日、これら過去の地方債問題の解決は、当然国として、政府の責任としてなされねばならぬことであることは明白であるといふべきであります。

しかるに、今回、政府のとり方としております措置は、きわめて不明確な態度と、不合理かつ欺瞞的な方法をもつてする許すべからざるものであると言わなければなりません。公債費対策は国の責任であり、政府の当然なすべき義務であるといふよりなことをにおわせながら、その実、何ら責任のある別途の財源措置を講ずることなく、当然、将来地方に増額交付すべき交付税を先食いさせ、あたかも政府の新しい恩恵の施策であるかのごとき態度に出ていることには断じて賛成し得ないところでございす。(拍手)偽りの看板を掲げ、それこそ羊頭を掲げて狗肉を売るのとえより、さらに悪らつな仕打ちと言わなければなりません。われわれの反対する第一の理由は、実にこの点にあるのであります。さらに、かりに百歩を譲り、言うがごとく、本年度限りの特異な措置として認められたといたしましても、ここに問題となるのは、将来この先食いの穴を補てんするかどうかという点でございす。田中長官は、「補てんすべきものである」と思ひ、政府の態度としてはまだまづいていない。きめられぬ事情がある、こゝろいふに答弁を繰り返すだけでございす。池田大蔵大臣は、「法的に公債費を国の責任で見てやる」といふことはできない。今回は、ただ交付税を増額交付しただけであつて、今回の措置で、先食いといふ、従つて穴があいたとも考えられない。すなわち、補てんの責任はない。」

と、はつきり言い切つておるのでございす。まことに奇怪しきこのことと言わなければなりません。われわれは前述の観点から、法律以前の政府の政治的な責任を問題といたしておるのでございす。政府の施策として異例の措置をとり、特殊な立法措置まで講じ、これが公債費対策であるといふ態度としては、まことに無責任なまゐるものといふべきであり、それとしてまた各大臣間の思想の統一を欠いた、いわゆる閣内不統一の様相をはしなくもここに暴露したものであり、こつていひまゐるものといふべきであります。われわれは、将来において当然補てんすべき筋合いのものであり、地方公共団体の当然の権利であると考へること、いわば人さまの金を勝手に使つておいて、知らぬ存ぜぬ返さぬといふやうな理屈が成り立たないと同様でございす。さらにまた、現在の定められた率での交付税のワケの中では、理論的にも、実質的にも、操作不可能なことをなそうとしてゐる不合理をなくするたためにも、後日きれいに補てん、精算すべきであるという建前からして、かかる政府の不合理、不都合な態度には反対するものであります。

第二の反対の理由は、この法案及びこれに關連する措置は、交付税法、地方財政法の趣旨に反対するものであるといふ点でございす。交付税は地方の独立財源であり、使途を規定したり、条件をつけたたりし得ないことは、交付税法第三条に明かかてございす。また地方財政法第二条におきましては、地方財政の自主性を尊重することとは国の責務であると規定してあるの

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

に、政府の御都合主義、便宜主義、人氣取り政策によつて、これら法の精神を踏みにじり、特別立法をすればよろしいというふうなことは、許されるべきではないと思ふのであります。また、交付税の増額交付された場合、さらに地方団体の余裕金のある場合につきましては、地方財政法第四條、同じく第七條によつて処置できるのかかわらず、かような法案を持ち出す真意が、勝手な御都合、そのつと思ひつき政策によつて、法の趣旨に違反し、その精神を踏みにじる態度には、強く反対をいたし、反省を求めなければならぬと思ふのであります。

反対の第三の理由をいたしまして、公債費対策として、政府の責任において解決すべき措置として見るならば、交付団体にのみ元利償還費の一部として補給するのは片手落ちであるというところでござります。今回考へられておりますところの補給対象になる起債そのものは、ひとり交付団体にのみ存するものではないからでございまして、いやしくも政府の公債費対策として筋の通つたやり方をするといつたしますならば、これはどうしても納得できないのでござります。将来において交付団体の分も見るといふのであればともかく、言ひがごとく明年度一年限りの措置とするならば、別途何らかの措置を講じて交付団体に補給をすべきであると思ふのでありますが、それのできぬ政府の今回の措置は、きわめて不明確、不合理な、それこそ、つじつまの合わないその場しのぎの思ひつ

き施策といふべきものであります。(拍手)

反対の第四点といたしまして、すでにしばしば指摘したところでござりますが、政府の公債費対策は、一貫した、かつ総合的な計画が用意されておらない、きわめてずさんなものであることをあげなければならぬのでござります。言ひまでもなく、地方財政において重大な問題である公債費問題、しかもその多くの部分を政府の責任において解決しなければならぬ現段階におきましては、まず第一に、明確に政府の責任所在を規定し、それに基づいて一貫かつ総合的な施策を打ち立て、計画的にこれを遂行しなければならぬのに、単なる思ひつきの手段や、行き当たりばつたり、その場しのぎの措置は、地方団体の財政運営を混乱させ、せつなく軌道に乗つて明らかな見通しをつけておる団体には、迷惑しごくな措置ともなることがあることを忘れてはならぬのでござります。従つて、既往の起債に対する措置、また今後の起債政策を、将来の地方財政の確かな見通しの上に立つて、具体的、計画的に、そして合理的に措置すべきであつて、このことなしにとられた今度の措置は、そのゆえにこそ種々の矛盾錯綜を露呈しておるのでございまして、われわれの賛成し得ない第四の点でござります。(拍手)

以上要するに、本法案並びにこれに関連してとられます一連のいわゆる政府の公債費対策は、不合理、不明確きわまるものであり、また、ずさんきわまるものでありまして、そこには政府の責任も誠意も汲み取ることでせぬ、ごまかし政策である以外の何ものでもないことを明らかにいたしまして、反対の意を表明するものでござります。が、私、最後に、これらの諸点につきましては、与党の諸君も十分認めておるところでございまして、委員会におきますところの審議の過程あるいは討論の際にも、はつきり指摘をいたしておることあることをつけ加えまして、御参考を供し、反対討論を終るものでござります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十四、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長岡三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十三年三月十三日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 鶴平殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表国立大学の名称の欄中

東京工業大学

を

東京工業大
東京商船大
東京水産大

に改め、同表中

理工学部 東京工業大学

を

理 工 学 部 東京工業大学
商 船 学 部 海務学院
水 産 学 部

に、

東京水産大学
横浜国立大学
神奈川県
工学部
経済学部
芸術学部

を

横浜国立大学
神奈川県
工学部
経済学部
芸術学部

に、

商船大学
静岡県
商船学部
海務学院
静岡県
農工教育文
学学学理
学部学部学部

を

静岡大学
静岡県
農工教育文
学学学理
学部学部学部

改める。

第四条第二項の表中東京大学の項を次のように改める。

東京大学	宇田線観測		長野県	宇田線の観測及び研究
	原子核研究所	物理研究所		
	原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究	東京	

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

【岡三郎君登壇、拍手】

○岡三郎君 たいだいま議題となりまして国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の提案理由と、その内容を御説明申し上げます。本法律案は、国立大学の名称及び大学付置の研究施設の設置について改正をしようとするものであります。

すなわち改正の第一点は、東京水産大学及び商船大学の位置をそれぞれ神奈川県及び静岡県から東京都に移すとともに、商船大学の名称を東京商船大学と改めることとあります。改正の第二点は、共同利用の研究施設として、東京大学に物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究を目的とする物性研究所を設置することとあります。

委員会の審議におきましては、各委員から活発な質疑がなされましたが、それらの詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松永委員より、「商船、

日程第十六、昭和二十九年国庫増減及び現在額計算書
日程第十七、昭和二十九年国庫有財産無償貸付状況計算書
以上、三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長（寺尾重君） 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。決算委員長三浦義男君。

審査報告書

昭和二十九年一般会計歳入歳出決算
昭和二十九年特別会計歳入歳出決算
昭和二十九年国庫増減及び現在額計算書
昭和二十九年国庫有財産無償貸付状況計算書
昭和二十九年国庫収支計算書
昭和二十九年国庫債務負担行為計算書

第一 本件内容及び審査の経過
昭和二十九年一般会計歳入歳出決算、昭和二十九年特別会計歳入歳出決算、昭和二十九年国庫増減及び現在額計算書、昭和二十九年国庫有財産無償貸付状況計算書、昭和二十九年国庫収支計算書、昭和二十九年国庫債務負担行為計算書は、日本国憲法第九十条及び財政法第四十条その他関係諸法律の規定により昭和三十一年一月十二日国会に提出され、直ちに当委員会に付託されたものであつて、その概要は左の通りである。

一般会計
(1) 昭和二十九年一般会計歳入歳出決算
歳入決算額
一兆千八百五十億六千九百九十九円

(2) 昭和二十九年特別会計歳入歳出決算
歳入決算額
九千九百九十八億七千九百九十九円

(3) 昭和二十九年国庫増減及び現在額計算書
歳入決算額
九千九百九十八億七千九百九十九円

(4) 昭和二十九年国庫有財産無償貸付状況計算書
歳入決算額
九千九百九十八億七千九百九十九円

歳出決算額
一兆四百七億六千六百九十九円
であつて
差 引 千四百四十二億九千八百九十九円
の剰余を生じたが、この剰余金は財政法第四十一条の規定によつて昭和三十年度の歳入に繰入れた。

(2) 右の剰余金額には翌年度に繰越した歳出予算額及び前年度から繰越された剰余金の使用残額が含まれてゐるので、これらを差引くと、本年度新たに生じた純剰余金は三百八十億六千四百九十九円である。このうちから予算決算及び会計令第十九条第二号及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（昭和二十年政令第一八七号）附則第三項の規定による控除額六十六億四千三百九十九円を差引いた残額は、財政法第六十条の規定によつて、公債又は借入金金の償還財源に充てることになつてゐる。

(3) 前記決算総額を
歳入予算額 九千九百九十八億七千九百九十九円
歳出予算額 九千九百九十八億七千九百九十九円
に比較すると
歳入においては
千八百五十一億八千九百九十九円を増加し
歳出においては
四百八億八千九百九十九円を増加した。

(4) 歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰越したものがあつたため
千二百七億五千三百九十九円
前年度繰越額 七千九百九十九円
合 計 一兆二千二百九十九円

(5) 本年度の支出済歳出額
一兆四百七億六千六百九十九円
のほか本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越した額
六百五十四億二千八百九十九円
があるため
差引不用額 四百四十四億四千三百九十九円となつた。

(6) 国庫債務負担行為は
財政法第十五条第一項に基くものである。
国庫債務負担行為は
財政法第十五条第一項に基くものである。

限度額 百十五億七千四百九十九円
実際に負担した債務額 三十五億七千四百九十九円
既往年度からの繰越債務額 三十九億四千八百九十九円
本年度中の債務消滅額 三十二億四百九十九円
差引翌年度へ繰越債務額 四十三億三千八百九十九円
財政法第十五条第二項に基くものである。

限度額 三十億円
実際に負担した債務額 三千二百九十九円
既往年度からの繰越債務額 零

昭和三十一年三月二十九日 参議院会議録第二十号
金受払計算書、昭和二十九年政府関係機関決算書

昭和三十一年三月二十九日 参議院会議録第二十号
金受払計算書、昭和二十九年政府関係機関決算書

昭和三十一年三月二十九日 参議院会議録第二十号
金受払計算書、昭和二十九年政府関係機関決算書

昭和三十一年三月二十九日 参議院会議録第二十号
金受払計算書、昭和二十九年政府関係機関決算書

昭和三十一年三月二十九日 参議院会議録第二十号
金受払計算書、昭和二十九年政府関係機関決算書

昭和三十一年三月二十九日 参議院会議録第二十号
金受払計算書、昭和二十九年政府関係機関決算書

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 昭和二十九年年度一般會計收入歳出決算、昭和二十九年年度特別會計收入歳出決算、昭和二十九年年度國稅收納金整理算
金受払計算書、昭和二十九年年度政府關係機關決算書外二件

三〇六

本年度中の債務消滅額
八百余万円
差引翌年度へ繰越債務額
二千四百余万円
である。

(7) 公債は
内国債

本年度発行額
百九十六億七百余万円
既往年度よりの繰越額
四千二百五十七億
六千八百余万円
合 計
四千四百五十三億
七千五百余万円
本年度償還その他
二百三十四億九
千二百余万円
差引翌年度へ繰越額
四千二百五十八億
八千二百余万円
外国債(邦貨換算額)
本年度発行額
九千六百余万円
既往年度よりの繰越額
八百四十七億四
千八百余万円
合 計
八千四百八十八億
四千四百余万円
本年度償還その他
三十五億三千七百余万円
差引翌年度へ繰越額
八百十三億七百余万円
である。

(8) 借入金

本年度借入額
十二億五千七百余万円
既往年度よりの繰越額
六百十一億六千余万円
合 計
六百二十四億
千七百余万円

本年度償還その他
百十二億六千五百余万円
差引翌年度へ繰越額
五百十一億五千二百余万円
である。

(9) 大蔵省証券及び一時借入金の最
高限度額は四百億円で、これが実際
に債務負担したものではない。
特別会計
昭和二十九年年度における特別会計
の数は三十三であつて、各特別会
計の決算額の総計は

歳入決算額 一兆六千六百一
億三千三百余万円
歳出決算額 一兆五千二百二
十億六千六百余万円
である。

政府關係機關
昭和二十九年年度における政府關係
機關の数は九であつて、各機關の
決算額の総計は

収入決算額 八千四百四十六億
二千七百余万円
支出決算額 七千二百二十億四千余万円
である。

本件については大蔵省、運輸省、
郵政省及び会計検査院から説明を
聴いた後慎重審議を重ね、もつて
今日に至つたものである。

第二 審査の結果

本件を審査した結果
一、会計検査院の検査確認又は検査
完了した一般会計、特別会計及び
政府關係機關決算のうち決算検査
報告に指摘された不当事項及び是
正事項については会計検査院と概
ね意見を同じくする。
二、決算審査の結果については毎年
度内閣に警告を発しており、これ

に對し内閣においても事態の改善
に留意していることは一応認めら
れるが、二十九年年度においても会
計検査院が不当事項又は是正事項
として報告したものが二四六
件、批難金額約七十三億円に上つ
ている事実は、内閣のつた改善
措置が適切を欠き、これに伴う関
係者の努力が不足していたことを
示すものに外ならない。ここに二
十九年度決算審査の過程において
明らかにされた事実及び決算検査
報告の指摘事項等に鑑み、内閣に
對し次の諸項について警告を与え
る必要を認める。

(一) 綱紀の肅正

綱紀肅正は歴代内閣が公約と
して掲げた問題であるが、公務
員の不正、不当は依然として跡
を絶たず、決算検査報告指摘の
外世上の問題となつた農業共済
団体事務費負担金に係る横領事
件、外国食糧輸入に係る収賄事
件、大蔵省の公倉に係る不当事
実、日本国有鉄道職員収賄事
件等があり、國民に對し、各省庁
等に他にも同種の腐敗事実が内
在するとの印象を与えている。

このような事態の原因は、各
省庁等における上司がその地位
と職責に基き忠実を堅持し、自
ら行動を慎み、共に部下職員
の指導監督に意を用い、過誤を
未然に防止する点に反省と努力
を欠くところにあり、一面特に
会計処理に關する上司、即ち監
督者、決定者の段階における責
任の所在が明確でなく、責任感
を稀薄にするに不当事実には

對する行政処分が厳正を欠くと
ころにあると認められる。
内閣は速かに適切な対策を実
行して右のような國民の不信を
一掃するに努むべきである。

(二) 自主的統制、監査及び監
督

会計検査院の検査は厳正に行
われるとはいへ、根本は各省庁
等の機構内における自主的統制
と指導監督の確保が先行要件で
あり、又内部監査の励行によつ
てこれを補完する必要がある。こ
れらの制度は逐次形態を整えつ
つあるとはいへ、實際の成果は
未だ不足なきものが多く、今後
一層これを充実し、不当事態の未
然防止に努むべきである。

又日本国有鉄道、日本電信電
話、日本専売の三公社について
は或は外郭的団体等との諸契約
において公正を欠くと認められ
るものがあり、或は業務の拡張、
業況の好転に際し当面不急な過
大の設備を急いだものがあり、
或は国庫納付金確保の使命を輕
視して諸經費の使用に慎重を欠
いたものなどが見られるのは、
各公社首脳部の公金尊重の觀念
に欠くところがあるため遺憾
であるが、一面所管大臣の監督
が適切を欠き、形式化している
結果と認められる。
このような不当事態を抑制す
ることは公社経営上の独立性を
阻害するものではないから、内
閣は今後これが監督を厳正にし
各公社の内部を引締めるべきで
ある。

(三) 制度及び運営の整備改善

1 食糧管理特別会計

本特別会計は、食糧管理法
による業務の外に農産物価格
安定法、飼料供給安定法、甜
菜生産振興臨時措置法等によ
る業務に關する會計を一括経
理しているため巨額の赤字も
その内容が明らかでない。
又、中間經費についても節減
合理化の余地があると認めら
れる。

又、数年来の問題である滞
貨病変米の処理については、
國損の甚大なるに鑑み迅速適
切なる処置を実施すべきであ
る。内閣は本特別会計の内容
が國民の食生活に關連し、全
般の注目するところであるの
に鑑み速かに制度の改善を実
行し、健全なる運営を執行す
べきである。

2 農業共済再保險特別会計

農業災害補償制度の改正は
数年前からの懸案であり、國
会の問題となつた外、会計檢
査院等でも指摘されている。
内閣は、毎年百数十億円の
國費を支弁しながら、制度と
その運営が適切でなく、農民
にも納得、協力を得られてい
ない現状に鑑み、制度の根本
的改正を速かに実行するよう
一段の努力を払うべきであ
る。

3 各種補助金

各省各庁の補助金經理は逐
次改善の跡も認められるが、
更に公共事業費補助金におい

事業費の査定及び検査を適確にし、その他補助金全般につき、その適時適切な交付を図るなど資金の効率的使用を極力推進し、一面事業主体に対する指導監督を徹底すべきである。

又農林水産関係奨励補助金は、総額において毎年百数十億円に上っているが、その種目が多岐零細に過ぎ補助の効果を挙げていないものについては再検討し、農林水産業振興本来の目的達成を期すべきである。

なお、昭和二十九年年度決算の審査を終了するに当り、本委員会は以上の趣旨に基き、問題の多い防衛庁、農林省、運輸省及び日本国有鉄道に対し特に警告を発してその注意を喚起した。三、以上の外、前記決算については格別の異議がない。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和三十三年三月二十六日

決算委員長 三浦 義男

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

永野 護 大谷 賛雄
中野 文門 平島 敏夫
杉山 昌作 吉江 勝保
後藤 義隆 大谷藤之助
石井 桂 鈴木 一
江藤 智 奥 むめお
大倉 精一 岩間 正男
久保 等 片岡 文重

大竹平八郎 阿具根 登
赤松 常子 高田なほ子

昭和二十九年年度一般会計歳入歳出

決算

昭和二十九年年度特別会計歳入歳出

決算

昭和二十九年年度国税収納金整理資

金受託計算書

昭和二十九年年度政府関係機関決算

書

右

国会に提出する。

昭和三十一年一月十二日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

審査報告書

昭和二十九年年度国有財産増減及び

現在額総計算書

昭和二十九年年度国有財産無償貸付

状況総計算書

右全会一致をもつて異議がないと議

決した。よつて多数意見者の署名を

附して、報告する。

昭和三十三年三月二十六日

決算委員長 三浦 義男

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

永野 護 大谷 賛雄
中野 文門 平島 敏夫
杉山 昌作 吉江 勝保
後藤 義隆 大谷藤之助
石井 桂 鈴木 一
江藤 智 奥 むめお
大倉 精一 岩間 正男
久保 等 片岡 文重
大竹平八郎 阿具根 登
赤松 常子 高田なほ子

昭和二十九年年度国有財産増減及び

現在額総計算書

昭和二十九年年度国有財産無償貸付

状況総計算書

右

国会に提出する。

昭和三十一年二月二十四日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

三浦義男君登壇、拍手

○三浦義男君 たいま議題となりま

した昭和二十九年年度一般会計歳入歳出

決算外三件につきまして、決算委員会

における審議の経過及び結果の概要を

御報告申し上げます。

本件は、昨年一月十二日国会に提出

され、今回審査を終えたものでありま

す。

まず、本件の内容の概略を申し上げます。

一般会計では、歳入決算額一兆

千八百五十億余万円、歳出決算額一兆

四百七億余万円であつて、差引千四百

四十二億余万円の剰余を生じました

が、このうち、二十九年年度新たに生

じた純剰余金は三百八十億余万円であ

ります。また、年度内に使用し得る歳

出予算現額一兆二千二百六億余万円に

対して、前述の歳出決算額のほかに、翌

年度への繰越額が六百五十四億余万円

あつたので、百四十四億余万円が不用

額となりました。

次に、予備費は予算額八十億円に対

し、ほとんど全部使用されました。ま

た、国庫債務負担行為のうち、(1)、財

政法第十五条第一項に基くものは、限

度額百十五億余万円に對し、実際に負

担した債務額は三十五億余万円であ

り、(2)、同条第二項に基くものは、限

度額三十億円に對し、実際に負担した

債務額は三千二百余万円でありまし

た。公債は、年度首現在額五千五百億

余万円、年度中発行額百九十七億余万

円、同じく償還その他で減少額二百七

十億余万円、従つて年度末現在額五千

三十一億余万円であり、借入金は、年度

首現在額六百一十一億余万円、年度中借

入額十二億余万円、同じく償還その他

で減少額百十二億余万円、従つて年度

末現在額五百一十一億余万円でありま

す。

特別会計は、その数が三十三であり

まして、各特別会計の決算額の総計

は、歳入決算額が一兆六千六百一億余

万円、歳出決算額が一兆五千二百二十

億余万円でありま

す。

政府関係機関は、その数九でありま

して、各機関の決算額の総計は、収入

決算額八千四百四十六億余万円、支出

決算額七千二百二十億余万円でありま

す。

以上が決算の概略であります。詳

細は決算書類についてごらんを願いま

す。

本件については、関係各省及び会計

検査院から説明を聞いた後、四十数回

にわたり慎重審議を重ねました。その

詳細は会議録によつてごらんを願いま

す。審議の終了に當りまして、防衛

庁、農林省、運輸省及び日本国有鉄道

に對しては、それぞれの警告を發した

のであります。また、審査の結果とい

は、内閣に對し、審査報告書

に記載しました通りの警告を呈するこ

とを必要と認めました。

これらの問題点の大部分を申し上げま

す。まず第一に、綱紀の肅正でありま

す。これが実効をあげますためには、

各省庁等における上層者が、その地位

と職責に基き、忠実清廉を堅持し、み

ずからの行動を慎しむとともに、責任

の所在を明確にし、また部下職員に指

導監督に万全を期し、不当責任者に対

する処分を厳正にして、肅正の実を

あげることが必要であります。

第二は、財政管理における内部統

制、内部監査及び公社、公庫等に対す

る所管大臣の監督であります。会計検

査院の検査は厳正に行われま

すが、何

といつても根本は、当局の内部におけ

る内部統制を十分にし、内部監査もあ

わせ行なつて、不当事態を未然に防止

することでありま

す。特に、防衛庁、

日本国有鉄道、その他の省庁、公社に

おける物資の調達、工事の施行などに

見られる弛緩の現状は、すみやかに強

く引き締める必要がありま

す。

第三に、今後の予算編成上、考慮を

要する問題であります。予算の編成

は、厳密合理的な基礎に立つてはもちろ

ん、科目や金額についても再検討を加

えることが必要であります。

第四に、制度及び運営の整備改善で

あります。たとえば食糧管理特別会

計、農業共済再保険、各種の補助金、

日本国有鉄道の制度及び運営や経理な

どがあげられるのであります。

問題の点をあげれば、概略以上のよ

うなことであります。特に強調され

ましたのは、これらの問題がすべて数

年前から繰り返し警告されてい

るにもかかわらず、今日なお、十分に改められ

ていない点であります。この点につい

ては、政府の改善措置が逐次行われ

つありといへば、会計検査院の指摘事

項が毎年二千件、数十億円を数えてお

ることからも、巨額の国損が推測され

るのであります。政府の強い反省が

要望されるのであります。

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号 昭和二十九年年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十九年年度特別會計歳入歳出決算、昭和二十九年年度政府関係機関決算書外二件 金受計決算書、昭和二十九年年度政府関係機関決算書外二件

以上は、決算委員会として党派をこえた一致の意見でありまして、これは本件の採決の際における各委員の熱心な討論によつても明らかであります。

今、各委員の御意見の要旨を申し上げますと、まず、自由民主党を代表する大谷委員から「承認するに當つて、政府に次のことを要望する。不当事項の關係者は、責任を痛感し、真剣に改善の工夫努力をすること、不当経理の善後処置と關係者の行政処分を厳正に行うことが必要である」との御意見がありました。次に、日本社会党を代表する久保委員から「本件を承認するが、検査報告の批難件数は二十八年度よりも増加しており、金額も七十三億円に上つてゐる。政府が改善に努力を払つたかどうかは疑問を持つ、ことに今回警告を發した防衛庁などの四者は、二十八年度決算についても警告を受けてゐるのである、政府は責任体制を確立し、關係者の処分を厳正にしなければならぬ。国民は、処分の輕いことに對して不満を感じてゐる。また、審議の過程において、政府当局の決算に對する認識に欠けてゐると思はれる節があるのは遺憾しくである」との御意見が述べられました。次に、緑風会を代表する奥委員から「承認に當つて政府に反省を求めたい。不正不当の事実が年々繰り返され、さらに悪質を加へてゐること、責任の所在が明らかでないこと、行政処分が輕いことなどは、毎年警告してゐるのに、少しも改まらない。一方で重税に苦しみ、生活に困つてゐる人々があり、小学校の校舎さえ不足してゐるのに政府では巨額の未収金をそのままにしてゐたり、防衛庁の予算が使ひ切れないで

数百億円の繰り越しと不用額を生じてゐる。また、政府が行う購買、払い下げ、政策転換等の場合に、資金がむだに流れてゐるとの声を聞くのは、まことに残念にたえない」との御意見がありました。次に、無所属クラブの大竹委員から「政府は決算について、ただ国会に提出しさえすれば、それで責任は終つたという古い時代の考え方を保持しており、不当事態の善後処置について誠意が認められない。關係者の処分も不徹底で、ことに監督の立場にある者に対しては、きつめて輕い処置で済ましてゐる。多々島事件なども、その例としてあげられる。被害金の回収もはなはだ手ぬるい。また、毎年追及してゐる病変米の処分がまだそのまゝになつてゐるなど、不満な点は多いが、審査報告には賛成する」との意見が述べられました。次に、共産党の岩間委員から「決算については、なお究明しなければならぬ点があるが、審査報告には賛成する。綱紀の肅正が常に叫ばれてゐながら、一向に実行されないのは、政府の政治に對する態勢そのものがきざんとしてゐるからである。一体、いまだに米國に依存してゐて、真に独立性を確立してゐないのは遺憾しくである。それは調達庁の行政に

はつきり現れてゐる。安全保障諸費の使ひ方、日米合同委員会のあり方などを改革せねば民族の繁栄はできぬ。決算には不満であるが、将来の反省を期待して賛成する」との御意見が述べられました。

以上の討論を終りまして、採決の結果、満場一致をもって審査報告書の通り異議ないものと議決した次第であります。なお、社会党の高田は子委員長か

ら、決算経理上の制度及び運営に關して熱心な御発言があつたことを付言いたします。

以上をもつて、報告を終ります。次に、昭和二十九年年度国有財産増減及び現在額總計算書並びに昭和二十九年年度国有財産無償貸付状況總計算書に關する決算委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本件の内容の概略を申し上げますと、昭和二十九年年度において、一般會計、特別會計を合計いたしました国有財産の増加額は七千二百七十五億余万円、減少額は五百六十六億余万円、差引純増加額は六千七百九億余万円でありまして、年度末、すなわち昭和三十三年三月三十一日における国有財産の現在額は一兆四千三百三十三億余万円となつております。この内訳は、行政財産七千六百六十六億余万円、普通財産六千六百三十六億余万円でありまして、行政財産をさらに分類いたしますと、公用財産九百九十一億余万円、公共用財産一億余万円、皇室用財産三億余万円、企業用財産六千六百七十億余万円となつております。

次に、国有財産の無償貸付は、一般會計、特別會計を合計して、昭和二十九年年度におきます増加額は一億三千万余円、減少額は一億二千万余円、差引純増加額は一千一百万余円でありまして、年度末における無償貸付の現在額は二億余万円となつております。

決算委員会は、右二件につきまして、政府の説明並びに會計検査院の検査報告の説明を聴取いたしました上、昭和二十九年年度決算と並行して慎重審議いたしました。本件の内容をなしますところの国有財産の取得、管理

及び処分に關し、処理の適正でない点につきましては、別途、昭和二十九年年度決算において審査を行いましたので、この二件の計算書については異議がないことを議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件は、委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(寺尾豊君) 議員起立と認めます。よつて三件は、全会一致をもつて委員長報告の通り決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

○本日の會議に付した案件

一、諸般の件

一、日程第一 所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

一、日程第二 漁船再保険特別會計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうるための一般會計からの繰入金に關する法律案

一、日程第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 所得税法の一部を改正する法律案

一、日程第五 法人税法の一部を改正する法律案

一、日程第六 租税特別措置法案

一、日程第七 國土開發振興自動車道建設法案

一、日程第八 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第九 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

一、日程第十 信用保証協会法の一部を改正する法律案

一、日程第十一 厚生省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例に關する法律案

一、日程第十四 國立學校設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十五 昭和二十九年年度一般會計歳入歳出決算、昭和二十九年年度特別會計歳入歳出決算、昭和二十九年年度國稅納金整理資金受払計算書、昭和二十九年年度政府関係機関決算書

一、日程第十六 昭和二十九年年度国有財産増減及び現在額總計算書

一、日程第十七 昭和二十九年年度国有財産無償貸付状況總計算書

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

議員 森 八三三君 早川 慎一君

野田 俊作君 中山 福藏君

常岡 一郎君 竹下 豐次君

村上 義一君 廣瀬 久忠君

昭和三十三年三月二十九日 参議院會議録第二十号

大谷 賛雄君	武藤 常介君	川口 爲之助君	島村 軍次君	高良 とみ君	北 勝太郎君	岸 良一君	鹿島守之助君	石井 桂君	伊能繁次郎君	堀原 茂嘉君	加賀山之雄君	奥 むめお君	堀 末治君	有馬 英二君	苦米地英俊君	近藤 勲代君	上林 忠次君	佐藤 尙武君	藤野 繁雄君	西川 基五郎君	谷口 弥三郎君	新谷 寅三郎君	森田 義衛君	杉山 昌作君	後藤 文夫君	高瀬 莊太郎君	石黒 忠煥君	鶴見 祐輔君	一松 定吉君	草葉 隆圓君	堀本 宜實君	前田 佳都男君	堀本 秀逸君	手島 榮君	鈴木 万平君	柴田 榮君	堀見 俊二君	大谷 勝之助君	大沢 雄一君	重政 庸徳君	高橋 衛君	土田 太郎君	永野 護君	雨森 常夫君	三木 與吉郎君	横川 信夫君	木島 虎蔵君	関根 久蔵君	野本 品吉君	秋山 俊一郎君	最上 英子君	岩沢 忠恭君	三浦 義男君	高野 一夫君	宮田 重文君	木内 四郎君	青山 正一君	左藤 義隆君	植竹 春彦君	石原幹市郎君	重宗 雄三君	苦米地義三君	中山 壽彦君	泉山 三六君	小林 英三君	大野 木秀次郎君	松平 勇雄君	井村 徳二君	小澤 久太郎君	稲浦 鹿蔵君	吉江 勝保君	平島 敏夫君
--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	---------	--------	--------	--------

後藤 義隆君	勝保 稔君	小西 英雄君	佐藤清一郎君	吉田 萬次君	横山 フク君	綿原 亨君	佐野 廣君	青柳 秀夫君	白井 勇君	高橋進太郎君	山本 米治君	寺本 廣作君	山本 幸弘君	小幡 治和君	上原 正吉君	古池 信三君	館 哲二君	郡 祐一君	西郷吉之助君	小林 武治君	紅露 みつ君	小坂 豊一君	木暮武太夫君	石坂 豊一君	下條 康麿君	野村 吉三郎君	笹森 順造君	青木 一男君	津島 壽一君	吉野 信次君	大矢 正君	中野 文門君	森中 守義君	北村 暢君	藤田 藤太郎君	相澤 重明君	松永 忠二君	占部 秀男君	森 元治郎君	木下 友敬君	山本 經勝君	阿 三郎君	龜田 得治君	秋山 長遠君	久保 等君	柴谷 要君	大和 与一君	安部キミ子君	近藤 信一君	千葉 信君	戸叶 武君	大倉 精一君	田畑 金光君	吉田 法晴君	松澤 兼人君	河合 義一君	成瀬 橋治君	島 清君	田中 一君	赤松 常子君	野溝 勝君	松本治一郎君	三木 治朗君	東 隆君	荒木正三郎君	市川 房枝君	野坂 参三君	岩岡 正男君	横川 正市君	大竹平八郎君	鈴木 壽君	大河原 次君	伊藤 彌道君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	-------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

天坊 裕彦君	千田 正君	光村 甚助君	鈴木 一君	坂本 昭君	阿部 竹松君	安部 清美君	松澤 靖介君	椿 繁夫君	阿具根 登君	中村 正雄君	矢嶋 三義君	相馬 助治君	小西井義男君	永岡 光治君	松浦 清一君	高田 なほ子君	片岡 文重君	重盛 壽治君	羽生 三七君	栗山 良夫君	山下 義信君	清澤 俊英君	棚橋 小虎君	山田 節男君	大蔵大臣 池田 勇人君	建設大臣 南條 徳男君	自治政務次官 加藤 精三君	文部政務次官 稻葉 修君	厚生政務次官 中垣 國男君	厚生大臣官 牛丸 義留君	通商産業 政務次官 長谷川四郎君	政府委員 自治政務次官 加藤 精三君	文部政務次官 稻葉 修君	厚生政務次官 中垣 國男君	厚生大臣官 牛丸 義留君	通商産業 政務次官 長谷川四郎君	大蔵大臣 池田 勇人君	建設大臣 南條 徳男君	政府委員 自治政務次官 加藤 精三君	文部政務次官 稻葉 修君	厚生政務次官 中垣 國男君	厚生大臣官 牛丸 義留君	通商産業 政務次官 長谷川四郎君
--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	---------------	--------------	---------------	--------------	------------------	--------------------	--------------	---------------	--------------	------------------	-------------	-------------	--------------------	--------------	---------------	--------------	------------------

昭和三十三年三月十八日
通信委員長 船木 幸弘
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
石坂 豊一 新谷寅三郎
宮田 重文 横川 信夫
最上 英子 奥 むめお

〔第十六号参照〕
審査報告書
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十九日
通信委員長 船木 幸弘
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
石坂 豊一 新谷寅三郎
宮田 重文 横川 信夫
最上 英子 奥 むめお

多数意見者署名
阿具根 登 近藤 信一
阿部 竹松 小幡 治和
大竹平八郎 藤田 進
白井 勇 大谷 賛雄
加藤 正人 高橋 衛
豊田 雅幸 小西 英雄
西川 弥平治 青柳 秀夫

一、委員会の決定の理由
この法案は、本法施行後における特別鉱害復旧工事の進行状況にかんがみ、残工事の復旧を確保するため本年五月十一日に失効する本法の有効期間を昭和三十三年三月末日まで延長しようとするものである。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十九日
商工委員長 松澤 兼人
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
阿具根 登 近藤 信一
阿部 竹松 小幡 治和
大竹平八郎 藤田 進
白井 勇 大谷 賛雄
加藤 正人 高橋 衛

豊田 雅孝 小西 英雄
西川 弥平治 青柳 秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、家屋等を一般被害復旧基本計画の対象に加えるとともに、家屋等の復旧工事について、国及び都道府県が補助金を交付しようとするものである。

本法施行後の経験にかんがみ、委員会は、右の措置を妥当なものと認めた。

なお別紙の附帯決議を行った。

二、費用

昭和三十三年一度一般会計予算に、家屋等一般被害復旧事業費補助金等七千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本改正法の施行にあたり、次の諸点について特段の考慮を払い、必要な措置を講ずべきである。

一、被害の認定、復旧に関する紛争の円滑なる処理を図るとともに、被害測量の公平な実施とこれに必要な予算を確保すること。

二、家屋の復旧を促進するための予算の増額を図ること。

三、汚濁水の放流、ほた山の崩壊、盗掘、盗掘等について万全の予防措置を講ずるは勿論、これらによつて起る被害の被害者保護については、遺憾なき措置を講ずること。

なお、この際政府は、被害発生要因の除去に一層の努力をするるとともに、石炭政策の基本的態度を

明確にし、もつて石炭鉱業の発展と安定を図るべきである。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十九日

農林水産 堀 末治
委員長

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

河野 謙三 下條 康鷹
堀本 宜實 雨森 常夫
柴田 栄 佐藤清一郎
上林 忠次 田中 啓一
羽生 三七 千田 正
小笠原三三男 北村 暢
東 隆 清澤 俊英
藤野 繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を昭和三十三年度において、七十億円増額しようとするものであつて、農林漁業金融公庫の機能の拡大に資し、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため七十億円を必要とし、産業投資特別会計から出資することになつてゐる。

審査報告書

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十九日

農林水産 堀 末治
委員長

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

重政 庸徳 河野 謙三
下條 康鷹 佐藤清一郎
堀本 宜實 雨森 常夫
柴田 栄 田中 啓一
千田 正 小笠原三三男
北村 暢 東 隆
上林 忠次 藤野 繁雄
清澤 俊英

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十一年の冷害等の災害による被害農家に対して、飯用の米を廉価で売り渡すための特別措置について規定するものであつて、災害対策の一環として妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため約一億円の経費が必要であると見込まれ、その予算的措置は今後に残されている。

参議院會議録第十七号中正誤

頁 段 行

一五 五 異する 正

一六 終り 矛盾ではな 異にする

一七 五から いか、 矛盾ではな

一八 五三 結果 結果

一九 四三 新なに 新たに

参議院會議録第十九号中正誤

頁 段 行

三二 一 又び 誤

三三 一 又び 正

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所
東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五